

たかおかの環境

平成25年度

高岡市

はじめに

高岡市は、庄川・小矢部川や二上山・西山丘陵そして雨晴海岸など水と緑が織りなす美しく豊かな自然と、越中万葉の故地で国宝瑞龍寺などがある、長い歴史の中で培われた薫り高い伝統と文化に恵まれたまちです。

私たちは、この恵み豊かな環境を次の世代に引き継いでいく責務があります。

しかし、今日では地球温暖化など、複雑かつ広範囲に様々な問題が起きており、人類の生存基盤である地球環境に影響を及ぼしつつあります。

それらを解決するためには、社会経済活動や人々の生活様式を見直し、地域の活力や生活の質との調和を図りながら、環境への負荷の少ない持続可能な社会を築いていく必要があります。

そこで、環境保全施策に加え、低炭素社会・循環型社会の実現に向け、緑化施策や公共交通の利活用なども含めた環境施策を効果的に推進するとともに、市役所自らの事務事業に関しては、オフィスでの省エネ活動、環境に配慮した公共工事の実施など、環境への負荷低減に率先して努めています。

また、住宅用太陽光発電システムの推進や幼保園児を対象としたグリーンカーテンの取組みなどを通じて、地域ぐるみのエコライフの実践を目指しています。さらに、来年三月の北陸新幹線開業を迎え、環境と人にやさしい公共交通の利活用は、ますます重要になっています。

こうした環境にかかわる様々な施策や事業に、「高岡市環境基本計画」に基づいて、事業者や市民等の皆様と一体となって取り組み、健やかで美しく豊かな「環境共生のまち高岡」の実現に努めていきたいと考えています。

本書は、平成25年度の高岡市の環境や施策の実施状況などを取りまとめたものであり、本市の環境の現況についてご理解を深めていただき、より一層のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成26年9月

高岡市長 高橋 正樹

目 次

第1編 総 論	
第1章 高岡市の概要	1
第1節 本市の自然的条件	1
1 位置及び地勢	1
2 気 候	1
第2節 本市の社会的条件	2
1 人 口	2
2 工 業	2
3 土 地 利 用	3
4 交 通	4
第2章 本市の環境の概況	5
1 大 気 環 境	5
2 水 環 境	6
3 騒 音	6
4 振 動	6
5 悪 臭	7
6 地 下 水	7
7 そ の 他	7
8 調査結果等の資料	7
第2編 環境の現況と対策	
第1章 大 気 環 境	9
第1節 現 況	9
1 監 視 体 制	9
2 汚 染 物 質 別 の 現 況	11
第2節 大気環境の保全対策	18
1 法律・条例に基づく規制	18
2 工場・事業場への調査指導状況	20
第3節 酸 性 雨	20
第4節 ダイオキシン類対策	21
1 ダイオキシン類とは	21
2 ダイオキシン類の汚染状況と対策	22

第2章	水	環	境	23						
第1節	現	況	23							
1	河川	の	汚濁	状況 23						
2	地下水	の	汚染	状況 29						
3	ダイオキシン類	の	環境	調査 29						
第2節	水	環	境	の	保	全	対	策 30		
1	法律・条例	に	基	づく	規	制 30				
2	工場・事業場	へ	の	調	査	指	導	状	況 31	
3	浄化槽	の	設	置	状	況 32				
第3章	騒	音	34							
第1節	現	況	34							
1	自動車	交	通	騒	音	(地	点	評	価) 36
2	自動車	交	通	騒	音	(面	的	評	価) 39
3	自動車	交	通	騒	音	(要	請	限	度) 42
第2節	騒	音	防	止	対	策 44				
1	法律・条例	に	基	づく	規	制 44				
2	工場・事業場	へ	の	調	査	指	導	状	況 47	
第4章	振	動	48							
第1節	現	況	48							
1	道路	交	通	振	動 49					
第2節	振	動	防	止	対	策 51				
1	法律	に	基	づく	規	制 51				
2	工場・事業場	へ	の	調	査	指	導	状	況 53	
第5章	悪	臭	54							
第1節	現	況	54							
第2節	悪	臭	防	止	対	策 54				
1	法律・条例	に	基	づく	規	制 54				
2	工場・事業場	へ	の	調	査	指	導	状	況 56	
第6章	地	下	水	57						
第1節	現	況	57							
1	地下水	位	の	変	動 58					
2	地下水	の	塩	水	化 60					

第2節	地下水の保全対策	61
1	条例に基づく規制	61
2	地下水位観測体制の整備	62
3	行政指導	62
4	富山県地下水指針の推進	62
第7章	公害苦情	65
第8章	公害健康被害補償	66
第1節	大気汚染健康障害者医療救済制度	66
第9章	環境保全対策等に対する助成	66
第1節	公害防止施設整備資金利子補給制度	66
第2節	住宅用太陽光発電システム設置補助金制度	67
第10章	快適環境	67
第1節	富山新港地区緩衝緑地整備	67
第2節	啓発事業	67
1	環境月間行事	67
2	環境保全啓発事業	68
3	資源循環啓発事業	69
第11章	その他の公害防止事業	70
第1節	公害防止協定	70
1	公害防止協定の締結状況	70
2	公害防止協定締結工場の立入調査結果	71
第2節	事前協議	71
第3節	公害パトロール	71
第12章	環境のまちづくり	72
第1節	環境基本条例	72
1	基本理念	72
2	基本方針	72
3	市、事業者、市民などの役割	72
4	環境基本計画	73
5	基本的施策の推進	73
6	環境審議会	73

第2節	環 境 基 本 計 画	73
1	趣 旨	73
2	経 緯	73
3	計 画 の 期 間	73
4	計 画 の 目 標	73
5	施 策 の 展 開	74
6	将 来 の 高 岡 市 と 環 境	75
7	施 策 の 推 進	75
第13章	環 境 (公 害) 行 政 の 体 制	76
第1節	行 政 機 構	76
1	環 境 行 政 の 沿 革	76
2	機 構	78
第2節	環 境 審 議 会	78
第14章	環 境 マ ネ ジ メ ン ト シ ス テ ム の 推 進	79
第1節	地 球 温 暖 化 防 止 高 岡 市 役 所 実 行 計 画 の 取 り 組 み	79
1	取 組 実 績	79
第2節	環 境 マ ネ ジ メ ン ト の 取 り 組 み	80
1	本 市 シ ス テ ム の 概 要	80
2	実 績	80
3	継 続 的 な 取 り 組 み	85
第3編	関 係 資 料	

第 1 編 総 論

第1章 高岡市の概要

第1節 本市の自然的条件

1 位置及び地勢

高岡市は、富山県の西部に位置し、東西24.5km、南北19.2km、面積209.42km²である。市域は北東部が富山湾に面し、東部は射水平野、南部は砺波の沃野に接し、庄川と小矢部川とによって生じた沖積平野が広がり、北西部の二上山から沢川に延びる西山丘陵地帯を除けば、おおむね平坦地である。

また、南部平野地帯の第四期沖積層は、その大部分が庄川扇状地を形成し、豊富で良質な地下水を包蔵している。

市街地は、市のほぼ中央に位置し、海岸地帯では特定重要港湾伏木富山港を擁する臨海工業地帯が形成されている。

□ 高岡市の位置

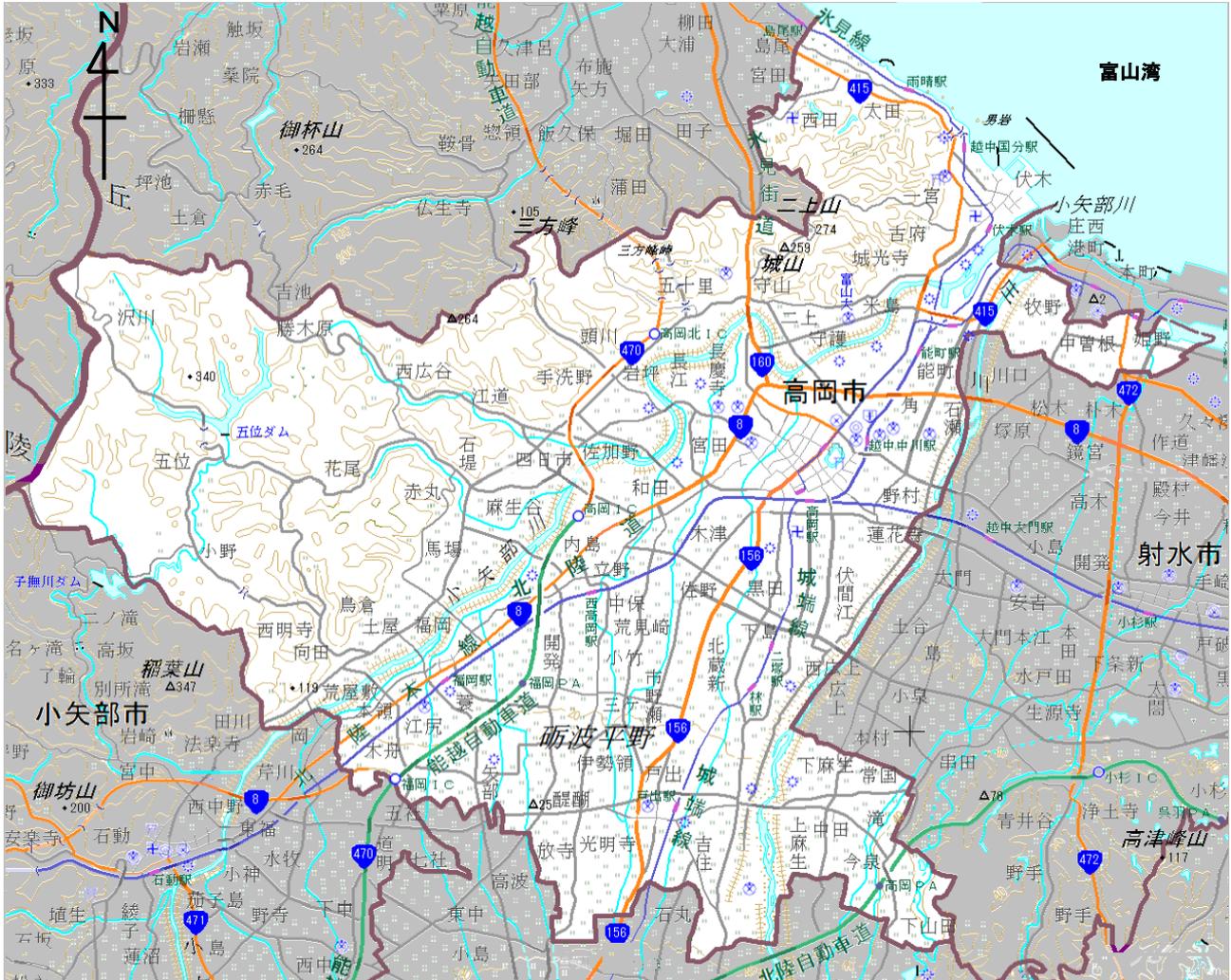


2 気 候

気候は、いわゆる日本海型に属している。冬は西高東低の気圧配置が多く、北西の季節風が吹き、みぞれや雪が降ることが多い。春はフェーン現象により気温が高くなることが多い。

風向風配については、本市は、東西に庄川、小矢部川、北部から西部にかけての西部丘陵、東北部は富山湾、南部は庄川扇状地に連なるとい地形になっていることから、風配もこの地形の影響を受け、北東・南西の海陸風が年間を通じて主な風向となっている。

□ 高岡市の概要図



第2節 本市の社会的条件

1 人口

本市の人口（平成26年3月31日現在）は、176,259人（男84,880人、女91,379人）、世帯数は66,061であり、富山県西部の中核となる都市である。

2 工業

本市は、慶長14年（1609年）に加賀藩第二代藩主前田利長公が現在の古城公園に城を築き、地名を詩経の一節「鳳凰鳴けり彼の高き岡に」から「高岡」と名付けた。利長公没後、

一国一城令によって高岡城は廃城となったが、三代藩主利常公は、商工業の町として残すべく町人に特権を与えて産業の育成に力を注ぐなど手厚い保護を行ったことから、その後も領内屈指の商工の町として発展を続けてきた。

明治22年（1889年）に市町村制が実施され、全国38市とともに市制を施行した。その後、隣接町村との合併を重ねながら発展し、この間、藩政時代に培われた技術は、銅器、漆器などの伝統産業として栄え、さらに、捺染、ニットなどの地場産業が成長した。

また、大正末期から、豊富な電力、工業用水、港湾などの好条件のもとで繊維、紙・パルプ、化学、アルミニウム、プラスチック工業など近代産業が育ち、日本海沿岸有数の工業集積を有している。

平成17年11月に旧高岡市と福岡町が合併し新高岡市が誕生した。平成24年経済センサス活動調査（H25.8）によれば、従業員4人以上の事業所数は579で、従業者数は15,885人であった。また、製造品出荷額等は、3,776億円であった。

□ 高岡市の工業の状況（平成24年経済センサス活動調査（H25.8））

事業所数	金属製品	一般機械	非鉄金属	食料品	プラスチック	パルプ紙	その他
579	25.0%	12.3%	11.4%	7.6%	5.4%	5.0%	33.3%

従業員数	金属製品	化学	非鉄金属	一般機械	プラスチック	パルプ紙	その他
15,885人	25.7%	12.2%	10.1%	9.0%	6.9%	6.5%	29.6%

製造品出荷額	金属製品	化学	パルプ紙	非鉄金属	プラスチック	一般機械	その他
3,776億円	19.9%	19.5%	16.2%	9.6%	6.3%	6.0%	22.5%

3 土地利用

本市の市域面積は209.42km²で、都市計画用途地域の現況は次のとおりである。

□ 富山高岡広域都市計画区域

平成26年3月31日現在

区分	市街化区域												市街化調整	合計
	第1種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	小計		
面積(ha)	207	951	48	1011	14	32	144	170	368	660	22	3627	11439	15066
比率(%)	5.7	26.2	1.3	27.9	0.4	0.9	4.0	4.7	10.1	18.2	0.6	100	—	—

□ 福岡都市計画区域

平成26年3月31日現在

区分	用途地域												用途 無指 定地 域	都市 計画 区域 外	合計
	第1種低 層住居専 用地域	第1種中 高層住居 専用地域	第2種中 高層住居 専用地域	第1種 住居地 域	第2種 住居地 域	準住居 地域	近隣 商業地 域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業 専用地 域	工業用 地域			
面積(ha)	16	70	5	76	5	0	19	0	42	20	0	253	2739	2884	5876
比率(%)	6.3	27.7	2.0	30.0	2.0	0	7.5	0	16.6	7.9	0	100	—	—	—

4 交 通

本市では、富山県西部の中核都市として発展してきたことから、東西及び南北方向に鉄道や幹線道路が整備されてきた。

鉄道は、東西方向にJR北陸本線、南北方向にJR氷見線、JR城端線、万葉線があり、道路網は、東西方向の国道8号、415号、南北方向の156号、160号を中心に構成されている。

近年、自動車は市民生活や経済活動において主要な交通手段となっており、北陸自動車道や能越自動車道などの高速道路網や幹線道路網の整備も着実に進められている。一方、自動車交通量の増大は、我々の生活環境に対して排出ガスや騒音・振動等様々な公害問題を起こす要因となることから、国、県等関係機関と連携し、総合的な対策が必要となっている。

また、平成26年度末の北陸新幹線開通を控え、平成21年10月に高岡市内の新幹線沿線の土地利用状況を勘案して、国の環境基準に係る地域類型の県による指定がなされている。一方、建設事業の主体である鉄道運輸機構内に環境対策を行う担当部局が設けられ、補償や対策業務が開始されている。

第2章 本市の環境の概況

本市の環境の状況は、公害関係法令による規制、高岡市環境基本条例、高岡市公害防止条例、公害防止協定等による各種施策の推進により、全般的に改善されてきているが、大気環境に係る汚染や自動車走行に伴う騒音など、今後さらに改善していかなければならない課題も残っている。

また、様々な産業活動や日常生活の中で利用されている多種多様な化学物質や、物の焼却などに伴い非意図的に発生する化学物質などによる新たな環境汚染への対応も含めた的確な施策を推進する必要がある。

さらに、地球温暖化防止対策など地球規模の環境問題について、行政、事業者、市民が、それぞれの立場で環境の保全に努めなければならない。

本市の環境の概況等は次のとおりである。

1 大気環境

大気は、私たちが生活していくうえでなくてはならないものであり、健康で快適な生活を営むためには、きれいな空を守っていかなければならない。

本市では、大気状況を把握するため、市で2局、県で2局（うち1局は自動車排出ガス観測局）の大気汚染常時観測局を設置し、常時監視を行っている。

二酸化硫黄の年平均値の推移は、ほぼ横ばい傾向である。平成25年度は全観測局において環境基準に適合していた。

浮遊粒子状物質の年平均値の推移は、ほぼ横ばい傾向である。平成25年度は全観測局において環境基準に適合していた。

微小粒子状物質（PM2.5）は平成24年度から観測が開始され、平成25年度は国が示す判断基準には達していないが、県独自の判断基準（国の判断基準よりも厳しく、より安全側に立ったもの）を上回ったため、注意喚起が2回実施された。

二酸化窒素の年平均値の推移は、ほぼ横ばい傾向である。平成25年度は全観測局において環境基準に適合していた。

光化学オキシダントの年平均値の推移は、ほぼ横ばい傾向である。平成25年度は観測中に環境基準を超える時間があり、全観測局で環境基準を超えていたが、「富山県大気汚染緊急時対策要綱」に定められた注意報などの発令はなかった。

一酸化炭素等の年平均値の推移は、ほぼ横ばい傾向である。平成25年度は自動車排ガス局において環境基準に適合していた。

酸性雨については、その実態を把握するため、雨水のpH等の測定を継続している。平成25年度における降水のpH年平均値は、5.1(4.1～7.2の範囲)であった。

ダイオキシン類の大気環境調査は、市内3地点（1地点は県実施、2地点は市実施）で実施した。その結果、年平均値は、いずれの地点においても環境基準に適合していた。

2 水 環 境

水は、私たち人間はもとより地球上の生物にとって大切なものであり、毎日の暮らしに必要なだけでなく農業、工業などの産業活動を支える重要な資源である。

近年、主要河川の水質は工場排水に対する法規制のほか、下水道の処理区域の拡大や合併処理浄化槽設置の普及により逐次改善されてきた。

本市では、河川の水質の状況を把握するため、国、県の調査と併せて11河川18地点で水質調査を実施している。平成25年度の結果は、河川の汚濁指標であるBODがいずれの地点においても環境基準に適合していた。

地下水の状況については、県と連携して水質調査を実施しており、平成25年度は、すべての地点において環境基準に適合していた。

また、平成8年にテトラクロエチレンによる地下水汚染が判明した戸出町地内について継続調査を実施した結果、すべての地点において環境基準に適合していた。

ダイオキシン類の水質環境調査は、河川水2地点(市実施)、地下水2地点(市実施)で実施した。

結果、河川水、地下水については、いずれの地点においても環境基準に適合していた。

3 騒 音

騒音は、各種公害の中でも日常生活に最も関係深いものの一つである。

本市では、法律や条例に基づき工場や事業場を指導するとともに、市内全域における環境騒音について調査を実施している。

平成25年度の環境騒音の測定結果は次のとおりである。

自動車交通騒音(地点評価)について、全ての時間帯で環境基準に適合していたのは、道路に面する地域20地点のうち17地点(85%)であった。

自動車交通騒音(面的評価)について、昼夜ともに環境基準を達成していたのは、道路に面する地域のうち、当該地域内の全ての住居等7,272戸のうち6,890戸(94.7%)であった。

自動車交通騒音の実態を把握するため、主要道路沿い21地点で調査を実施した結果、いずれの地点においても自動車交通騒音の要請限度を下回っていた。

4 振 動

振動は、騒音と同様に各種公害の中でも日常生活に最も関係深いものの一つである。

本市では、法律に基づき工場や事業場を指導するとともに、道路交通振動について調査を実施している。

道路交通振動については、主要道路沿い20地点で調査を実施した結果、いずれの地点においても道路交通振動の要請限度を下回っていた。

5 悪 臭

悪臭は、人に不快感・嫌悪感を与えるものであり、感覚公害の性格をもっている。

悪臭の発生源は工場・事業場における生産活動のほか、日常生活に伴うものなど多種多様である。

本市では、法律や条例に基づき、工場や事業場を指導するとともに、調査を実施している。平成25年度の調査結果は、いずれの工場・事業場も規制値を下回っていたが、臭気発生の防止に努めるよう指導している。

6 地 下 水

本市は、豊富な地下水に恵まれており、産業活動や日常生活に多大な恩恵を受けている。近年は、工業用の利用はほぼ横ばいであるが、冬期間に道路や駐車場等の消雪用として地下水が多く利用されている。

本市では、観測井戸（市管理7か所、県管理5か所）を設置し、地下水位の観測を実施している。

地下水位の変動は全体的にはほぼ横ばいに推移しているが、降雪時には消雪井戸の密集する市街地において一時的に地下水位の低下が見られる。

また、県が平成4年度に策定し、平成18年3月に改定した「地下水指針」に基づき、将来にわたっての地下水の保全・適正利用を図るため、県や関係行政機関と一体となって、地下水の合理的利用の促進や井戸設置者に対する指導などの施策を進めている。

7 そ の 他

本市では、法律や条例による規制とは別に、本市と企業との間で公害防止協定を締結している。

8 調 査 結 果 等 の 資 料

この報告書の第2編 第1章 大気環境、第2章 水環境、第6章 地下水に関しては、本市における調査結果のほか、県及び関係機関等の調査結果を活用し、取りまとめたものである。

第2編 環境の現況と対策

第1章 大気環境

第1節 現況

大気の汚染物質は、工場・事業場等の固定発生源や自動車等の移動発生源から排出されるもののほか、火山などの自然活動に起因するものがあり、二酸化硫黄や浮遊粒子状物質等11物質について大気環境基準が定められている。

工場・事業場からの排出については排出基準を設けて規制が行われ、さらに県では、大気汚染対策として「ブルースカイ計画」による指導が行われている。

本市ではこれらに併せて、主要工場と公害防止協定を締結するとともに、適切な指導に努めている。

また近年、大気中から低濃度ではあるが検出されているダイオキシン類、揮発性有機化合物等の化学物質については、その長期曝露による健康影響が懸念されていることから、科学的知見の充実に努めるとともに、発生源において排出抑制等の適切な対策が講じられる必要がある。

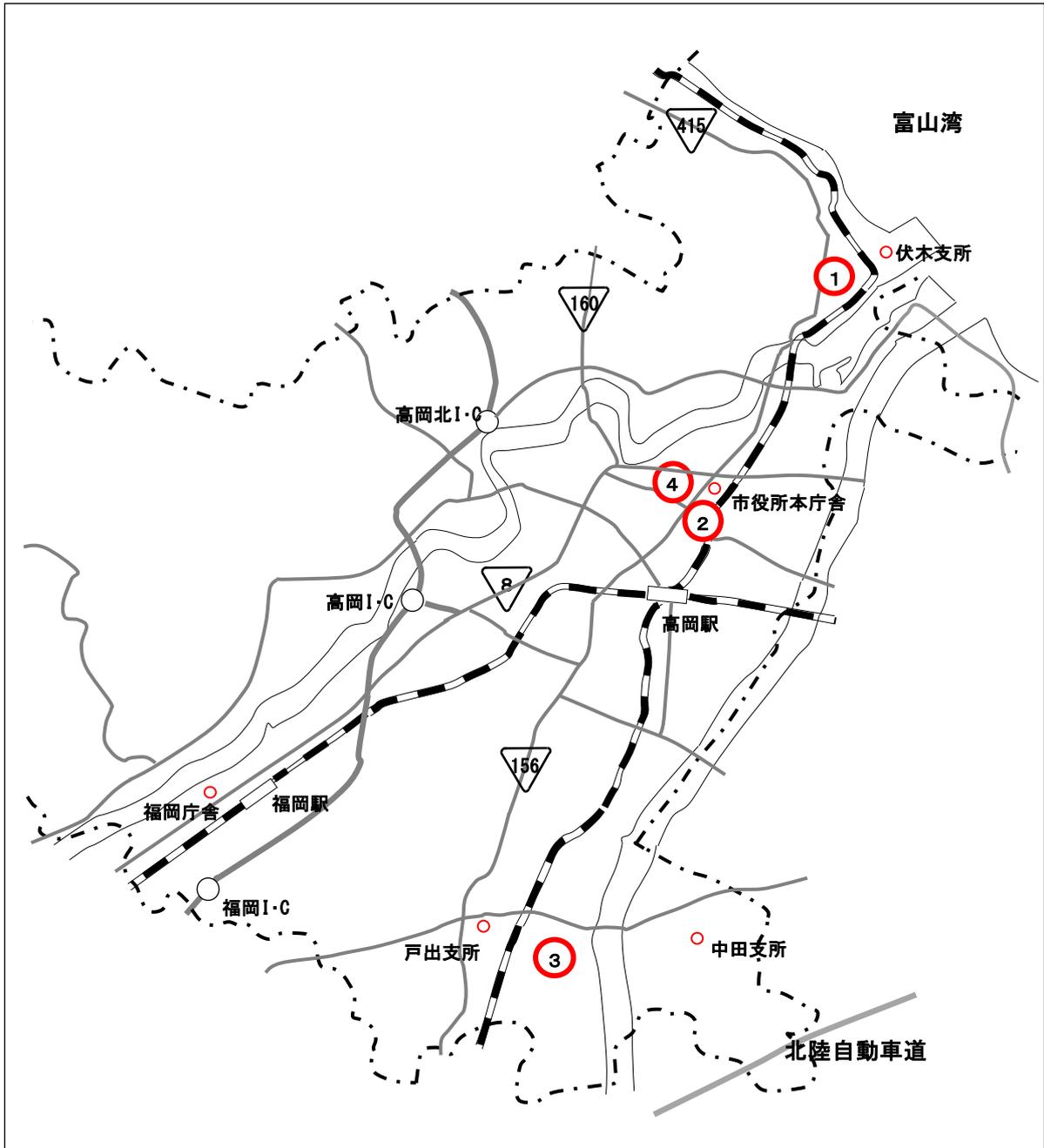
1 監視体制

大気汚染常時監視については、市で本丸、戸出の2観測局、県で伏木、大坪の2観測局、併せて4観測局において実施している。

□ 大気汚染常時観測局測定項目一覧表

項目		二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	一酸化窒素	二酸化窒素	窒素酸化物	光化学オキシダント	一酸化炭素	炭化水素	風向	風速	管理者
区分	観測局												
一般環境	伏木	○	○	○	○	○	○	○			○	○	県
	本丸	○	○		○	○	○	○			○	○	市
	戸出		○					○			○	○	市
自動車排出ガス	大坪		○	○	○	○	○		○	○			県

□ 大気汚染観測局の配置図



- ① 伏木観測局
- ② 本丸観測局
- ③ 戸出観測局
- ④ 大坪観測局

2 汚染物質別の現況

(1) 大気汚染常時観測局（一般環境観測局）の測定結果

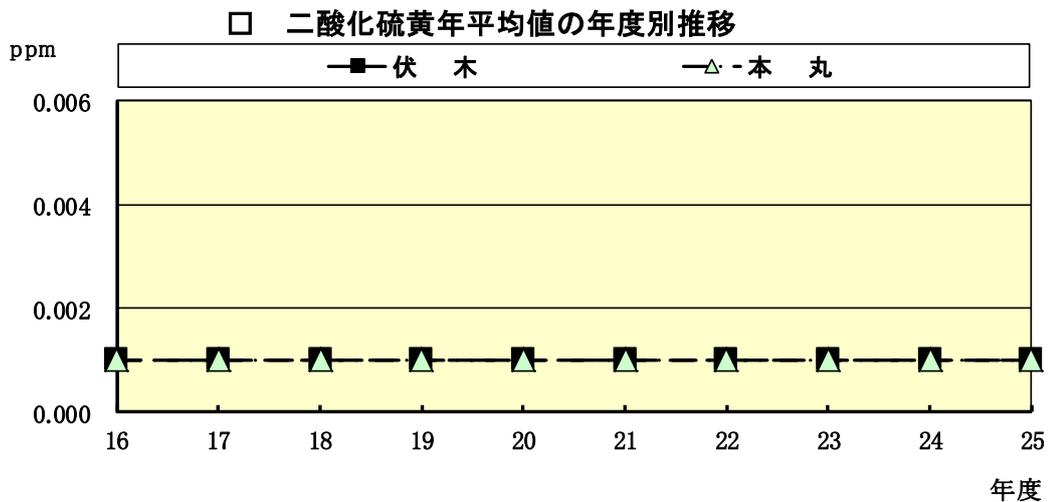
ア 二酸化硫黄

二酸化硫黄(SO₂)は、主に硫黄分を含む石油や石炭の燃焼によって生じ、喘息等の公害病や酸性雨の原因となる。

SO₂による大気汚染は、高度経済成長期の化石燃料の大量消費によって急速に悪化したため、排出規制や燃料中に含まれている硫黄分を規制するなどの対策が講じられた。この結果、SO₂濃度の年平均値は昭和40～50年代に比べると著しく減少している。

一般環境観測局の年平均値は、0.001ppmであり環境基準に適合していた。

[関係資料 (大気) - 1、(大気) - 6]



□ 二酸化硫黄に係る環境基準の適合状況

単位：ppm

観測局	目標値 (環境基準)	1時間値の最高値	日平均値の最高値	年平均値	日平均の2%除外値	適合状況	
						短期	長期
伏木	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	0.017	0.003	0.001	0.001	○	○
本丸		0.006	0.002	0.001	0.002	○	○

注1 短期的評価による適合とは、1日平均値がすべての有効測定日(欠測が4時間以内であること。)で0.04ppm以下であり、かつ、1時間値がすべての測定時間において0.1ppm以下をいう。

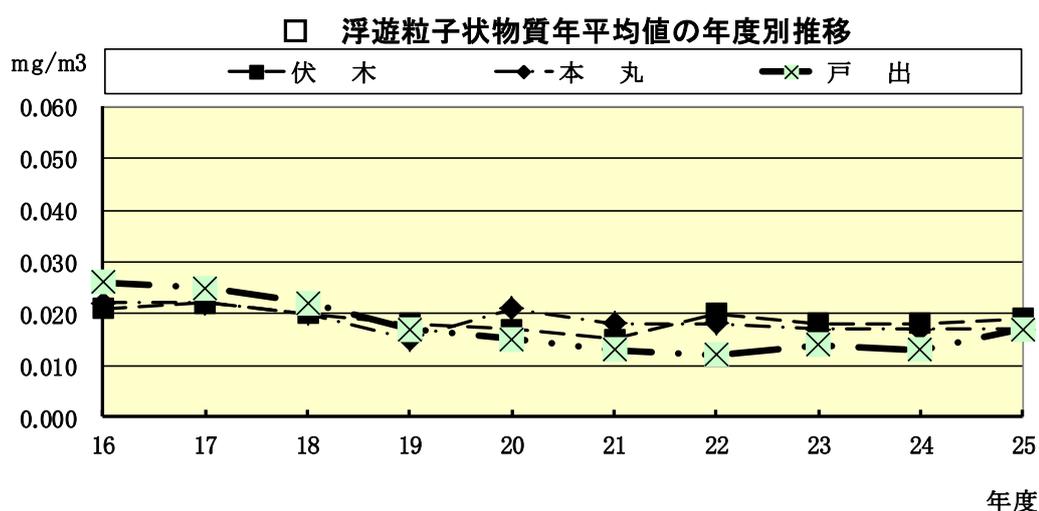
注2 長期的評価による適合とは、1日平均値の上位の2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないことをいう。

イ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質(Suspended Particulate Matter, SPM)とは、大気中に浮遊する粒子状物質(浮遊粉じん、エアロゾルなど)のうち粒径が $10\mu\text{m}$ (マイクロメートル)以下のものをいう。SPMは、工場から排出されるばいじんやディーゼル車の排出ガスに含まれる粒子状物質等の人為的発生源と、土壌の巻き上げ等の自然発生源がある。

この物質は微小なため大気中に長時間滞留し、肺や気管などに沈着して、高濃度では呼吸器に悪影響を及ぼす。

一般環境観測局の年平均値は、 $0.017\text{mg}/\text{m}^3\sim 0.019\text{mg}/\text{m}^3$ であり、全観測局で環境基準に適合した。 [関係資料 (大気) - 2、(大気) - 7]



□ 浮遊粒子状物質に係る環境基準の適合状況

単位： mg/m^3

観測局	目 標 値 (環境基準)	1時間値の最高値	日平均値の最高値	年平均値	日平均の2%除外値	適合状況	
						短 期	長 期
伏 木	1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	0.164	0.074	0.019	0.056	○	○
本 丸		0.146	0.081	0.017	0.057	○	○
戸 出		0.106	0.075	0.017	0.053	○	○

注1 短期的評価による適合とは、1日平均値がすべての有効測定日(欠測が4時間以内であること。)で $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値がすべての測定時間において $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下をいう。

2 長期的評価による適合とは、1日平均値の上位の2%除外値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ を超える日が2日以上連続しないことをいう。

ウ 微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の粒子をいう。粒子が小さいことから肺の奥深くまで入り込むため、健康への影響が懸念されている。

人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい基準として、環境基準が定められ、年平均値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ、日平均値98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下とされている。

また、PM2.5による大気汚染のため、県内全域にわたって健康影響の可能性が懸念される日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合など、富山県では、県関係部局や市町村を通じ、保育所・幼稚園、小・中・高校や、報道機関等に参考情報として、H25年3月から、注意喚起を行うこととしている。本市では、関係課を通じ電話やファクシミリにより、市内保育園・幼稚園、小・中学校、その他の約140か所へ連絡することとしている。

一般環境観測局の年平均値は $15.0\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値の98%値は $38.8\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、環境基準を超える時間があった。また、国が示す判断基準には達していないが、県独自の判断基準（国の判断基準よりも厳しく、より安全側に立ったもの）を上回ったため、注意喚起が2回実施された。 [関係資料（大気）－3]

□ 微小粒子状物質に係る環境基準の適合状況

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

観測局	目標値 (環境基準)	日平均値 の最高値	年平均値	日平均の 98%値	適合状況		注意喚起 実施状況
					短期基準	長期基準	
伏木	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	69.3	15.0	38.8	×	○	2回

注1 短期基準による適合とは、1日平均値の98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であることをいう。

2 長期基準による適合とは、1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であることをいう。

□ 注意喚起の判断

○午前中の早めの時間帯での判断

	区分	判断基準
A	日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過を予想	3時間平均値（午前5時、6時及び7時の1時間値を局別に平均）の中央値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過
B	日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過のおそれ	3時間平均値が1局でも $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過

○午後からの活動に備えた判断

	区分	判断基準
A	日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過を予想	8時間平均値（午前5時から12時までの1時間値を局別に平均）が1局でも80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過
B	日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過のおそれ	8時間平均値が1局でも70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過

□ 注意喚起の内容

- ① 外出をできるだけ減らす。
- ② 屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。
- ③ 屋内でも換気や窓の開閉を必要最小限にするなど、外気の屋内への侵入を少なくし、その吸入を減らす。
- ④ 高感受性者は、体調に応じて、より慎重に行動する。
- ⑤ PM2.5によって、健康に影響が生じた人や不安のある人は、最寄りの厚生センター（保健所）に連絡する。

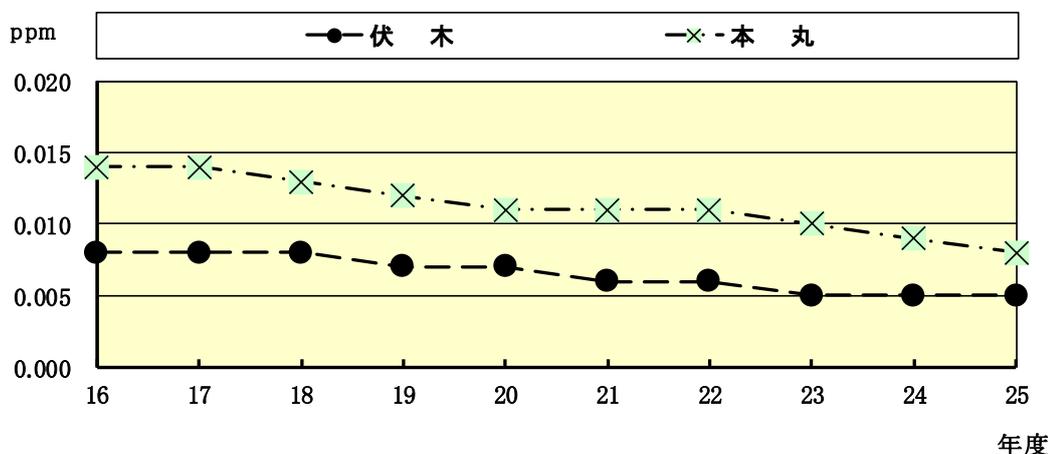
エ 二酸化窒素

一酸化窒素、二酸化窒素等の窒素酸化物は、主に化石燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源としては工場等の固定発生源と自動車等の移動発生源がある。

窒素酸化物は、酸性雨や光化学スモッグの原因物質となり、特に二酸化窒素は高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼす。

一般環境観測局の年平均値は、0.005ppm～0.008ppmであり、全観測局で環境基準に適合していた。 [関係資料（大気）－4、（大気）－10]

□ 二酸化窒素年平均値の年度別推移



□ 二酸化窒素に係る環境基準の適合状況

単位：ppm

観測局	目標値（環境基準）	年平均値	日平均の98%値	適合状況
伏木	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	0.005	0.014	○
本丸		0.008	0.021	○

注 適合状況は、国の指示に基づく長期的評価によるもので年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値をもって評価したものである。

オ 光化学オキシダント

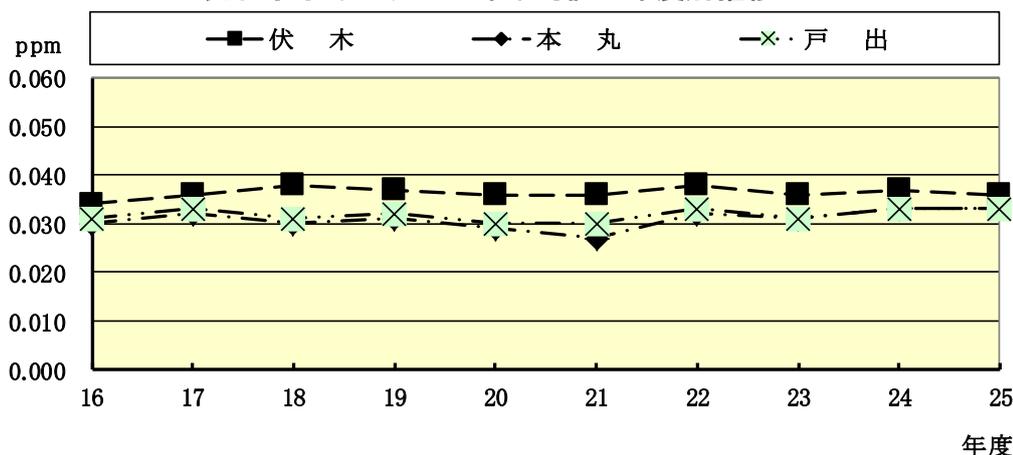
光化学オキシダントは、工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）や炭化水素類（HC）を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応により二次的に生成されるオゾンなどの物質の総称であり、いわゆる光化学スモッグの原因となっている。

光化学オキシダントは強い酸化力をもち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器へ影響を及ぼし、農作物等にも被害を与える。

一般環境観測局の年平均値は、0.033ppm～0.036ppmであり、観測中に環境基準を超える時間があった。各観測局における環境基準に適合していた時間数の割合は、総時間数の94.8%～95.9%であった。大気汚染緊急時の注意報は発令されなかった。

[関係資料（大気）－5、（大気）－11]

□ 光化学オキシダント年平均値の年度別推移



□ 光化学オキシダントに係る環境基準の適合状況

単位：ppm

観測局	目標値（環境基準）	年平均値	1時間値の最高値	適合状況
伏木	1時間値が0.06ppm以下であること。	0.036	0.102	×
本丸		0.033	0.100	×
戸出		0.033	0.100	×

□ 光化学オキシダントに係る緊急時発令状況

地区	52	53	平成3	7	16	19	24	25
高岡射水地区	情報1回	情報3回 注意報1回	情報1回	注意報1回	注意報2回	注意報1回	なし	なし

(2) 大気汚染常時観測局（自動車排出ガス観測局）の測定結果

自動車排出ガス（一酸化炭素、窒素酸化物、炭化水素）の測定は、国道8号熊野町交差点付近に県が設置する自動車排出ガス観測局（平成16年までは広小路局、以降は大坪局）において実施されている。また、微小粒子状物質の測定は平成23年度より測定が開始された。

測定 of 各項目の年平均値は、大坪局に移設された平成17年度からは窒素酸化物等が大きくなっているほかは、ここ数年横ばい状況である。

□ 大坪局自動車排ガス濃度の年平均値の推移

単位：ppm

項目	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
一酸化炭素	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3
一酸化窒素	0.013	0.037	0.045	0.039	0.040	0.033	0.026	0.022	0.018	0.016
二酸化窒素	0.019	0.025	0.026	0.024	0.022	0.020	0.024	0.024	0.024	0.022
窒素酸化物	0.033	0.062	0.071	0.063	0.062	0.054	0.051	0.046	0.042	0.039
非メタン炭化水素	0.20	0.27	0.29	0.21	0.21	0.15	0.15	0.13	0.13	0.11
メタン	1.87	1.80	1.82	1.78	1.80	1.89	1.90	1.90	1.91	1.90
全炭化水素	2.07	2.07	2.11	1.99	2.00	2.04	2.05	2.03	2.04	2.01
浮遊粒子状物質	0.023	0.028	0.026	0.024	0.023	0.020	0.023	0.022	0.021	0.019
微小粒子状物質	—	—	—	—	—	—	—	16.7	18.4	17.0

注1 浮遊粒子状物質の単位はmg/m³ (平成16年度までは広小路局での測定値)

注2 微小粒子状物質の単位はμg/m³ (平成23年度より測定開始)

□ 二酸化窒素に係る環境基準の適合状況

単位：ppm

観測局	目標値（環境基準）	年平均値	日平均の98%値	適合状況
大坪	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	0.022	0.040	○

注 適合状況は、国の指示に基づく長期的評価によるもので年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値をもって評価したものである。

□ 一酸化炭素に係る環境基準の適合状況

単位：ppm

観測局	目標値（環境基準）	1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続の有無	長期的評価による適（○）否（×）
大坪	10ppm以下であること	無	○

注1 測定は、非分散型赤外分析計を用いる方法による。

2 長期的評価による適（○）とは、年間における1日平均値のうち測定値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の最高値が10ppmを超えず、かつ、年間を通じて1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないことをいう。

□ 浮遊粒子状物質に係る環境基準の適合状況

単位：mg/m³

観測局	目標値（環境基準）	1時間値の最高値	日平均値の最高値	年平均値	日平均の2%除外値	適合状況	
						短期	長期
大坪	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	0.132	0.079	0.020	0.058	○	○

注1 短期的評価による適合とは、1日平均値がすべての有効測定日（欠測が4時間以内であること。）で0.1mg/m³以下であり、かつ、1時間値がすべての測定時間において0.2mg/m³以下をいう。

2 長期的評価による適合とは、1日平均値の上位の2%除外値が0.1mg/m³以下であり、かつ、年間を通じ1日平均値が0.1mg/m³を超える日が2日以上連続しないことをいう。

□ 微小粒子状物質に係る環境基準の適合状況

単位：μg/m³

観測局	目標値（環境基準）	日平均値の最高値	年平均値	日平均の98%値	適合状況	
					短期基準	長期基準
大坪	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること	67.1	17.0	43.5	×	×

注1 測定は、β線吸収法による。

2 短期基準による適（○）とは、1日平均値の98%値が35μg/m³以下であることをいう。

3 長期基準による適（○）とは、1年平均値が15μg/m³以下であることをいう。

(3) 環境放射線

環境放射線は、モニタリングポストにより連続測定されている。モニタリングポストは、富山県高岡厚生センター（平成24年3月設置）のほか、県内全体で9箇所に設置されており、測定結果は、インターネットの画面で見ることができる。

平成25年度の富山県内の測定結果については、自然界の放射線のレベルの範囲内であり、異常は認められていない。環境放射線の測定結果のホームページのアドレスは、<http://atom.pref.toyama.jp/monitoring/page/radiation/radiationMap.html>である。

第2節 大気環境の保全対策

1 法律・条例に基づく規制

大気汚染に関する特定施設は、大気汚染防止法、富山県公害防止条例及び高岡市公害防止条例に基づき規制されている。

(1) 規制対象施設

ア 高岡市公害防止条例に基づくもの

大気汚染防止法に係るばい煙発生施設・粉じん発生施設

イ 富山県公害防止条例に基づくもの

富山県公害防止条例に係る特定施設

(2) 届出状況

本市では、高岡市公害防止条例及び富山県公害防止条例に基づく届出を受け付けており、その状況については、次のとおりである。 [関係資料 (届出) - 1]

ア 高岡市公害防止条例に基づく届出状況

平成26年3月31日現在

区 分	届出事業所数	届出施設数
ばい煙発生施設	173	432
粉じん発生施設	24	75

イ 富山県公害防止条例に基づく届出状況

平成26年3月31日現在

区 分	届出事業所数
ばい煙に係るもの	9
粉じん又は有害ガスに係るもの	726

(3) 排出基準等

ア 硫黄酸化物

硫黄酸化物の排出基準は、排出口の高さに応じて定められた硫黄酸化物の許容量として、 $q = K \times 10^{-3} \cdot H e^2$ (q は硫黄酸化物排出量、 $H e$ は有効煙突高さ) で表示され、 K 値による規制が行われている。高岡市内では、旧高岡市地内で2.34 (昭和49年3月31日までに設置された施設は5.0)、旧福岡町地内では17.5の規制値となっている。

また、重油等燃料の最大使用量が0.3kl/時以上に該当する工場・事業場については、県のブルースカイ計画により、一層の硫黄酸化物の削減指導が行われている。

イ ばいじん

ばいじんの排出基準は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度について、発生施設の種類及び規模ごとに規制されている。

ウ 有害物質

有害物質（カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素・ふっ化水素及びふっ化けい素、鉛及びその化合物、窒素化合物）の排出基準は、発生施設の種類及び規模ごとに定められている。

なお、県においては有害物質のうち、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素・ふっ化水素及びふっ化けい素について、条例により更に厳しい上乗せ排出基準を設定している。

エ 粉じん

a 一般粉じん発生施設には、フード、散水設備、防じんカバー等の構造並びに使用及び管理に関する基準が設定されている。

b 特定粉じんについては、工場又は事業場の敷地境界における大気中のアスベストの濃度が規制されているほか、アスベストを含む建築物の解体等の作業について作業基準等が定められている。

(4) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあり、また発ガン性や慢性毒性を有する物質であり、その種類も多く、発生源も多様である。

各行政機関では、国の環境審議会で作成した有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質のリストをもとに、その物質の有害性、大気環境濃度に関する基礎的情報の収集整理が行われている。

大気汚染防止法では、早急に排出又は飛散を抑制しなければならない物質として、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを指定し、指定物質を排出又は飛散させる施設（政令で定める施設）については、指定物質抑制基準が設けられている。

さらに、大気汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある程度高いと考えられる有害大気汚染物質を「優先取組物質」とし、ダイオキシン類等の22物質を選定し、重点的調査の実施と事業所の自主的な排出抑制の促進に努めている。

(5) 大気汚染緊急時対策

硫黄酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、二酸化窒素の4物質にかかる高濃度汚染の出現時に対応するため、県では大気汚染防止法に基づき、大規模工場の使用燃料削減等を伴う「富山県大気汚染緊急時対策要綱」を定めている。

また、微小粒子状物質については、高濃度が予想される場合等に対応するため、「富山県微小粒子状物質注意喚起実施要領」を定めている。

これらに基づき、本市では、小中学校、保育所等への緊急連絡体制を確保し、通報の迅速化を図り、被害の防止に努めている。

[関係資料 (大気) -13]

2 工場・事業場への調査指導状況

環境調査にあわせて、発生源調査として平成25年度は18事業所に立ち入りし、特定施設及びその処理施設等の調査・指導を行った。

特に、公害防止協定締結工場に対しては、使用燃料中の硫黄分検査等を実施したところ、いずれも許容値を下回っていた。

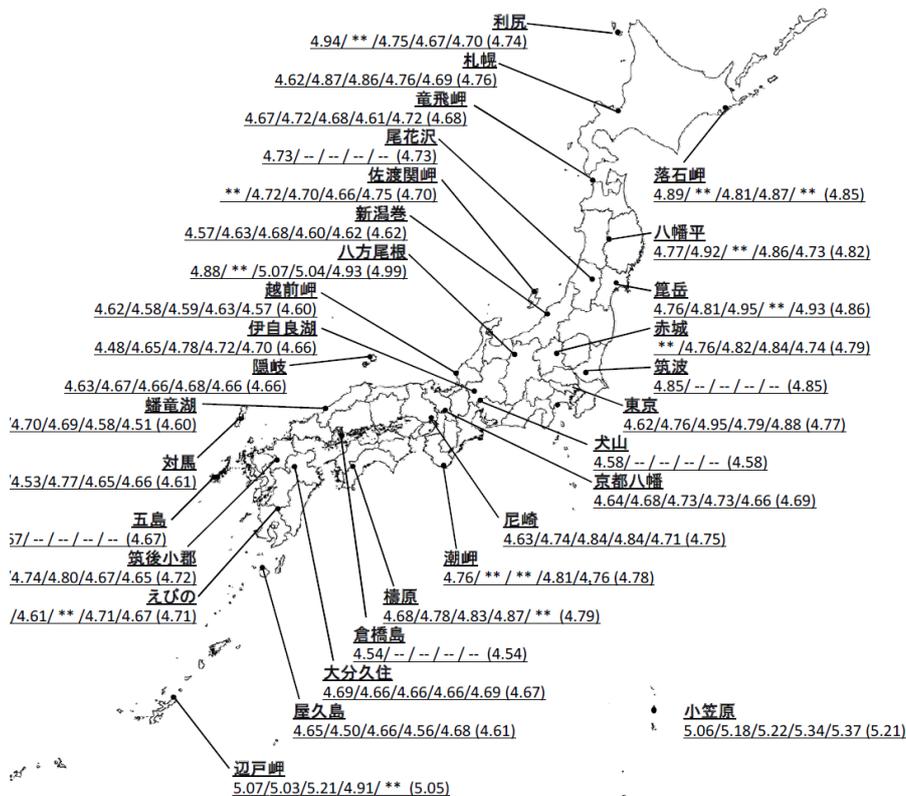
なお、近年の大气関係の苦情については、法令対象外の小規模施設に対するものが多くなっており、これらへの適切な指導に努めている。

第3節 酸性雨

酸性雨とは、石炭や石油などの化石燃料の燃焼に伴って生ずる硫酸化合物や窒素化合物が上空で化学的に変化し、雨に溶け込んで酸性が強くなったもので、通常はpH5.6以下の雨のこととされていた。しかし、現在では、酸性の強い霧や雪（雨を含めて「湿性沈着物」という。）や、晴れた日でも風に乗って沈着する粒子状（エアロゾル）あるいはガス状の酸（「乾性沈着物」という。）を併せたものとされている。

□ 全国の降水のpH分布図

pH分布図(平成20年度～平成24年度)



平成20年度/平成21年度/平成22年度/平成23年度/平成24年度(5年間平均値)

-- 測定せず

** 当該年平均値が有効判定基準に適合せず、棄却された

注1：平均値は降水量加重平均により求めた

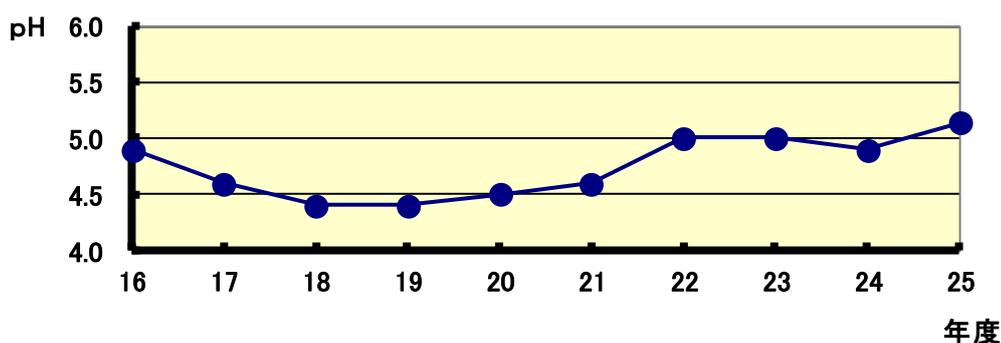
注2：尾花沢、筑波、犬山、倉橋島及び五島は平成20年度末で測定を休止

環境省の酸性雨対策調査結果(平成24年度)では、降水のpH全国平均値は4.76(4.51～5.37の範囲)となっている。わが国における酸性雨による生態系等への影響は、現時点では明らかになっていないが、一般に酸性雨による陸水、土壌、植生等に対する影響は長い期間を経て現れると考えられている。

本市では、富山県や富山市と酸性雨等の対策連絡会議を組織し、情報の交換等に努めている。本市の平成25年度における降水のpH年平均値は5.1(4.1～7.2の範囲)であった。

[関係資料 (大気) -14]

□ 高岡市における降水のpH年平均値の経年変化



測定地点：高岡市庁舎屋上

第4節 ダイオキシン類対策

1 ダイオキシン類とは

ダイオキシン類は、ものを燃やす過程などで非意図的に発生する有機塩素化合物で、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナPCBをまとめてダイオキシン類という。

無色の固体で、水にはほとんど溶けず、脂肪には溶けやすい。他の多くの化学物質とは反応しにくく安定しているが、太陽からの紫外線で徐々に分解されることが分かっている。

主な発生源は、ごみ焼却施設から大気中への排出であるが、他にも製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排ガスなどの人為的な発生源のほか、森林火災、火山活動などの自然発生源からも生じるといわれている。

ダイオキシン類は、多量に摂取する場合には強い急性毒性をもつことが知られており、WHO（世界保健機構）では、ダイオキシン類の中で2,3,7,8-四塩化ダイオキシン（2,3,7,8-TCDD）を発がん性物質に分類している。

なお、ダイオキシン類の濃度は、最も強い毒性を示す2,3,7,8-四塩化ダイオキシン（2,3,7,8-TCDD）の毒性を1として、他のダイオキシンの毒性強さを換算した毒性等量（TEQ）で表される。

2 ダイオキシン類の汚染状況と対策

(1) ダイオキシン類の規制

ダイオキシン類の環境中への排出を減らすために、これまで廃棄物処理法や大気汚染防止法に基づき、ごみ焼却施設などに対する排ガス規制やごみ焼却施設の改善などについて国、県、市が連携して対策を進めてきた。

平成11年7月にはダイオキシン類対策特別措置法が成立し、平成12年1月15日から施行されている。この法律は、ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本となる基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に対する対策を定めている。現在のダイオキシン類対策は、この法律により強力で推進されている。これらの取り組みの結果、平成15年度には、我が国のダイオキシン類汚染の削減目標（ダイオキシン類の排出総量を平成9年度から95%削減する）が達成され、その後さらに削減が進んでいる。

(2) ダイオキシン類の環境調査

ダイオキシン類による汚染状況を調べるために、本市では平成10年度から大気環境中のダイオキシン類濃度調査を行っている。市内の伏木地区、中川地区、戸出地区の3か所で、年2回の測定を行った。その結果、年平均値は0.013pg-TEQ/m³～0.030pg-TEQ/m³であり、いずれの地区においても環境基準に適合していた。

[関係資料 (大気) -16、(大気) -17]

□ 大気環境中ダイオキシン類調査結果

単位：pg-TEQ/m³

平成25年度	測定値	平均値	環境基準
伏木地区	0.010～0.015	0.013	0.6 以下
中川地区	0.019～0.035	0.027	
戸出地区	0.022～0.037	0.030	

第2章 水 環 境

第1節 現 況

水は、生活用水として毎日の暮らしに必要不可欠であるばかりでなく、工業、農業などの産業活動にもなくてはならないものである。

昭和40年～50年代の産業の発展や近年の生活様式の高度化等により、著しい水質汚濁をもたらした。

このため、工場・事業場からの排水については水質汚濁防止法等で規制するとともに、生活排水については、下水道の処理区域の拡大や合併処理浄化槽設置の普及を図ることにより、主要河川の水質は逐次改善されてきた。

地下水の水質については、平成3年度から有害物質について計画的に水質測定を実施している。トリクロロエチレン等の有害物質による水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法等により、使用事業場に対し、地下浸透の防止など適正管理に努めるよう指導を行っている。

さらに、ゴルフ場で使用する農薬による環境汚染防止のため、ゴルフ場の水質調査を実施している。

また、ダイオキシン類については、河川及び地下水の水質調査を実施しており、ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象となる特定施設を設置している事業所は、ダイオキシン類の測定及び県知事への報告が義務付けられている。

1 河川の汚濁状況

河川水質の汚濁状況を把握するため、生活環境項目について、庄川水系、小矢部川水系11河川、18地点で調査を行っている。

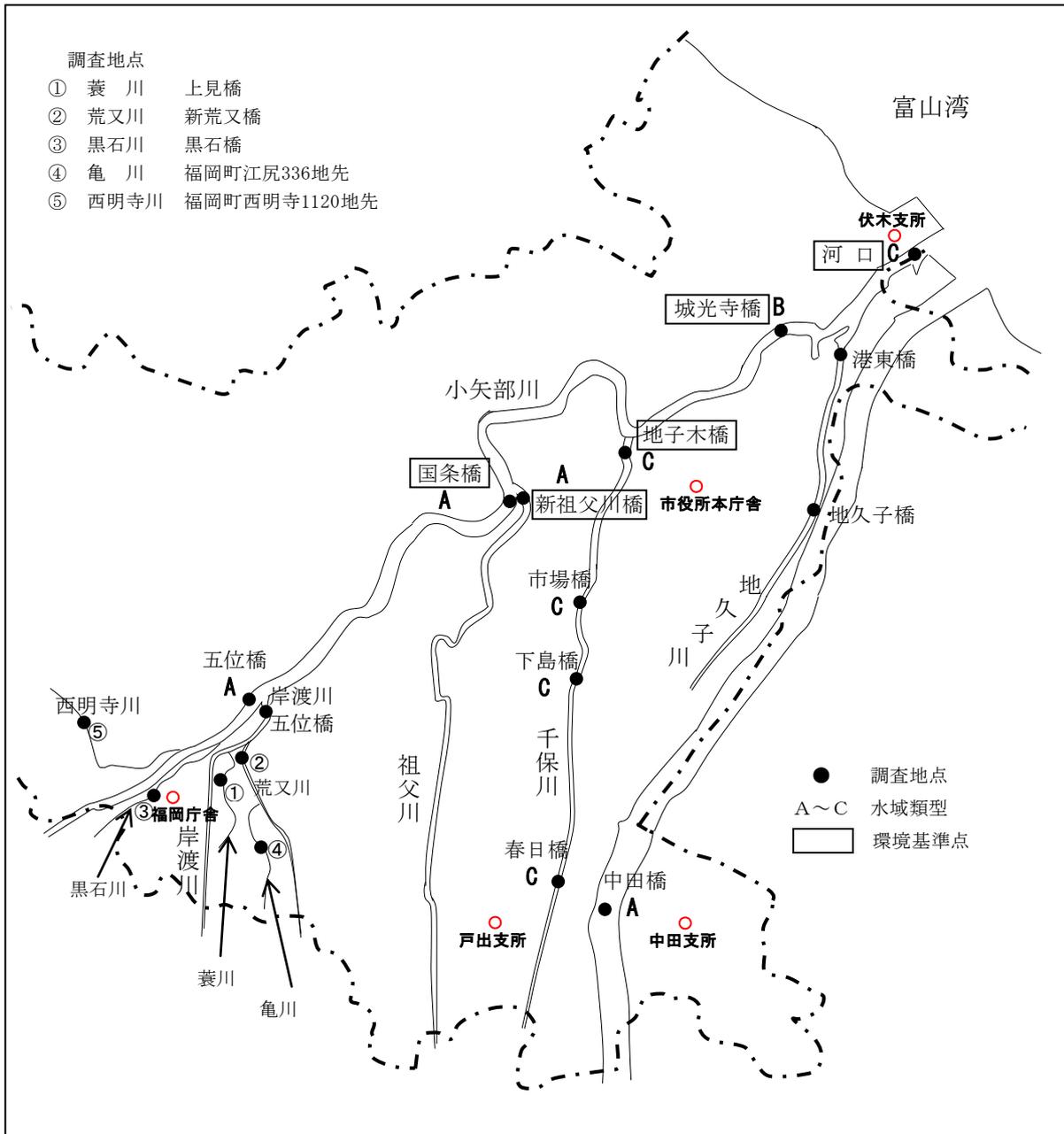
河川の汚濁指標であるBODは、いずれの地点においても環境基準に適合しており、庄川・小矢部川等の主要河川における水質は維持されている。

人の健康に関する項目であるトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び1,1,1-トリクロロエタンについては、6河川7地点で年4回の調査を実施した。その結果、いずれの地点においても検出されなかった。

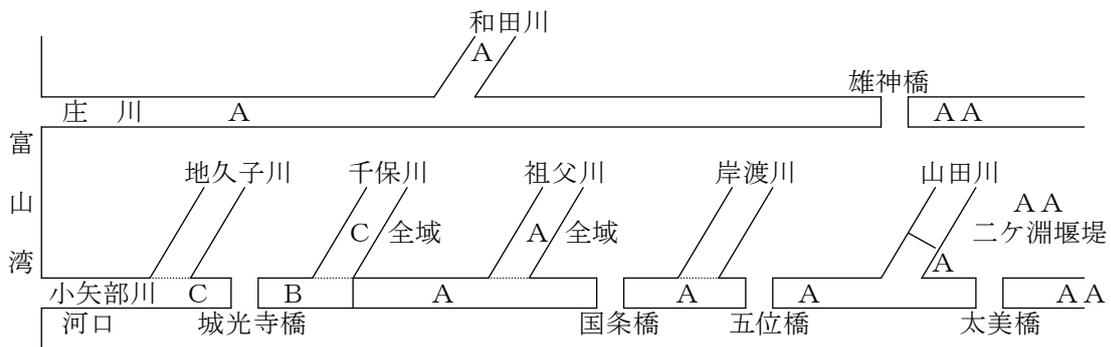
全窒素、全りんについては11河川12地点において年4回の測定を行った。現在、本市の河川における全窒素、全りんを評価する基準はないが、一般的には人為的汚濁源の多い河川で数値が高く、調査結果についても有機汚濁とほぼ類似した傾向を示している。

[関係資料 (水質) - 1 ~ (水質) - 7]

□ 河川環境の調査地点図



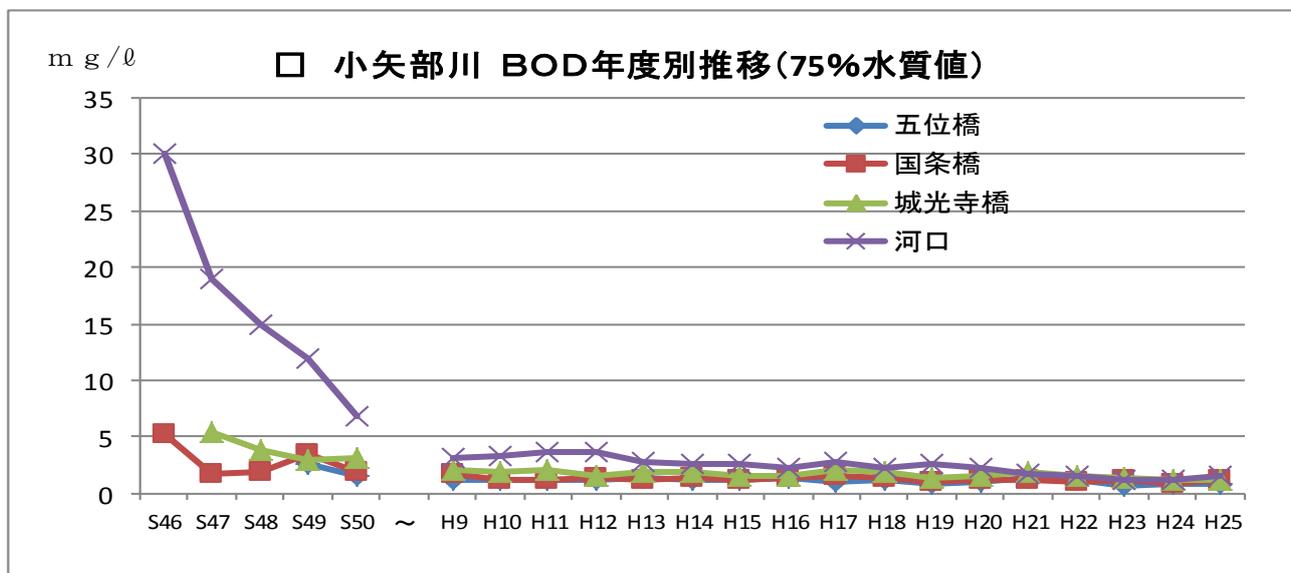
□ 庄川、小矢部川類型指定の模式図

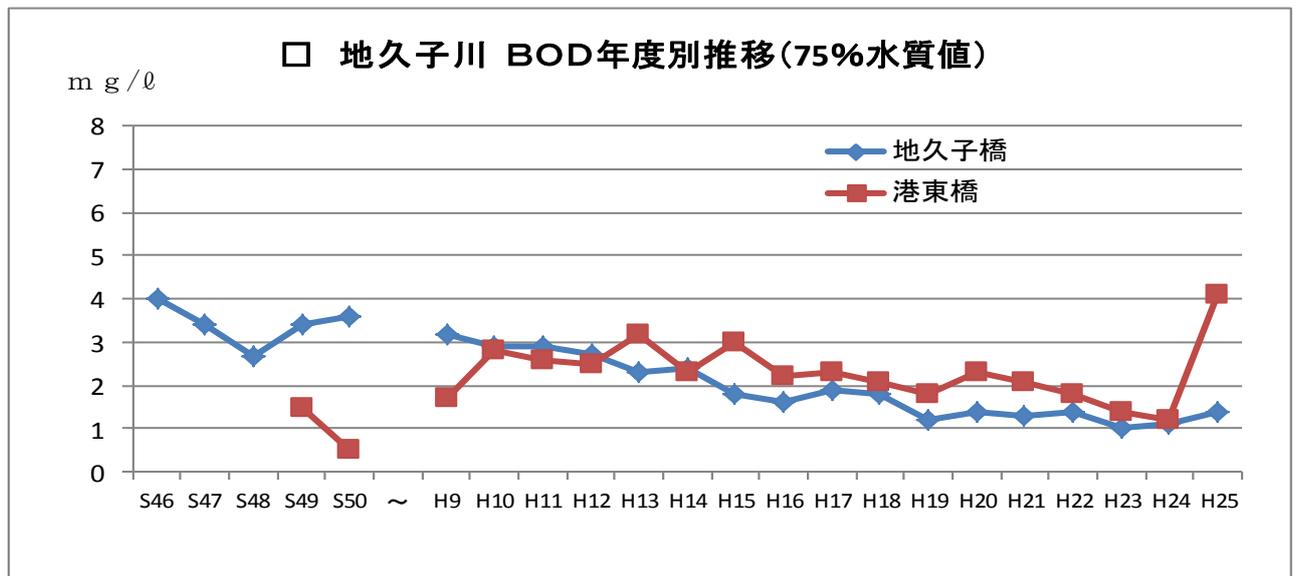
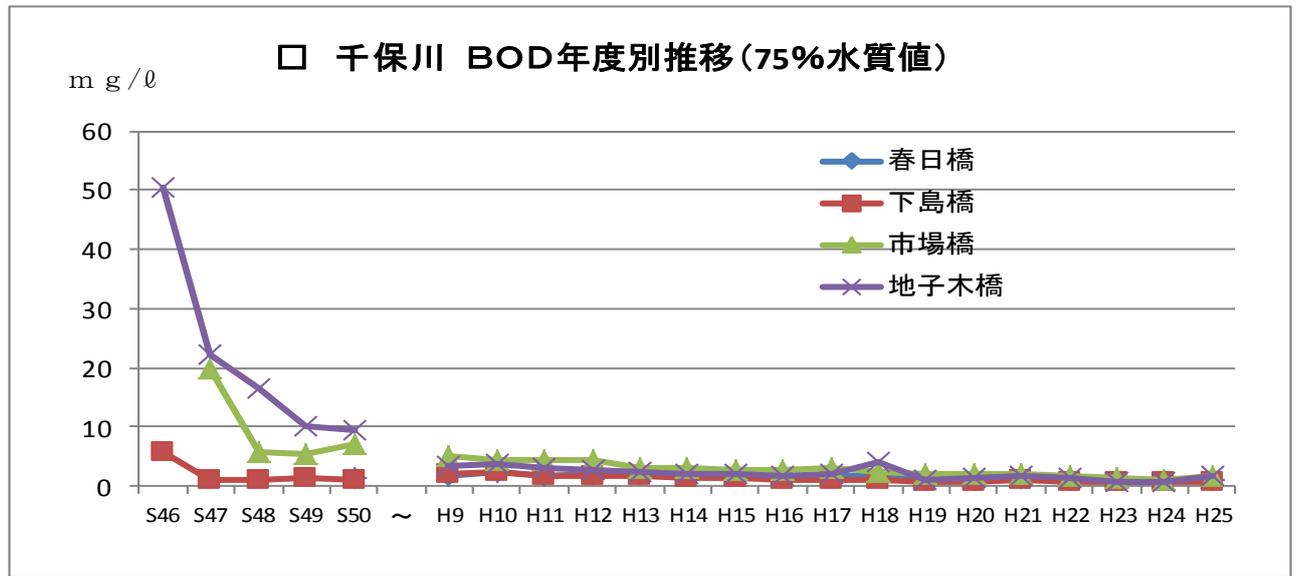
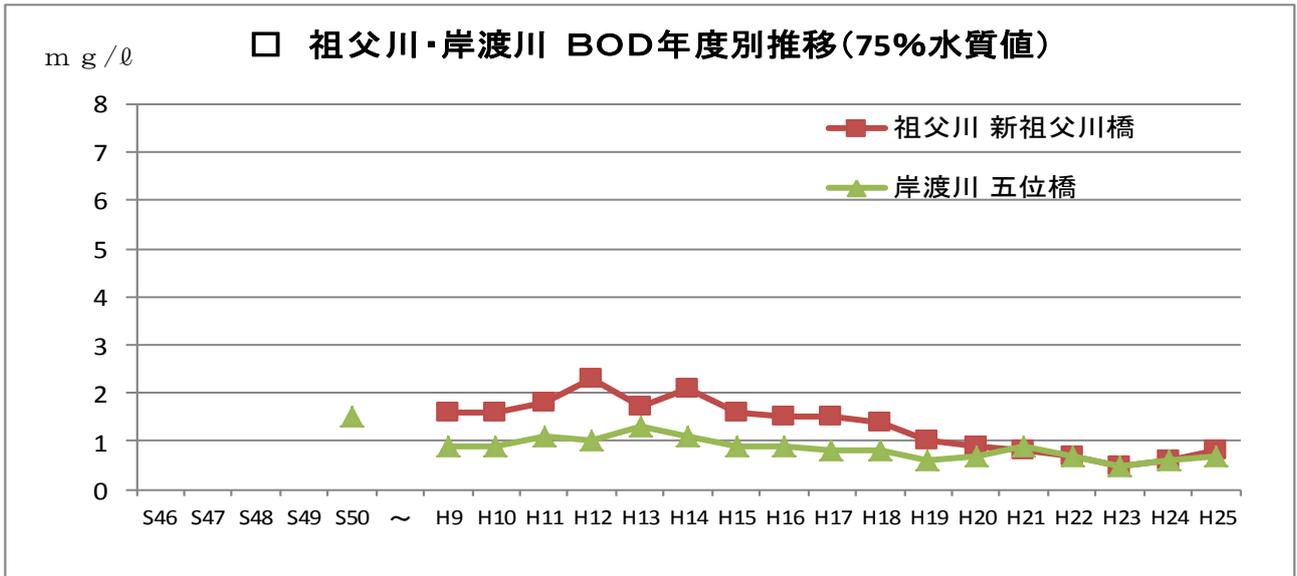


□ 各調査地点におけるBOD環境基準適合状況

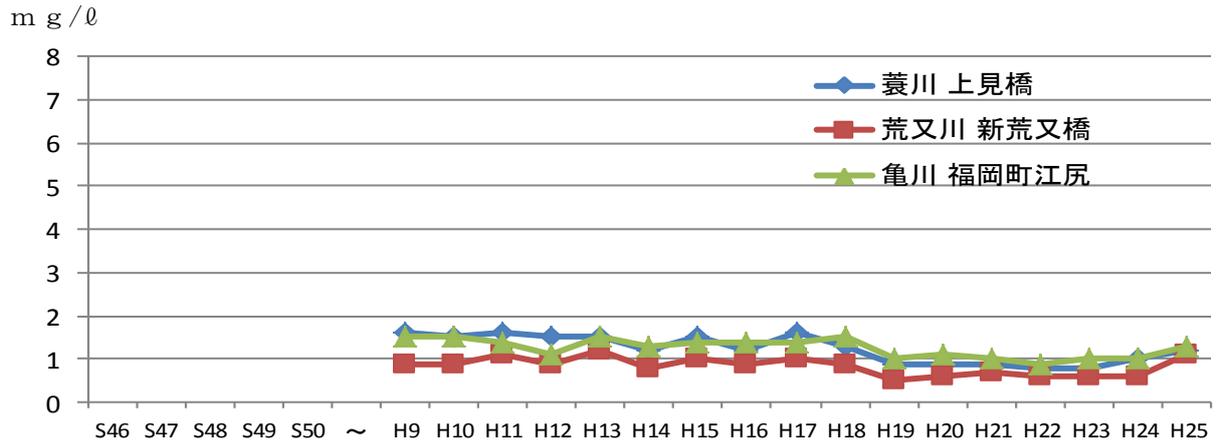
水 域	河川名	調査地点	類 型	BOD(mg/ℓ)	適 否	調 査 機 関
小 矢 部 川	小 矢 部 川	五 位 橋	A	0.8	○	市
		国 条 橋		1.1	○	国
		城 光 寺 橋	B	1.2	○	国
		河 口	C	1.5	○	国
	祖 父 川	新 祖 父 川 橋	A	0.8	○	県・市
	岸 渡 川	岸 渡 川 五 位 橋	—	0.7	—	市
	千 保 川	春 日 橋	C	1.2	○	市
		下 島 橋		0.9	○	市
		市 場 橋		1.9	○	市
		地 子 木 橋		1.6	○	県・市
	地 久 子 川	地 久 子 橋	—	1.4	—	市
		港 東 橋		4.1		市
	蓑 川	上 見 橋	—	1.2	—	市
	荒 又 川	新 荒 又 橋	—	1.1	—	市
	亀 川	福岡町江尻336地先	—	1.3	—	市
	黒 石 川	黒 石 橋	—	1.6	—	市
西 明 寺 川	福岡町西明寺1120地先	—	1.2	—	市	
庄 川	庄 川	中 田 橋	A	0.5	○	市

注 BODの数値は75%水質値である。「75%水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n はデータ数）の値である。

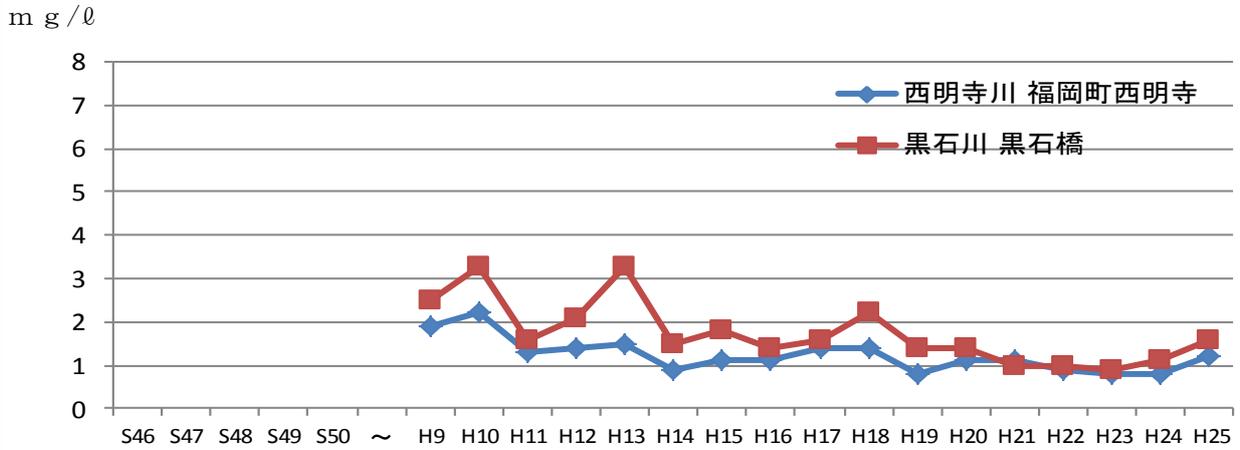




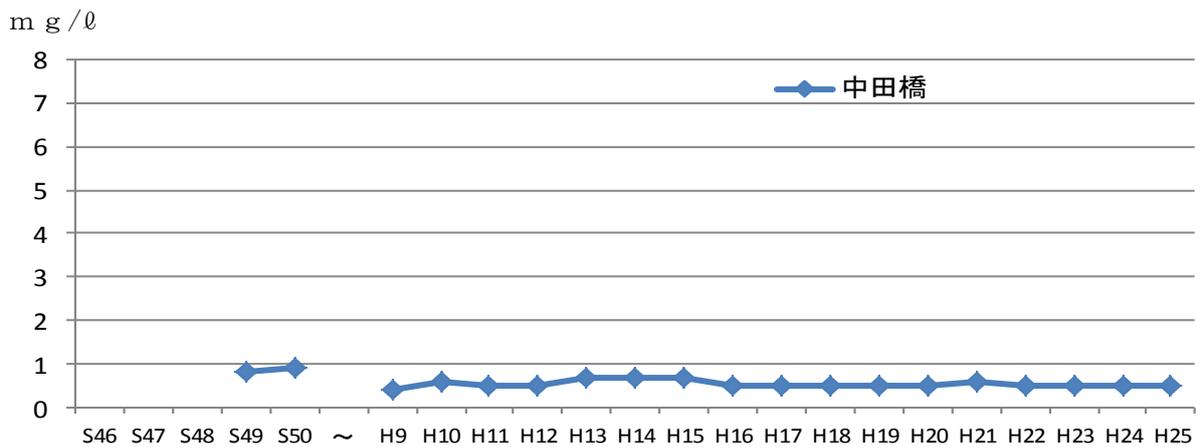
□ 蓑川・荒又川・亀川 BOD年度別推移(75%水質値)



□ 西明寺川・黒石川 BOD年度別推移(75%水質値)



□ 庄川 BOD年度別推移(75%水質値)



□ 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				調査地点
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	
AA	水道1級、自然環境 保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5～8.5	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	
A	水道2級、水産1級、 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5～8.5	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	[小]五位橋 [小]国条橋 [小]新祖父川橋 [庄]中田橋
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5～8.5	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	[小]城光寺橋
C	水産3級、工業用水 1級及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5～8.5	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	[小]春日橋 [小]下島橋 [小]市場橋 [小]地子木橋 [小]河口
D	工業用水2級、農業 用水及びEの欄に掲 げるもの	6.0～8.5	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	
E	工業用水3級 環境保全	6.0～8.5	10mg/L 以下	ゴミ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	

注1 基準値は日間平均値とする。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度は6.0以上7.5以下、溶存酸素量は5mg/L以上とする。

3 [小]とは小矢部川水域、[庄]とは庄川水域である。

2 地下水の汚染状況

(1) 環境監視調査

県では、地下水の水質測定計画に基づき、カドミウム、全シアンなどの有害物質26項目を調査している。県内平野部全域を調査区域として、県東部地域では平成2年度から、本市を含む県西部地域では、平成3年度から継続して調査を実施している。

平成25年度は、本市域において県が8か所で調査を実施したほか、本市では、より詳細に把握するため、さらに27か所について調査を実施した。(2kmメッシュに1地点)

その結果、すべての地点において環境基準に適合していた。

[関係資料 (水質) - 8]

(2) 汚染井戸調査

過去の調査で汚染が明らかになった地域で、汚染の推移を把握するため県と連携して定期モニタリング調査を実施している。

平成8年にテトラクロエチレンによる地下水汚染が判明した戸出地内について継続調査を実施した結果、すべての地点において環境基準に適合していた。

□ 定期モニタリング調査（汚染井戸調査）結果

単位：mg/ℓ

調査地域	調査項目	調査地点数	測定結果	地下水環境基準超過地点数	地下水環境基準	定量限界
戸出町	テトラクロエチレン	6	ND~0.0015	0	0.01	0.0005

注 ND(検出されず)とは、定量限界未満である。

3 ダイオキシン類の環境調査

河川及び地下水のダイオキシン類濃度を把握するため、河川水2地点、地下水2地点で調査を実施した。

その結果、河川水及び地下水については、いずれの地点においても環境基準に適合していた。

□ ダイオキシン類の環境調査

単位：pg-TEQ/ℓ

実施主体	調査地点	測定値	環境基準
市	河川水	祖父川 新祖父川橋	1
		千保川 地子木橋	
	地下水	野村	1
		福岡町三日市	

第2節 水環境の保全対策

1 法律・条例に基づく規制

水質汚濁に関する特定施設は、水質汚濁防止法、富山県公害防止条例並びに高岡市公害防止条例に基づき規制されている。

(1) 規制対象施設

ア 高岡市公害防止条例に基づくもの

水質汚濁防止法に係る特定施設

イ 富山県公害防止条例に基づくもの

富山県公害防止条例に係る特定施設

(2) 規制対象工場・事業場

特定施設を設置し、公共用水域に汚水等を排出又は地下に特定地下浸透水を浸透する工場・事業場

(3) 規制水域

市内全公共用水域及び地下水域

(4) 規制対象物質及び項目

ア 有害物質

カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀及びその他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物、1,4-ジオキサンの28項目

イ 生活環境項目

pH、BOD、COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類）、ノルマルヘキサン抽出物質（動植物油脂類）、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガ、クロム、大腸菌群数、窒素、燐の15項目

(5) 排水基準等

水質汚濁防止法の規定に基づき、県は小矢部川水域及び庄川水域等について、上乘せ排水基準を設定している。

また、富山県公害防止条例に係る特定施設についても、排水基準を設定している。
有害物質が検出される汚水等については、地下への浸透が禁止されている。

(6) 届出状況

本市では、高岡市公害防止条例及び富山県公害防止条例に基づく届出を受け付けており、その状況については、次のとおりである。 [関係資料（届出）－２]

ア 高岡市公害防止条例に基づく届出状況

平成26年3月31日現在

区 分	届出事業所数	届出施設数
高岡市公害防止条例に係るもの	307	1,735

イ 富山県公害防止条例に基づく届出状況

平成26年3月31日現在

区 分	届出事業所数
富山県公害防止条例に係るもの	112

2 工場・事業場への調査指導状況

(1) 法令等に基づく調査指導状況

高岡市公害防止条例及び富山県公害防止条例に基づく規制工場・事業場を対象にして、排水基準の適合状況及び排水処理施設の維持管理状況等について立入調査を実施し、指導を行った。

立入調査件数等は、70か所の工場・事業場について、採水・調査を157回実施した。また、排水処理施設等の維持管理についても指導を行った。

□ 業種別採水及び調査延べ件数

区 分	工場・事業場	採水・調査件数
協 定 工 場	15	60
鉄 鋼 ・ アル ミ ニ ウ ム	5	8
メ ッ キ ・ 皮 膜	12	24
食 品	11	22
窯 業 ・ そ の 他 の 業 種	27	43
合 計	70	157

(2) ゴルフ場周辺水質調査

ア 調査概要

ゴルフ場の農薬汚染の実態を把握するため、本市の公共用水域に影響を及ぼすと考えられるゴルフ場2か所において農薬についての水質調査を実施した。

イ 調査結果

ゴルフ場排水において、殺菌剤が検出されたが県の指導値を下回っていた。

3 浄化槽の設置状況

平成8年度より、浄化槽の設置に関する届出や維持管理の指導に関する事務が、県から事務委任されている。

(1)届出状況

平成25年度の設置届出等の件数は次のとおりであった。

設置届出等件数	設置総数
36	7,334

(2) 浄化槽管理者への調査、指導状況

浄化槽法に基づき、浄化槽の維持管理状況等について調査を実施し、指導を行った。

立入検査数	指導件数
37	0

(3) 合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付制度

本市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、指定した地域において、住宅等に処理対象50人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする人に対して、補助金の交付を行っている。

平成25年度までの利用件数は1,129件となっており、補助金総額は646,874千円である。

年 度	補助基数	補助額（千円）
昭和63～平成19年度	1,000	592,597
平成20年度	36	15,556
平成21年度	28	11,547
平成22年度	18	7,782
平成23年度	20	8,286
平成24年度	22	8,990
平成25年度	5	2,116
合 計	1,129	646,874

□ 補助交付制度の概要

条 件	内 容
設置される施設	主として居住の用に供する住宅
大きさ	処理対象人員50人以下のもの
性 能	BOD除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l以下の機能を有するもの等
補助対象地域	次に掲げる地域を除く地域とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・下水道計画に基づいて事業が実施され、又は実施が予定されている処理区域 ・農業集落排水事業が実施され、又は実施が予定されている地域 ・地域し尿処理施設又は生活排水処理施設の整備事業が実施され、又は実施が予定されている地域
申請方法	工事に着手する前に、市に事前協議の上、申請すること

□ 合併処理浄化槽設置立会状況



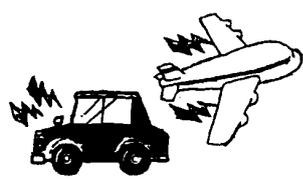
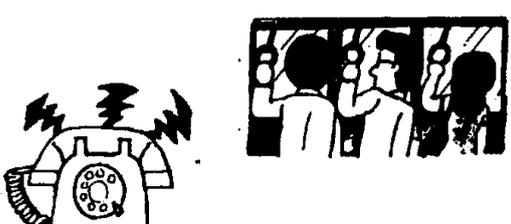
第3章 騒音

第1節 現況

一般に騒音とは、「さわがしい音」あるいは「好ましくない音・望ましくない音」を総称したものとされている。

各種公害の中でも日常生活に最も関係深い問題であり、その判断は個人の主観的要素や感情的な問題（音の性状、周囲の環境、個人の性格、年齢、好み、健康状態あるいは馴れなど）により左右され、その内容・程度の受け止め方が違ってくる。

□ 騒音の大きさの例

120 デシベル	飛行機のエンジンの近く	
110 デシベル	自動車の警笛（前方2m） リベット打ち	
100 デシベル	電車が通る時のガード下 大声による独唱	
90 デシベル	騒々しい工場の中	
80 デシベル	地下鉄の車内 電話のベル	
70 デシベル	騒々しい事務所の中	
60 デシベル	静かな乗用車の中 普通の会話	
50 デシベル	静かな事務所	
40 デシベル	市内の深夜 図書館	
30 デシベル	郊外の深夜 ささやき声	
20 デシベル	木の葉のふれ合う音 置時計の秒針の音（前方1m）	

騒音を発生源別にみると、工場や建設現場からの騒音、自動車の走行に伴う自動車交通騒音、生活に密接な関係のある近隣騒音に大別される。

近年、工場や建設現場からの騒音や自動車交通騒音の他に近隣騒音も苦情の対象となってきており、いずれも発生源が住居と近接している場合に問題を生じやすい。

近隣騒音としては、家庭用のクーラー、ボイラーの燃焼音、冷暖房用のクーリングタワー、冷凍機音、飲食店等のカラオケ、拡声器音などがあり、これらの対策としては、行政指導のみでは限界があり、市民一人ひとりの自覚が強く求められる。

本市では騒音規制法等に基づき、工場等に対し調査指導を実施するとともに、環境騒音の実態を把握するための調査を行っている。

また、自動車交通騒音については、自動車走行台数の多い地点等で調査を実施しているが、自動車の走行に由来する騒音であり、本市のみでは解決策は見だし難く、自動車そのものの音源対策や主要道路の構造改善、さらには交通量の緩和など国、県の総合的施策による対応が必要とされる。

とやまの音風景



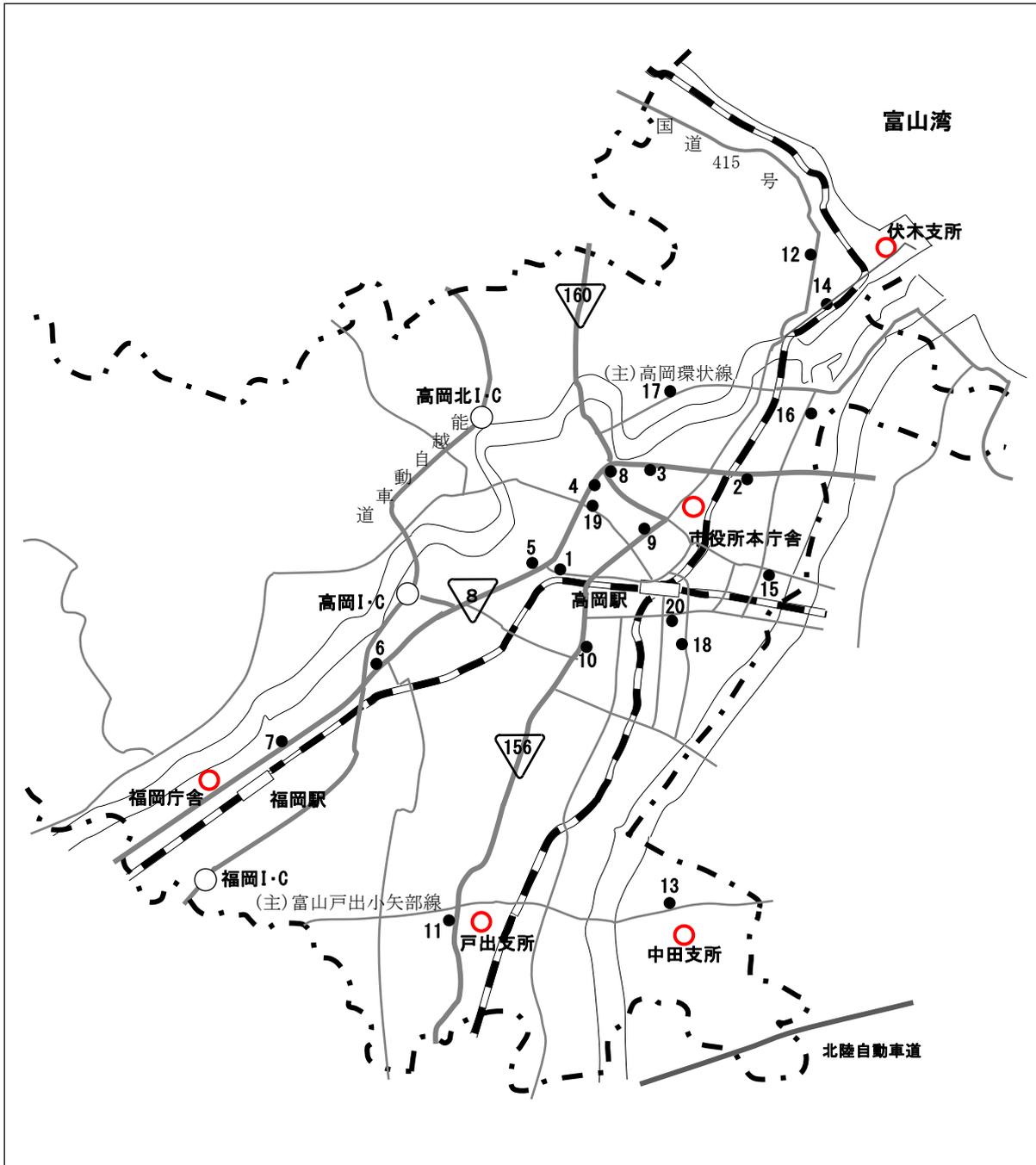
福岡町矢部ではねる鯉

1 自動車交通騒音（地点評価）

(1) 測定・評価体制

「騒音に係る環境基準」の設定されている道路に面する地域20地点について、自動車交通騒音の等価騒音レベルの測定を行い、地点評価を実施した。

□ 自動車騒音地点評価地点



●：道路に面する地域の測定点（20地点）

(2) 騒音測定・評価結果

自動車交通騒音（地点評価）では、B類型（主として住居用に供される地域）1地点、特例（幹線交通を担う道路に近接する空間）19地点、合計20地点で等価騒音レベルの測定を行った。

測定の結果、17地点で全ての時間帯で環境基準に適合、2地点でいずれかの時間帯で適合、1地点で全ての時間帯で環境基準を超えていた。

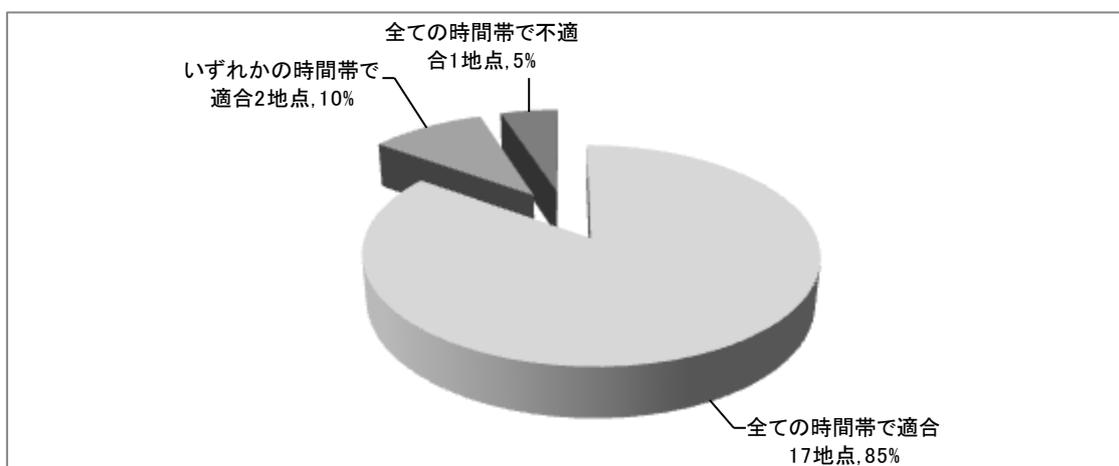
[関係資料（騒音）－1～（騒音）－2]

□ 環境基準の適合状況（道路に面する地域）

単位：デシベル(A)

類型	地点	測定場所	測定値		基準適否	
			昼	夜	昼	夜
B2	1	羽広二丁目	64	58	○	○
特例	2	能町南一丁目	68	64	○	○
	3	木 町	70	65	○	○
	4	本郷一丁目	70	66	○	×
	5	北 島	72	68	×	×
	6	上 渡	65	63	○	○
	7	福岡町下蓑	69	68	○	×
	8	四 屋	67	61	○	○
	9	丸の内	64	59	○	○
	10	鐘紡町	67	61	○	○
	特例	11	戸出町四丁目	67	61	○
12		伏木一宮二丁目	62	55	○	○
13		下麻生	67	62	○	○
14		伏木二丁目	68	58	○	○
15		野村第二	67	62	○	○
16		能 町	65	58	○	○
17		二上町	66	58	○	○
18		赤祖父	69	62	○	○
19		昭和町一丁目	66	59	○	○
20		駅南四丁目	62	57	○	○

□ 環境基準の適合状況（道路に面する地域）20地点



□ 騒音に係る環境基準の概要

単位：デシベル(A)

類 型	地 域 の 区 分		昼 間	夜 間	
			午前6時～ 午後10時	午後10時～ 翌日午前6時	
道路に面しない地域	A 1	専ら住居の用に供される地域	道路に面する地域以外の地域	55以下	45以下
	B 1	主として住居の用に供される地域		55以下	45以下
	C 1	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域		60以下	50以下
道路に面する地域	A 2	専ら住居の用に供される地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
	B 2	主として住居の用に供される地域		65以下	60以下
	C 2	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
	特例	幹線交通を担う道路に近接する空間	道路に面する地域	70以下 (45以下)	65以下 (40以下)

注1 地域の区分は、平成24年4月1日において都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域のうち

○専ら住居の用に供される地域

：第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域

○主として住居の用に供される地域

：第1・2種住居地域、準住居地域

○相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

：近隣商業、商業地域、準工業地域、工業地域

2 ()内の値は、室内へ透過する騒音に係る基準である。

3 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、高速道路、一般国道、県道、市道（4車線以上）で車線数の区分に応じた道路端からの距離によりその範囲を特定する。

2 自動車交通騒音（面的評価）

(1) 測定・評価体制

自動車騒音の面的評価は自動車交通騒音の影響の大きい道路に面する地域で騒音に係る環境基準に基づき、騒音測定及び環境基準達成状況の評価等を行うものである。

具体的には道路に面する地域（道路端から50メートルの地域）内の全ての住居等のうち環境基準の基準値を達成する割合および達成する戸数を把握し、評価するものである。

本調査は全国的な調査として行われており、県の調査を継続し、平成24年度より本市が自動車騒音の状況を調査し、現状を把握・公表しているところである。

□ 自動車騒音面的評価区間



注) 図中の矢印 (◀•▶) は平成25年度の評価区間を示す

(2) 騒音測定・評価結果

平成25年度に測定した区間における自動車騒音面的評価については、環境基準を昼夜ともに達成したのは2,253戸中2,110戸（93.6%）であった。また、評価区間全体では環境基準を昼夜ともに達成したのは7,272戸中6,890戸（94.7%）であった。（参考：平成24年度環境基準達成率 95.5%）

[関係資料（騒音）－3]

□ 自動車交通騒音の環境基準達成戸数（平成25年度の測定区間）

評価道路	評価戸数	昼・夜共に達成戸数		昼間のみ達成戸数		夜間のみ達成戸数		昼・夜共に超過戸数	
	(戸)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
一般国道8号 (大坪町三丁目～四屋)	184	149	81.0	0	0	0	0	35	19.0
一般国道156号 (本町～丸の内)	257	257	100	0	0	0	0	0	0
一般国道156号 (白銀町～本町)	428	428	100	0	0	0	0	0	0
主要地方道高岡小杉線 (二塚～下関町)	446	445	99.8	0	0	0	0	1	0.2
主要地方道高岡氷見線 (昭和町～頭川)	938	831	88.6	2	0.2	49	5.2	56	6.0
平成25年度全体	2253	2110	93.6	2	0.1	49	2.2	92	4.1

□ 自動車交通騒音の環境基準達成戸数（評価区間全体）

評価道路	評価戸数	昼・夜共に達成戸数		昼間のみ達成戸数		夜間のみ達成戸数		昼・夜共に超過戸数	
	(戸)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
高速自動車国道	18	18	100	0	0	0	0	0	0
一般国道	3,108	2,837	91.3	127	4.1	0	0	144	4.6
県道	4,146	4,035	97.3	2	0.1	49	1.2	60	1.4
全体	7,272	6,890	94.7	129	1.8	49	0.7	204	2.8

注 環境基準達成率(%)とは、評価対象戸数のうち昼間および夜間ともに環境基準を達成している住居等の割合を把握して面的評価したものであり、平成23年度までは県が実施。

□ 騒音に係る環境基準の概要

単位：デシベル(A)

類 型	地 域 の 区 分		昼 間	夜 間	
			午前6時～ 午後10時	午後10時～ 翌日午前6時	
道路に面しない地域	A 1	専ら住居の用に供される地域	道路に面する地域以外の地域	55以下	45以下
	B 1	主として住居の用に供される地域		55以下	45以下
	C 1	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域		60以下	50以下
道路に面する地域	A 2	専ら住居の用に供される地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
	B 2	主として住居の用に供される地域		65以下	60以下
	C 2	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
	特例	幹線交通を担う道路に近接する空間	道路に面する地域	70以下 (45以下)	65以下 (40以下)

注1 地域の区分は、平成24年4月1日において都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域のうち

○専ら住居の用に供される地域

：第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域

○主として住居の用に供される地域

：第1・2種住居地域、準住居地域

○相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

：近隣商業、商業地域、準工業地域、工業地域

2 ()内の値は、室内へ透過する騒音に係る基準である。

3 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、高速道路、一般国道、県道、市道（4車線以上）で車線数の区分に応じた道路端からの距離によりその範囲を特定する。

3 自動車交通騒音（要請限度）

(1) 測定・評価体制

自動車交通騒音について、道路近傍の21地点で騒音規制法に定める自動車交通騒音の要請限度に適合しているかを調査した。このうち、国道8号沿の5地点（能町、木町、本郷一丁目、北島、上渡）については3日間、他の16地点については各々連続24時間の等価騒音レベルの測定を行った。

[関係資料（騒音）－1～（騒音）－2]

(2) 測定結果

いずれの地点においても、自動車交通騒音の要請限度以下であった。

□ 自動車交通騒音の要請限度の適合状況

単位：デシベル(A)

類型	No.	路線名	測定場所	測定値		限度適否	
				昼	夜	昼	夜
b 2	1	市道羽広二丁目南幸町線	羽広二丁目	64	58	○	○
特例	2	国道8号	能町南一丁目	68	64	○	○
	3	国道8号	木 町	70	65	○	○
	4	国道8号	本郷一丁目	70	66	○	○
	5	国道8号	北 島	72	68	○	○
	6	国道8号	上 渡	65	63	○	○
	7	国道8号	福岡町下叢	69	68	○	○
	8	国道156号	四 屋	67	61	○	○
	9	国道156号	丸の内	64	59	○	○
	10	国道156号	鐘紡町	67	61	○	○
	11	国道156号	戸出町四丁目	67	61	○	○
	12	国道415号	伏木一宮二丁目	62	55	○	○
	13	主要地方道富山戸出小矢部線	下麻生	67	62	○	○
	14	主要地方道伏木港線	伏木二丁目	68	58	○	○
	15	主要地方道富山高岡線	野村第二	67	62	○	○
	16	主要地方道高岡環状線	能 町	65	58	○	○
	17	主要地方道高岡環状線	二上町	66	58	○	○
	18	主要地方道高岡小杉線	赤祖父	69	62	○	○
	19	主要地方道高岡氷見線	昭和町一丁目	66	59	○	○
	20	市道清水町二丁目駅南一丁目線	駅南四丁目	62	57	○	○
	21	国道160号	長慶寺	70	62	○	○

□ 公安委員会等に対する要請限度

単位：デシベル(A)

要請 類型	区域の区分	車線の区分	昼間	夜間
			午前6時～ 午後10時	午後10時～ 翌日午前6時
a 1	専ら住居の用に供される地域	1車線の道路	65以下	55以下
a 2		2車線以上の道路	70以下	65以下
b 1	主として住居の用に供される 地域	1車線の道路	65以下	55以下
b 2		2車線以上の道路	75以下	70以下
c 1	相当数の住居と併せて商業、 工業等の用に供される地域	車線を有する道路	75以下	70以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する 区域	—	75以下	70以下

注1 地域の区分は、平成24年4月1日において都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域のうち

○専ら住居の用に供される地域

：第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域

○主として住居の用に供される地域

：第1・2種住居地域、準住居地域

○相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

：近隣商業、商業地域、準工業地域、工業地域、その他の指定地域
工業専用地域（境界から50m内の範囲）

2 幹線交通を担う道路に近接する区域とは、高速道路、一般国道、県道、市道（4車線以上）で車線数の区分に応じた道路端からの距離によりその範囲を特定する。

・ 2車線以下の道路 15mの範囲

・ 2車線を超える道路 20mの範囲

第2節 騒音防止対策

1 法律・条例に基づく規制

(1) 騒音規制法に基づく規制

ア 規制地域

本市内のうち、基準日の平成24年4月1日において都市計画法第8条第1項第1号に定める地域及び高岡市長が指定した区域

イ 規制対象騒音

工場騒音、特定建設作業騒音、自動車交通騒音

ウ 規制対象施設・作業

(7) 工場騒音

金属加工機械、空気圧縮機等（騒音規制法施行令別表第1に定める施設）

(4) 特定建設作業騒音

くい打機やさく岩機を使用する作業等（騒音規制法施行令別表第2に定める作業）

エ 規制基準

(7) 工場騒音

工場騒音の規制基準は、区域及び時間帯ごとに定められている。

□ 騒音規制法特定工場の騒音に係る規制基準（敷地境界における許容限度）

単位：デシベル(A)

区域	適用地域			第1,2種に隣接			学校等の周辺		
	昼	朝夕	夜	昼	朝夕	夜	昼	朝夕	夜
第1種区域	45	40	40	同 左			同 左		
第2種区域	55	45	40	同 左			50	40	40
第3種区域	65	60	50	同 左			60	55	45
第4種区域	70	65	63	65	60	55	65	60	58

注1 区域の区分

第1種区域：第1・2種低層住居専用地域

第2種区域：第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域

第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、その他の指定地域

第4種区域：工業地域、工業専用地域（境界から50m内の範囲）

2 時間の区分

昼：午前8:00～午後7:00 朝・夕：午前6:00～午前8:00 午後7:00～午後10:00

夜：午後10:00～翌日午前6:00

(4) 特定建設作業騒音

特定建設作業騒音の規制基準は、日曜・その他の休日の作業禁止や一日当たりの作業時間の制限等も併せて定められている。

□ 特定建設作業（騒音）に関する規制

作業の種類		規制基準						
		騒音の大きさ	作業できない時間		1日の作業時間		同一場所の作業時間	日曜休日の作業
			第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域		
1	くい打機、くい抜き機を使用する作業等	85 デシベル (A)を 超えないこと	午後7時から翌日の午前7時まで	午後10時から翌日の午前6時まで	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続して6日間を超えないこと	禁止
2	びょう打機を使用する作業							
3	さく岩機を使用する作業							
4	空気圧縮機を使用する作業							
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業							
6	バックホウを使用する作業							
7	トラクターショベルを使用する作業							
8	ブルドーザーを使用する作業							

注 区域の区分

第一号区域：特定工場等の騒音に係る規制基準の第1種～第3種区域の全域並びに第4種区域で学校、保育所、病院、図書館等の敷地の周囲80m以内の区域

第二号区域：第一号区域以外の規制地域

(ウ) 自動車交通騒音

騒音規制法に基づく指定地域内には、自動車交通騒音の要請限度が定められており、この値を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、公安委員会等に対して、改善の要請や意見を述べることができる。

(2) 富山県公害防止条例に基づく規制

富山県公害防止条例による規制は、騒音規制法による規制を補完するものであり、同法の指定地域以外の地域及び規制対象外の施設（ファスナー自動植付機、走行クレーン等）を対象として、県内全域にわたっている。

規制基準は、騒音規制法に準じて、区域及び時間帯ごとに定められている。

□ 富山県条例特定工場の騒音に係る規制基準（敷地境界における許容限度）

単位：デシベル(A)

適用地域等 区域	一般の地域			第1,2種に隣接			学校等の周辺		
	昼	朝夕	夜	昼	朝夕	夜	昼	朝夕	夜
第1種区域	45	40	40	同 左			同 左		
第2種区域	55	45	40	同 左			50	40	40
第3種区域	65	60	50	同 左			60	55	45
第4種区域	70	65	63	65	60	55	65	60	58
その他の地域	60	55	50	同 左			同 左		

注1 区域の区分

- 平成24年4月1日において都市計画法第8条第1項第1号に定める地域及び県知事が指定した区域のうち

第1種区域：第1・2種低層住居専用地域

第2種区域：第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域

第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第4種区域：工業地域、工業専用地域（境界から50m内の範囲）

その他の地域：上記以外の全ての地域

2 時間の区分

昼：午前8:00～午後7:00 朝・夕：午前6:00～午前8:00 午後7:00～午後10:00

夜：午後10:00～翌日午前6:00

(3) 届出状況

本市では、騒音規制法及び富山県公害防止条例に基づく届出を受け付けており、その状況は次のとおりである。 [関係資料（届出）－3，5]

ア 騒音規制法に基づく届出状況

平成26年3月31日現在

区 分	届出事業所数	届出施設数
騒音規制法に係るもの	456	3,552

イ 富山県公害防止条例に基づく届出状況

平成26年3月31日現在

区 分	届出事業所数
富山県公害防止条例に係るもの	434

ロ 特定建設作業の実施届出状況（騒音規制法）

作 業 の 種 類		法令に基づく届出件数
1	くい打機を使用する作業	1
2	びょう打機を使用する作業	—
3	さく岩機を使用する作業	19
4	空気圧縮機を使用する作業	—
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	—
6	バックホウを使用する作業	—
7	トラクターショベルを使用する作業	—
8	ブルドーザーを使用する作業	—
計		20

注 届出件数は平成25年度中の届出件数である。

2 工場・事業場への調査指導状況

(1) 工場騒音

工場騒音に関する問題としては、工場と住居が混在していること、特に中小規模の工場については敷地が狭いうえ、建物構造も簡易であるなど問題点が多い。

これらの問題を抱える事業所等に対しては、建物構造の改善、低騒音型機械への更新、作業時間の変更、作業場の移転等の指導を行うとともに、資金的な面では、富山県中小企業環境施設整備資金融資の斡旋をしている。

(2) 建設騒音

騒音規制法の指定地域内において行う特定建設作業については、作業開始日の7日前までに届け出を義務づけている。本市では届け出の受理に際し、法定基準の遵守はもとより、周辺住民への事前周知の徹底および低騒音工法の採用等の指導に努めている。

(3) 自動車交通騒音

国道8号の道路路盤整備に伴い、現在、騒音規制法に定める自動車騒音の要請限度を超過する地点はないが、今後とも引き続き騒音レベルの実態把握に努めることとしている。

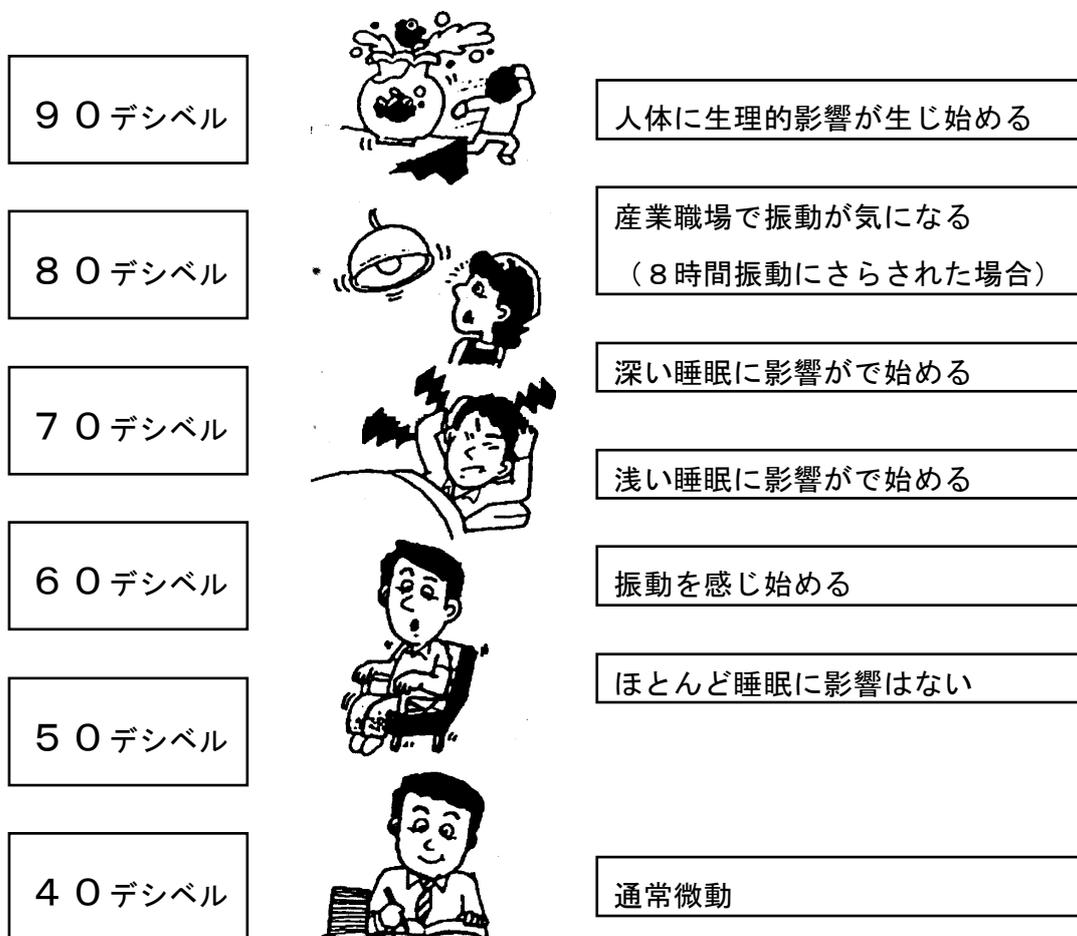
第4章 振 動

第1節 現 況

一般に振動公害とは、振動源である工場、自動車等から地盤振動が発生し、この振動が地表あるいは地中を波動として伝わり、それが建屋を振動し、その中にいる人がその振動を直接感じたり、戸・障子等がガタガタ鳴るため振動を間接的に感じるにより心理的・感覚的被害を生じさせるものである。また、特に振動が大きい場合には、壁・タイルのひび割れ、立て付けの狂い等の物的被害もみられる。

したがって、振動公害は、騒音公害の場合と同様、主観的な性格を持っている。また、騒音公害と併せて発生する場合が多く、騒音とは切り離せない関係にある。

□ 振動レベルの例



1 道路交通振動

(1) 測定体制

道路交通振動の実態を把握するため、市内の主要道路20地点で調査を実施した。

[関係資料 (振動) - 1]

□ 道路交通振動の要請限度

単位：デシベル

時間の区分 区域の区分		昼間	夜間
		午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域	I	65	60
第2種区域	II	70	65

注 区域の区分 (振動規制法の指定地域内とする。)

第1種区域：第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、
第1・2種住居地域、準住居地域

第2種区域：近隣商業、商業地域、準工業、工業地域、その他の指定地域

□ 道路交通振動測定地点

●：測定地点



(2) 測定結果

いずれの地点においても、振動規制法に定める道路交通振動の要請限度以下であり、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる地点はなかった。

□ 道路交通振動の要請限度の適合状況

単位：デシベル

要請区分	No.	路線名	測定場所	測定値		限度適否	
				昼	夜	昼	夜
I	1	市道羽広二丁目南幸町線	羽広二丁目	40	34	○	○
II	2	国道8号	能町南一丁目	42	38	○	○
II	3	国道8号	木町	49	44	○	○
II	4	国道8号	本郷一丁目	47	43	○	○
II	5	国道8号	北島	53	47	○	○
II	6	国道8号	上渡	40	35	○	○
II	7	国道8号	福岡町下蓑	39	36	○	○
II	8	国道156号	四屋	39	33	○	○
II	9	国道156号	丸の内	39	29	○	○
II	10	国道156号	鐘紡町	32	26	○	○
I	11	国道156号	戸出町四丁目	34	26	○	○
I	12	国道415号	伏木一宮二丁目	27	19	○	○
I	13	主要地方道富山戸出小矢部線	下麻生	40	29	○	○
II	14	主要地方道伏木港線	伏木二丁目	46	30	○	○
II	15	主要地方道富山高岡線	野村第二	39	31	○	○
II	16	主要地方道高岡環状線	能町	45	30	○	○
I	17	主要地方道高岡環状線	二上町	40	26	○	○
I	18	主要地方道高岡小杉線	赤祖父	37	27	○	○
II	19	主要地方道高岡氷見線	昭和町一丁目	39	30	○	○
II	20	市道清水町二丁目駅南一丁目線	駅南四丁目	39	30	○	○

第2節 振動防止対策

1 法律に基づく規制

(1) 規制地域

本市内のうち、基準日の平成24年4月1日において都市計画法第8条第1項第1号に定める地域及び高岡市長が指定した区域とする。

(2) 規制対象振動

工場振動、特定建設作業振動、道路交通振動

(3) 規制対象施設・作業

ア 工場振動

金属加工機械、圧縮機、織機等（振動規制法施行令別表第1に定める施設）

イ 特定建設作業振動

くい打機、ブレーカーを使用する作業等（振動規制法施行令別表第2に定める作業）

(4) 規制基準

ア 工場振動

工場振動の規制基準は、区域及び時間帯ごとに定められている。

□ 特定工場等の振動に係る規制基準（敷地境界における許容限度）

単位：デシベル

適用地域等 区域	一般の地域		第1種に隣接		学校等の周辺	
	昼	夜	昼	夜	昼	夜
第1種区域	60	55	同	左	55	50
第2種区域(1)	65	60	同	左	60	55
第2種区域(2)	70	65	65	60	65	60

注1 区域の区分

第1種区域：第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域
第1・2種住居地域、準住居地域

第2種区域(1)：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、その他の指定地域

第2種区域(2)：工業地域

2 時間の区分 昼：午前8:00～午後7:00 夜：午後7:00～翌日午前8:00

イ 特定建設作業振動

特定建設作業振動の規制基準は、日曜・その他の休日の作業禁止や一日当たりの作業時間の制限等も併せて定められている。

□ 特定建設作業（振動）に関する規制

作業の種類	規制基準							
	振動の大きさ	作業できない時間		1日の作業時間		同一場所の作業時間	日曜休日の作業	
		第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域			
1	くい打機、くい抜き機を使用する作業等	75デシベルを超えないこと	午後7時から翌日の午前7時まで	午後10時から翌日の午前6時まで	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続して6日間を超えないこと	禁止
2	鋼球を使用する破壊作業							
3	舗装版破碎機を使用する作業							
4	ブレーカー（手持式を除く）を使用する作業							

注 区域の区分

第一号区域：第1・2種低層住居専用地域、 第1・2種中高層住居専用地域
 第1・2種住居地域、 準住居地域、 近隣商業地域、 商業地域
 準工業地域、 その他の指定地域、 工業地域のうち学校・保育所・
 病院等の敷地周辺

第二号区域：第一号区域以外の指定地域

ウ 道路交通振動

振動規制法に基づく指定地域内には、道路交通振動の要請限度が定められており、この値を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、公安委員会等に対して、改善の要請や意見を述べるができることになっている。

(5) 届出状況

本市では、振動規制法に基づく届出を受け付けており、その状況は次のとおりである。

[関係資料 (届出) - 4]

□ 特定施設の届出状況

平成26年3月31日現在

区 分	届出事業所数	届出施設数
振動規制法に係るもの	306	2,501

□ 特定建設作業の実施届出状況

作 業 の 種 類		法令に基づく届出件数
1	くい打機を使用する作業	2
2	剛球を使用して破壊する作業	—
3	舗装版破碎機を使用する作業	—
4	グレーカーを使用する作業	16
計		18

注 届出件数は平成25年度中の届出件数である。

2 工場・事業場への調査指導状況

(1) 工場振動

工場振動については、騒音と同時期に調査を行っており、その対策についても騒音防止と併せて指導を行っている。

(2) 建設振動

振動規制法の指定地域内において行う特定建設作業については、騒音規制法と同様に作業開始日の7日前までに届け出することを義務づけている。

また、届け出の受理に際し、法定基準の遵守はもとより、周辺住民への事前周知の徹底及び低振動工法の採用等の指導に努めている。

第5章 悪 臭

第1節 現 況

私たちのまわりにはいろいろな臭いがあるが、良好な生活環境を損なう臭いを悪臭という。

悪臭は、工場や事業場などから悪臭物質が私たちに不快感をもたらすことから、騒音や振動とともに感覚公害として生活に密着した問題である。

近年、悪臭苦情の特徴としては、住宅と工場が混在しているなどの立地状況に問題があることや生活水準の向上により、個人がより快適な環境を求めるようになってきたことがあげられる。

本市においても、工場・事業場の悪臭問題は、悪臭の効果的な防止技術や装置の導入を図り改善されてきたが、野焼きなどに対する悪臭の苦情が依然として見られる。

第2節 悪臭防止対策

悪臭の防止対策としては、悪臭防止法や富山県公害防止条例に基づく事業所等への規制がある。

悪臭防止法では、アンモニアなどの22物質を悪臭物質として指定し、これらの悪臭物質の規制基準を定めているが、悪臭原因物質個々の濃度の規制基準を満たしていても、複合臭として苦情となっている場合がある。

また、実際の苦情対象となる悪臭やその発生源は、必ずしも法や条例の規制対象になっているものばかりではなく、また、規制対象となっても、規制基準を超えていない場合がある。

1 法律・条例に基づく規制

(1) 悪臭防止法に基づく規制

ア 規制地域

本市内のうち、基準日の平成24年4月1日において都市計画法第8条第1項第1号に定める地域とする。

イ 規制基準

規制基準は、工場・事業場の敷地境界、気体排出施設の排出口及び排出水に含まれる悪臭物質について設定されている。

□ 悪臭防止法に定める悪臭物質と主な発生源

物質名	においの種類	主な発生源
アンモニア	し尿のような臭	畜産業、化製場、し尿処理場
メチルメルカプタン	腐ったたまねぎの臭	パルプ工場、化製場、し尿処理場
硫化水素	腐った卵の臭	畜産業、パルプ工場、し尿処理場
硫化メチル	腐ったキャベツの臭	パルプ工場、化製場、し尿処理場
二硫化メチル	腐ったキャベツの臭	パルプ工場、化製場、し尿処理場
トリメチルアミン	腐った魚の臭	畜産業、化製場、し尿処理場
アセトアルデヒド	青くさい刺激臭	化学工場、たばこ製造業
プロピオンアルデヒド	甘酸っぱい焦げ臭	塗装工場、印刷工場
ノルマルブチルアルデヒド	甘酸っぱい焦げ臭	塗装工場、印刷工場
イソブチルアルデヒド	甘酸っぱい焦げ臭	塗装工場、印刷工場
ノルマルバレルアルデヒド	甘酸っぱい焦げ臭	塗装工場、印刷工場
イソバレルアルデヒド	甘酸っぱい焦げ臭	塗装工場、印刷工場
イソブタノール	発酵した刺激臭	塗装工場、鋳物工場、印刷工場
酢酸エチル	刺激的なシンナー臭	塗装工場、鋳物工場、印刷工場
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナー臭	塗装工場、鋳物工場、印刷工場
トルエン	ガソリンのような臭	塗装工場、鋳物工場、印刷工場
スチレン	エーテルのような臭	化学工場、塗装工場
キシレン	ガソリンのような臭	塗装工場、鋳物工場、印刷工場
プロピオン酸	すっぱい刺激臭	畜産業、化製場、脂肪酸製造工場
ノルマル酪酸	汗くさい臭	畜産業、化製場、でんぷん工場
ノルマル吉草酸	むれたくつ下の臭	畜産業、化製場、でんぷん工場
イソ吉草酸	むれたくつ下の臭	畜産業、化製場、でんぷん工場

(2) 富山県公害防止条例に基づく規制

富山県公害防止条例では、悪臭に係る特定施設の届け出を義務づけている。条例による届出状況は、ほとんどが家畜飼育施設である。

□ 特定施設の届出状況

平成26年3月31日現在

区分	届出事業所数	届出施設数
悪臭に係るもの	17	44

2 工場・事業場への調査指導状況

悪臭の立入調査は、パルプ工場、下水処理場、ごみ焼却場、化学工場、化製場、し尿処理場、廃棄物最終処分場の12事業所（測定回数延べ20回）において敷地境界等の臭気物質の濃度測定を実施した。その結果、いずれも規制値を下回っていたが、臭気発生防止に努めるよう指導している。

[関係資料 (悪臭) - 1、(悪臭) - 2]

□ 悪臭関係立入事業所件数

事業内容	調査事業所数
クラフトパルプ工場	1
下水処理場	3
化学工場	4
化製場	1
ごみ焼却場	1
し尿処理場	1
廃棄物最終処分場	1
合計	12

□ 悪臭測定の風景



第6章 地下水

第1節 現況

本市は、良質で豊富な地下水に恵まれた庄川・小矢部川扇状地の扇端部及びその下流に位置し、地下水は産業活動や日常生活に多く利用されてきた。

地下水は適正な量の範囲内で利用すれば、恒久的に利用できる貴重な資源であるが、過度の揚水は地下水位の異常な低下、地盤沈下や塩水化などの地下水障害につながる。

このため、県は昭和51年に「富山県地下水の採取に関する条例」を制定し、地下水障害を防止するため、地域を指定して地下水の採取を規制している。

将来にわたって地下水の保全・適正利用を図るため、平野部の全域を対象とする「富山県地下水指針」（平成4年策定、平成18年改訂）を策定し、指針で示した保全目標を達成するため、行政、事業者、県民がそれぞれの役割分担に従い、地下水の保全や創水など、各種の施策を推進している。

また「富山県環境影響評価条例」（平成11年度策定）に基づき、工場等の新設・増設に伴う合計揚水量が日量8,000m³以上などの大規模な事業を行う場合に、環境アセスメントの実施を義務付けている。

冬期間の地下水位低下対策としては、消雪設備の設置者・管理者を対象とした「富山県消雪設備維持管理マニュアル」（平成13年）が作成され、本市も県と連携して、地下水の保全と適正利用について啓発・指導に努めている。

このほか、本市では、地下水利用者及び関係行政機関等で組織している「庄川・小矢部川地域地下水利用対策協議会」等を通じて、地下水保全についての普及啓発活動を行っている。

条例に基づいて届出されている井戸の用途は、建築物用が最も多く、次いで工業用となっており、近年、消雪用の施設が増加している。

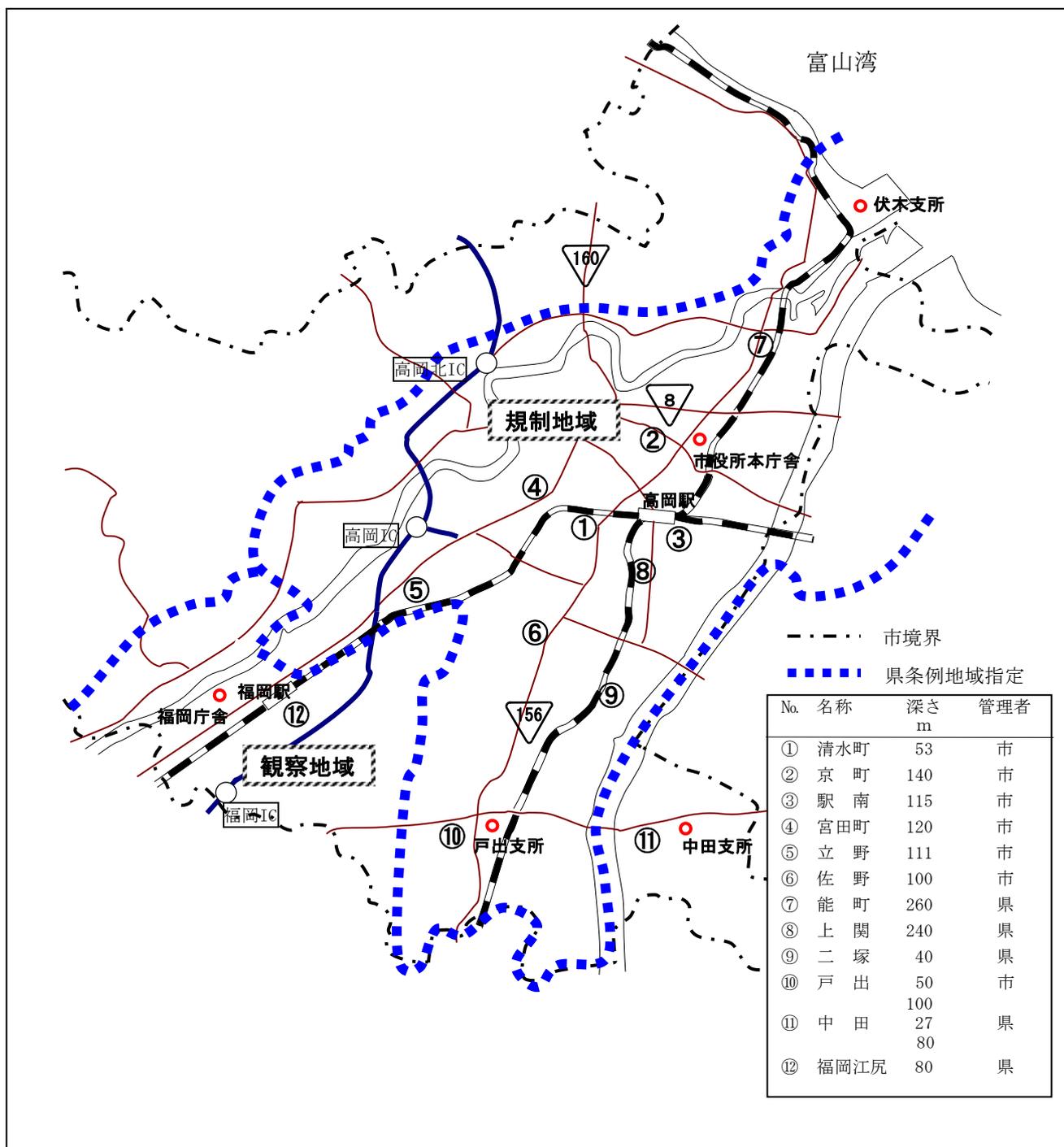
地下水障害の未然防止に資するため、県、市併せて12か所において地下水位の観測を実施しているほか、21地点において塩水化の調査を行っている。

1 地下水位の変動

地下水位の観測は、市管理7か所、県管理5か所の合計12か所において実施しており、地下水位の変動については、年平均水位としてはおおむね横ばいに推移している。

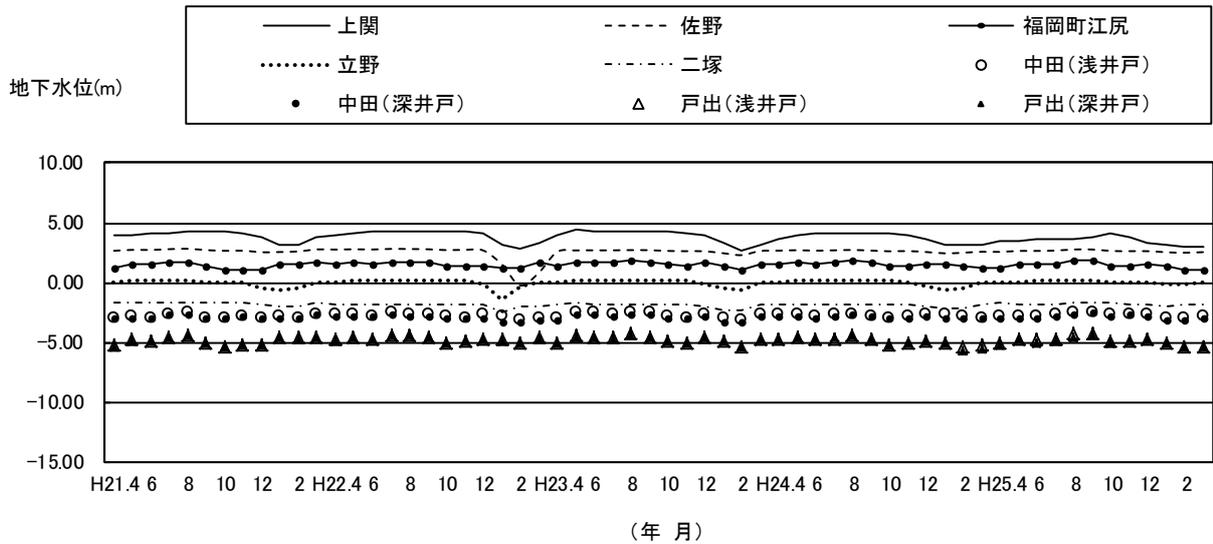
近年、消雪用井戸の増加に伴い、降雪時には消雪用井戸の密集する市街地において一時的に地下水位の低下が見られるが、春には回復している。

地下水位観測井の位置及び県条例区域の概略

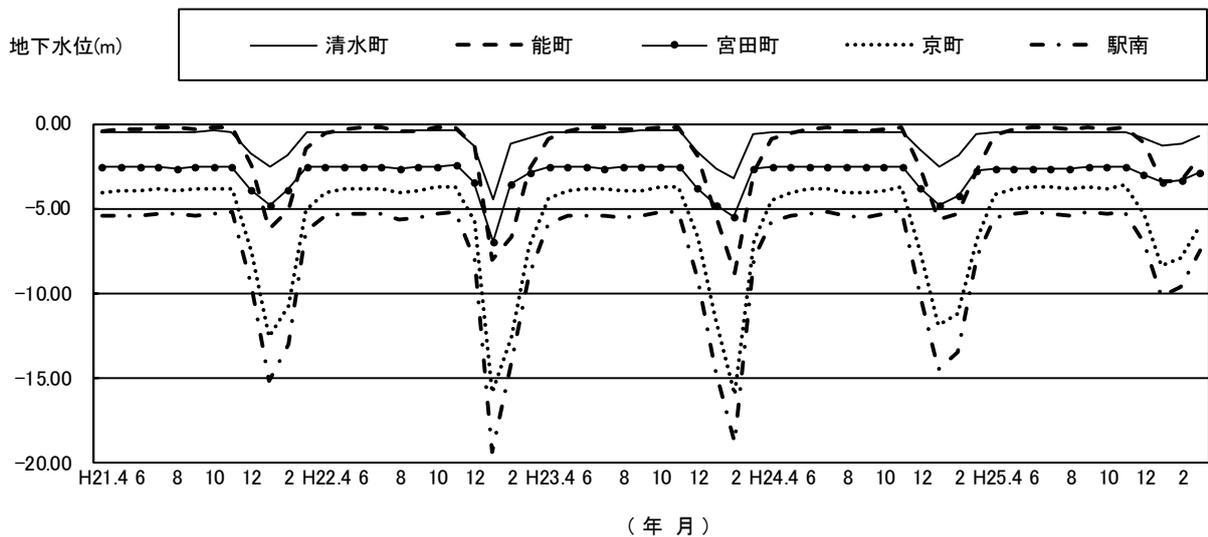


□ 地下水位の月平均値及び降雪量の推移

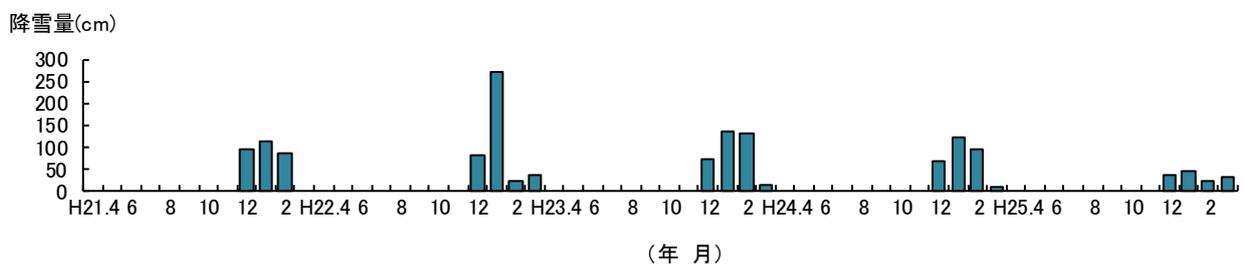
(1) 市南部地域（扇端部扇央部）における地下水位



(2) 市街地部、海岸部地域における地下水位



(3) 降雪量



□ 年度別地下水位の推移

単位：cm

観測井		年度									
		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
清水町		-88	-117	-59	-69	-68	-87	-96	-98	-87	-66
京町		-606	-686	-471	-490	-491	-561	-604	-605	-580	-487
駅南		-776	-861	-622	-656	-650	-726	-779	-784	-746	-641
宮田町		-319	-353	-277	-281	-278	-298	-311	-310	-302	-279
立野		-7	-23	+5	-2	-2	-8	-10	-2	-5	+3
佐野		+279	+272	+278	+268	+270	+268	+224	+261	+262	+262
能町		-184	-250	-102	-115	-103	-147	-177	-182	-167	-104
上関		+384	+374	+403	+418	+405	+393	+392	+390	+377	+349
二塚		-186	-193	-179	-183	-177	-178	-191	-194	-194	-181
戸出	浅井戸	-488	-496	-492	-502	-497	-489	-471	-479	-492	-486
	深井戸	-490	-500	-496	-506	-501	-494	-477	-480	-496	-496
中田	浅井戸	-268	-280	-279	-277	-280	-282	-281	-275	-274	-274
	深井戸	-280	-292	-292	-290	-290	-291	-295	-290	-288	-286
福岡町江尻		+88	+92	+101	+139	+144	+141	+152	+154	+151	+143

注 地下水位は地表面を基準とする。

2 地下水の塩水化

市内21地点において地下水の塩素イオン濃度を測定した。

その結果については、海岸沿い及び小矢部川下流地域にかけて、塩素イオン濃度100mg/lを超える地点が見られるが、ここ数年変化はない。

第2節 地下水の保全対策

1 条例に基づく規制

(1) 規制基準等の概要

□ 富山県地下水の採取に関する条例の概要

制定目的	地下水の水源の合理的な利用の確保及び生活環境の保全		
指定地域	地域区分	規制内容	
	規制地域	揚水設備届出 揚水規制(取水基準)	
	観察地域	揚水設備届出	
対象揚水設備	揚水機の吐出口断面積が21cm ² を超えるもの		
取水基準	揚水設備区分	吐出口断面積(cm ²)	地下水採取量(m ³ /日)
	既設(S52.2.28以前)	200以下	1,000以下
	新設(S52.3.1以後)	150以下	800以下
揚水設備の届出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・揚水設備の設置場所 ・揚水機の吐出口断面積 ・使用方法等 		
採取量の報告	水量測定器を設置するとともに、採取量を毎年知事に報告しなければならない。		

(2) 富山県地下水の採取に関する条例に基づく届出状況

条例に基づく届出状況は事業所数が706、揚水設備数が906である。

用途別では建築物用が最も多く、306事業所365設備であり、次いで道路等消雪用が279設備、工業用の130事業所237設備の順となっており、近年、消雪用の設備が増加している。

□ 揚水設備届出状況

平成26年3月31日現在

年度	区分	規制地域		観察地域		合計	
		事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数
昭和	52	202	340	25	31	227	371
	62	452	637	57	73	509	710
平成	18	582	762	114	136	696	898
	19	588	771	114	135	702	906
	20	587	768	113	134	700	902
	21	587	769	113	134	700	903
	22	583	760	113	134	696	894
	23	584	758	113	134	697	892
	24	591	768	112	133	703	901
	25	594	773	112	133	706	906

□ 用途別届出状況

平成26年3月31日現在

用途	規制地域		観察地域		合計	
	事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数
工業用	111	207	19	30	130	237
建築物用	267	320	39	45	306	365
水道用	1	6	2	2	3	8
農業水産用	9	9	6	6	15	15
道路等消雪	204	229	46	50	250	279
その他	2	2	0	0	2	2
計	594	773	112	133	706	906

2 地下水位観測体制の整備

本市における地下水位の観測井戸は、富山県が昭和34年度に二塚地内に設置して以来、県、市において逐次整備を進め、現在、市管理が7か所、県管理が5か所の合計12か所で観測している。

3 行政指導

市では、地下水の保全と合理的な利用を推進するため、井戸の設置者に対し、地下水の適正利用について指導を行うとともに、県と連携し、地下水条例の対象設備設置者への立入調査を実施し、取水基準の遵守等について指導を行っている。

4 富山県地下水指針の推進

富山県地下水指針の趣旨に沿って地下水の保全と適正利用を図るため、県との連携、協力のもと、本市をはじめ、関係行政機関及び地下水利用者等で組織している庄川・小矢部川地域地下水利用対策協議会とも協力しながら、地下水の保全と合理的な利用などを推進している。

(1) 富山県地下水指針の概要

ア 趣 旨

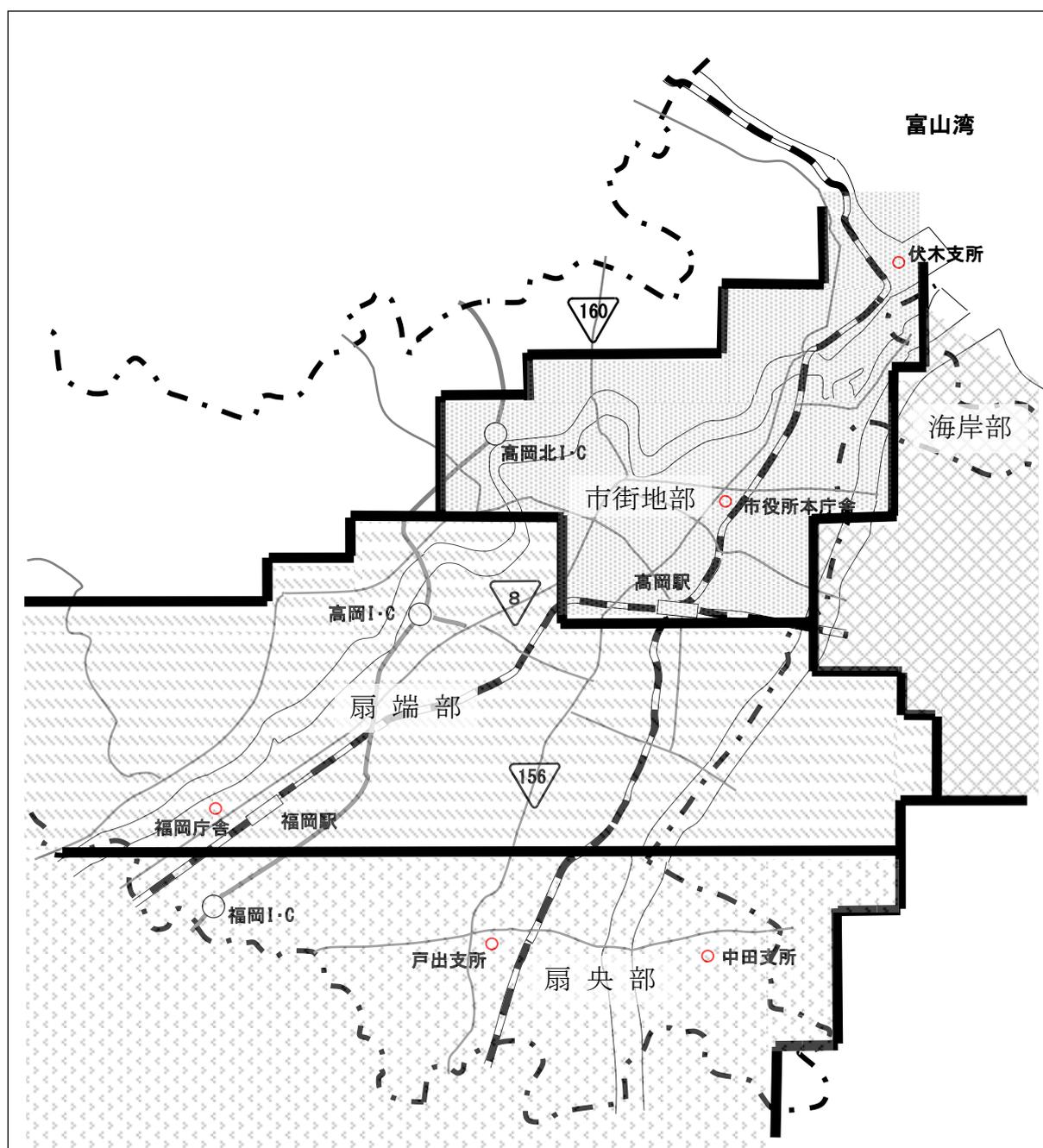
本指針は、最近の地下水利用の状況や地下水観測結果を踏まえ、今後の取り組むべき施策について検討し、県民、事業者及び行政が一体となって、将来にわたり貴重な地下水を保全し、適正に利用するとともに、地下水の涵養を図っていくための取り組みを明らかにするものである。

イ 地下水の保全目標

「豊かで清らかな地下水の確保」を目指し、保全目標に「地下水の採取に伴う地下水障害地域の拡大を防ぐ」を掲げ、この保全目標を達成するための「適正揚水量」が地下水区ごとに設定されている。「適正揚水量」とは、塩水化の進行や大幅な地下水位の低下等の地下水障害を生じさせない揚水量で、かつ、地域の特性や住民の意向などの社会的条件を考慮した量である。

本市が位置する高岡・砺波地域における地下水区の概要及び適正揚水量は次のとおりである。

□ 地下水区の概要



□ 高岡・砺波地域における適正揚水量

単位：万m³/年

地下水区		扇頂部	扇中部	扇端部	市街地部	海岸部	合計
適正揚水量		420	5,570	2,840	3,040	1,240	13,110
参考	昭和59年度揚水量	310	4,100	2,090	3,220	1,310	11,030
	平成4年度揚水量	260	4,200	2,250	1,910	710	9,330
	平成10年度揚水量	265	4,171	1,993	1,191	801	8,421
	平成15年度揚水量	264	3,854	1,251	757	715	6,841
	平成22年度揚水量	336	2,777	1,021	752	540	5,426

(2) 役割分担

本指針の推進のための行政、事業者、県民の役割は次のとおりである。

	役割	
県	長期的展望にたつて総合的に各種施策の展開を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 地下水条例の適正な運用 地下水障害の未然防止 地下水利用の合理化や代替水源への転換の指導 地下水位観測体制の整備 地下水かん養工法や節水型消雪方法の調査研究と普及啓発 水準測量調査や揚水量の把握等 地下水利用対策協議会の支援 地下水保全意識の高揚
市町村	地域の特性を踏まえ地域住民とともに地下水の保全に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 県が推進する各種施策への協力と、市町村独自の施策推進 地下水かん養工法や節水型消雪設備の普及・啓発 地域の特性に配慮した地下水位観測体制の整備 地下水利用対策協議会の整備・拡充 地下水保全意識の高揚
事業者	地下水保全に配慮した事業活動を行うとともに、各種開発行為にあたっては本指針に十分配慮する。	<ul style="list-style-type: none"> 県、市町村が実施する各種施策への協力 地下水障害の未然防止対策の実施 地下水障害が生じるおそれのある地域における代替水源への転換や、地下水利用の合理化についての調査・研究とその導入 地下水利用対策協議会への加入 地下水保全意識の高揚
県民	地下水は県民共有の財産であるとの認識にたち地下水の保全に努めるとともに各種の施策の推進に協力する。	<ul style="list-style-type: none"> 県、市町村が実施する各種施策への協力 消雪設備設置の際の節水対策の実施 自噴井の節水対策の実施 家庭でできる身近な地下水かん養の実施 消雪用水の地下水利用は、必要最小限の採取量に節水

第7章 公害苦情

平成25年度の公害苦情処理数は、17件であった。

公害に関する苦情のここ数年の傾向は、事業所における焼却など、生活環境に係るものが多い。

□ 公害苦情の種類別及び月別数

種別 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
大気汚染	2		2		1					1		1	7
水質汚濁													0
騒音		1		1	2	1							5
振動									1			1	2
悪臭		1				1	1						3
その他													0
計	2	2	2	1	3	2	1	0	1	1	0	2	17

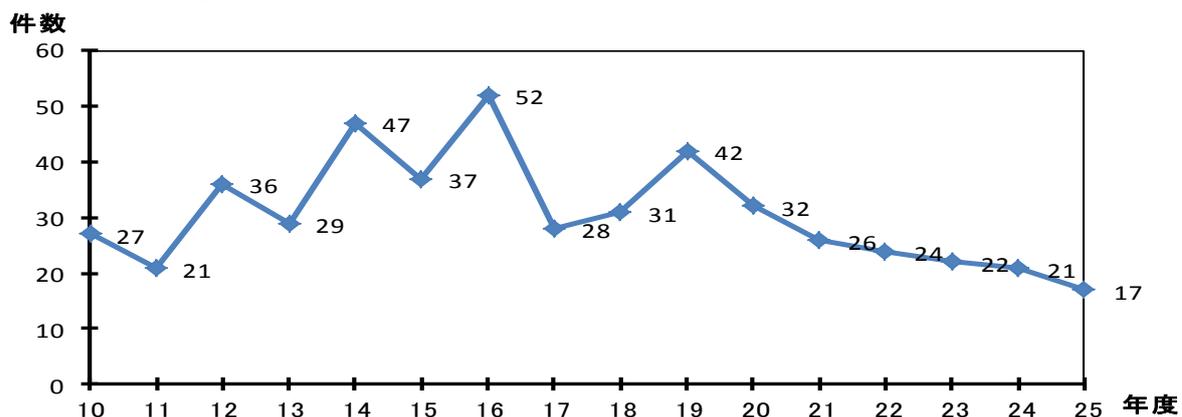
※表中の数は苦情対象となる事業所数

□ 公害苦情の用途地域別数

種別 \ 用途地域	住居地域	近隣商業商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	市街化調整区域	計
大気汚染	3			2		2	7
水質汚濁							0
騒音	4					1	5
振動			1			1	2
悪臭	2			1			3
その他							0
計	9	0	1	3	0	4	17

※表中の数は苦情対象となる事業所数

□ 年度別苦情件数



第8章 公害健康被害補償

第1節 大気汚染健康障害者医療救済制度

昭和43年5月、本市独自で大気汚染の影響による吉久、能町北部及び富岡町の健康障害者を救済するため、「高岡市大気汚染健康障害者医療審議会要綱」を定め、昭和46年3月には市公害防止条例の制定により認定患者の救済を規定した。また、昭和53年4月には、国の公害健康被害補償法に準じて、市条例に療養手当と葬祭料の支給を加えた。救済を始めて30名の認定を行ったが、平成4年1月に認定患者が亡くなり、現在、該当者はいない。

第9章 環境保全対策等に対する助成

第1節 公害防止施設整備資金利子補給制度

本制度は、市内に工場・事業場を有する小規模事業者が公害防止のための施設の整備又は改善に必要な資金を、富山県中小企業環境施設整備資金もしくは国民生活金融公庫等から借り入れた場合、借り入れ額のうち防止施設に要した金額に対し、7か年を限度として毎年2%以内の利子補給金を交付するものである。平成8年度には、本制度を改正し、利子補給限度額を1件1年間につき総額60万円(共同事業に係るものは100万円)に引き上げた。平成25年度までの利用件数は、362件となっており、総所要額約46億円の投資が行われてきている。主なものは、工場・事業場の廃棄物焼却炉や排水処理施設の改善等である。

□ 年度別公害防止施設の整備・利子補給状況

平成26年3月31日現在

年度	新 規 分				継 続 分 利 子 補 給 額	計	利子補給終了件数
	件数	所 要 額	利子補給対象額	利 子 補 給 額			
42 ~18	361	千円 4,612,543	千円 2,623,120	円 22,708,082	円 161,607,979	円 184,316,061	360
19	1	7,875	7,000	55,315	93,800	149,115	0
20	0	0	0	0	136,504	136,504	0
21	0	0	0	0	107,979	107,979	0
22	0	0	0	0	79,425	79,425	0
23	0	0	0	0	51,724	51,724	1
24	0	0	0	0	22,870	22,870	0
25	0	0	0	0	0	0	1
計	362	4,620,418	2,630,120	22,763,397	162,100,281	184,863,678	362

第2節 住宅用太陽発電システム設置補助金制度

平成21年10月より、市内の住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する方に、補助金を交付している。

□ 住宅用太陽光発電補助実績

	H23年度	H24年度	H25年度
補助件数	200	150	175
発電能力の計	851 kW	673 kW	785 kW

第10章 快適環境

第1節 富山新港地区緩衝緑地整備

富山新港地区緩衝緑地（県民公園新港の森）は、富山新港をとりまく臨海工業地帯からの公害を防止するため、その緩衝緑地として、工業地帯の西側に造成された南北1,700m、東西150mの25haの広さを持つグリーンベルトである。

なお、この緩衝緑地は、県民公園新港の森として、多くの県民が利用できる陸上競技場や野球場等のスポーツ施設や芝生公園、修景広場等が整備されている。

□ 富山新港地区緩衝緑地（県民公園新港の森）の概要

	内 容
所在地	高岡市姫野・金屋、射水市二の丸・作道地内
面積	約25ha（高岡市約14ha、射水市約11ha）
工期	昭和51年～58年
総事業費	約92億円
施設の概要	芝生広場、修景広場、陸上競技場、野球場、テニスコート等
建設事業費負担者	国、県、高岡市、射水市、企業

第2節 啓発事業

1 環境月間行事

環境保全対策の普及・啓発の一環として、環境月間である6月に各種行事を展開して、市民、事業者等の環境保全に対する意識の向上に努めている。

また、市広報誌等を通して、広く市民への環境情報の提供と環境保全意識の高揚に努めている。

□ 環境月間行事の概要

行 事	内 容
リ サ イ ク ル 教 室	飾り物や帽子などの小物づくり等
学 習 用 紙（再 生 紙）の 贈 呈	中越パルプ工業(株)による、市内の小・中・特別支援学校(40校)、こどもエコクラブ(19校)へ再生資源を活用した大判の模造紙の贈呈
啓 発 ポ ス タ ー の 掲 示	公共施設に啓発ポスターを掲示
環 境 整 備 に つ い て 事 業 所 へ の 啓 発	ポスターの配布と共に環境整備についての啓発
CO ₂ 削減ライトダウンキャンペーン	公共のライトアップ施設の消灯 (6/21及び7/7、20:00-22:00) ・美術館「光と水の塔」及び回廊周辺 ・ふくおか総合文化センターUホール 屋上の「旧福岡町町章」 モニュメント「めぐみの塔」ほか ・高岡おとぎの森公園「風の砦」 ・高岡市万葉歴史館 ・ウイングウイング高岡

2 環境保全啓発事業

快適な環境を形成していくため、市民及び工場・事業場を対象に啓発事業を実施しているほか、「環境教室」や「こどもエコクラブ」の活動に対する支援を行った。

□ 平成25年度に実施した啓発事業の概要（環境月間行事は除く）

啓 発 行 事	実 施 年 月	内 容
グリーンカーテン環境啓発事業	平成25年4月～9月	市内の幼稚園・保育園(16か所)に必要な資材を各園に提供し、こどもエコクラブに加入し、環境に親しんだ。本市のこどもエコクラブの取り組みに対して全国事務局より幼児部門 団体特別賞を受賞した。
地域環境教室 (幼稚園・保育園)	平成25年10月～12月	グリーンカーテン・環境啓発事業に取り組んでいる幼稚園・保育園において、園児を対象とした環境学習を行った。(3か所)
「夏を楽しむエコライフ」 万葉線七夕づくりほか	平成25年6月～9月	公共交通機関万葉線の利用と併せて、参加の川原保育園児が打水体験をし、また、市庁舎や万葉線車内に風鈴、庁舎窓口にうちわを設置した。
環境親子教室	平成25年7月	おとぎの森公園にて親子で水力発電実験等の環境体験を行い、環境に対する興味を育んだ。
環境保全体験ツアー	平成25年11月	バイオマスを有効活用している施設等を視察し、体験することで循環型社会について学習した。



グリーンカーテンの様子

□ 平成25年度 こどもエコクラブ会員名簿

22クラブ 565人

ク ラ ブ 名 など		人数	ク ラ ブ 名 など		人数
hataファミリー	家 族	1	たけ	家 族	1
エコむすめ	家 族	2	エコじょうず！かクラブ	定塚保育園	33
ふたがみグリーンキッズ	二上保育園	27	ちくばECOキッズ	国吉ちくば保育園	23
エコぼとクラブ	こぼと幼稚園	46	さくら保育園エコクラブ	さくら保育園	35
和田保育園エコクラブ	和田保育園	26	だいいちエコクラブ	第一幼稚園	44
高岡保育園エコクラブ	高岡保育園	30	伏木スマイル♡ エコクラブ	伏木保育園	22
はんにゃのスマイルエコキッズ	般若野保育園	13	カトリックエコクラブ	カトリック幼稚園	9
しょうとくエコレンジャーズ	正徳保育園	11	国吉光徳エコレンジャー	国吉光徳保育園	23
よっさエコクラブ	吉久ひなどり保育園	6	まきのグリーンズ	牧野みどり保育園	47
中央なかよしグリーンクラブ	中央保育園	9	成美校下 ひばり児童育成クラブ	成美小学校	48
中田校下児童育成クラブ	中田小学校	54	牧野小学校5年生	牧野小学校	55

3 資源循環啓発事業

(1) 廃てんぷら油の回収

家庭から出る廃てんぷら油をバイオディーゼル燃料にリサイクルし、市のごみ収集車などの燃料として活用している。

(平成19年10月から開始、平成25年度市回収実績 4,170kg)

軽油代替燃料として、二酸化炭素の排出削減に貢献している。

(2) わりばしリサイクル

今まで焼却処理してきた使用済みわりばしを回収し、市内企業が受け入れパルプ原料にリサイクルしている。(伏木校下婦人会による同地区での取組みを平成19年10月から全市に拡大、平成25年度市回収実績 約3,390kg)

森林資源の保護につながり、地球温暖化防止に貢献している。



廃てんぷら油



使用済みわりばし

(3) 使用済み年賀はがきリサイクル

市内企業からの提案により、使用済み年賀はがきを市役所で回収し、市内企業が受け入れ再生紙にリサイクルしている。

(平成22年12月から開始。平成25年度回収実績 約265kg)

第 1 1 章 その他の公害防止事業

第 1 節 公害防止協定

1 公害防止協定の締結状況

公害防止に取り組む施策の一環として、法律や条例による規制とは別に、本市と企業との間で公害防止協定を締結している。

□ 公害防止協定締結状況

番号	工場名	所在地	締結年月日	備考
1	サンエツ金属(株)砺波工場	砺波市太田1892	昭和46. 8. 31	
2	中越パルプ工業(株)高岡工場	高岡市米島282	昭和47. 3. 6	
3	(株)新日軽北陸高岡工場	〃 本郷2-5-8	昭和48. 1. 20	
4	中越パルプ工業(株)生産本部二塚製造部	〃 二塚3288	昭和48. 5. 14	
5	三協立山(株)佐加野工場	〃 佐加野2-2	昭和48. 9. 13	
6	日本曹達(株)高岡工場	〃 向野本町300	平成12. 7. 7	
7	日本ゼオン(株)高岡工場	〃 荻布630	平成12. 7. 7	
8	東亜合成(株)高岡工場	〃 伏木2-1-3	平成12. 7. 7	
9	アステラスファーマテック(株)高岡工場	〃 戸出栄町30	昭和49. 9. 11	
10	高岡銅器団地協同組合	〃 戸出栄町43-1	昭和52. 9. 9	
11	第一ファインケミカル(株)	〃 長慶寺530	平成12. 7. 7	
12	三協立山(株)福岡工場	〃 福岡町矢部1	昭和47. 5. 1	
13	(株)コートせいでん	〃 福岡町三日市505	昭和47. 11. 10	
14	福岡金属工業団地	〃 福岡町荒屋敷522	昭和47. 12. 1	
15	ヤマダアルミ建材(株)	〃 福岡町矢部230	昭和48. 5. 4	
16	(株)北陸ヨシナカ富山工場	〃 福岡町下老子22	昭和49. 3. 30	
17	光陽製器(株)	〃 福岡町三日市336	昭和49. 6. 18	
18	福岡フレーム工業(株)	〃 福岡町赤丸730	昭和49. 7. 13	
19	ヤヨイ化学工業(株)	〃 福岡町本領70	昭和49. 7. 13	
20	(株)小田原製作所	〃 福岡町大滝329	昭和51. 11. 25	
21	鉄道機器(株)	〃 福岡町下蓑1151	昭和56. 8. 4	
22	三協化成(株)	〃 福岡町下向田3-1	平成元. 7. 12	
23	(有)技建工業	〃 福岡町三日市576-1	平成 7. 8. 1	

2 公害防止協定締結工場の立入調査結果

公害防止協定に基づき立入調査を行った結果については、いずれの協定工場においても許容値を下回っていた。

第2節 事前協議

本市では、公害の未然防止の一つの方法として、工場・事業場を新設又は増設しようとする事業者に対して、当該工場等が公害の発生するおそれのある場合には、事前に公害防止計画書の提出を求め、協議するよう指導している。

また、工場、事業場、倉庫等の新增設に伴う建築確認申請書及び開発許可申請書の提出に際して、事前に施主及び設計者に公害防止の方法等について指導している。

第3節 公害パトロール

環境保全及び公害の未然防止のため、市内の工場・事業場の監視パトロールを実施している。

□ 公害パトロール実施状況

パトロール区分	工場・事業場数	延べ調査回数
大気汚染	18	19
水質汚濁	89	179
騒音	16	16
振動	3	3
悪臭	14	26
その他	1	1
合計	141	244

第12章 環境のまちづくり

第1節 環境基本条例

高岡の特性を活かし、快適で恵み豊かな環境の保全及び創造に関する施策を進めるための基本的な考え方などを示す「高岡市環境基本条例」を平成21年3月に制定した。

1 基本理念

- (1) 快適で恵み豊かな環境の恩恵を享受し、将来の世代に引き継いでいく。
- (2) 人と自然が共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会をみんなで創る。
- (3) 地球環境保全を積極的に推進する。

2 基本方針

- (1) 大気、水、土壌などを良好な状態に保持すること。
例 公害の防止、下水道や廃棄物処理施設の整備
- (2) 人と自然とのふれあいを図り、森林、緑地、水辺地などの自然環境を保全すること。
例 公園・緑地などの整備、自然とふれあいができる施設の整備
- (3) 水や緑に親しむ生活空間の創出、良好な都市景観の形成、歴史・文化的資産の保全と活用などを図り、うるおいと安らぎのある快適な環境を創造すること。
例 緑化活動や環境美化活動への参加、良好な景観の保持や創出、歴史・文化的資産に親しむ。
- (4) 資源・エネルギーの消費抑制と循環・効率的な利用、廃棄物の発生抑制などを推進することにより、温室効果ガスの排出を抑制すること。
例 日常の節電、省エネ機器・設備の導入、公共交通機関の利用、廃棄物の発生抑制
再生資源の回収活動

3 市、事業者、市民などの役割

- (1) 市の役割
地域の自然・社会条件に応じた施策の策定・実施
- (2) 事業者の役割
公害の防止、廃棄物の発生抑制、自然環境の保全のための措置
事業活動における環境への負荷の低減
市の環境施策への協力
- (3) 市民・滞在者の役割
日常生活における環境への負荷の低減
旅行者等による環境への負荷の低減
市の環境施策への協力

4 環境基本計画

環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に進めるための基本的な計画の策定

5 基本的施策の推進

市・事業者・市民等が、基本方針に基づく施策を積極的に推進

6 環境審議会

環境の保全及び創造に関する基本的事項の調査・審議

第2節 環境基本計画

1 趣旨

今日の地球温暖化など多様化する環境問題を解決するためには、社会経済活動や人々の生活様式を見直し、環境への負荷の少ない持続可能な社会への転換が必要である。

このような状況を踏まえ、本市では、水や緑の豊かな自然、高岡ならではの歴史・文化などを活かし、快適で恵み豊かな環境の保全及び創造に関する施策を体系的に推進するため、平成19年度に「高岡市環境指針」を策定し、20年度には「高岡市環境基本条例」を制定した。

平成21年度に策定した「高岡市環境基本計画」では、条例の基本理念のもとに、市、事業者及び市民等が共に協力して環境に関する施策や事業に取り組み、「環境共生のまち 高岡」の実現を目指すものとする。

2 経緯

平成21. 6 計画策定について庁内ワーキングで検討開始

平成21. 8 計画策定について環境審議会に諮問

平成21. 9 計画策定について環境審議会専門部会で検討開始

平成21.10 計画に盛り込む内容について市民意見を募集

平成22. 1 計画の中間案について環境審議会で審議

平成22. 3 計画について環境審議会の答申及び計画の策定

3 計画の期間

平成22年度（2010）から29年度（2017）までの8年間とする。ただし、環境に関する課題や経済社会状況の変化などに適切に対応するため、必要に応じて見直しを行う。

4 計画の目標

環境都市像 「水・みどり・人 光り輝く躍動のまち 高岡」
— 健やかで 美しく 豊かな環境共生のまち —

- | | | | |
|------|-----|-------------------|-----------|
| 環境目標 | I | 健康で安心して暮らせるまち | (生活環境) |
| | II | 水と緑豊かな自然を守り育てるまち | (自然環境) |
| | III | うるおいのある快適なまち | (快適環境) |
| | IV | 地球環境への負荷の少ないまち | (地球環境) |
| | V | 全ての環境目標を達成するための手段 | (環境学習・協働) |

5 施策の展開

I 健康で安心して暮らせるまち（生活環境）

良好な大気環境、水環境、地盤環境などの保全を図る施策を推進する。

- 主な施策
- (1) 下水道や合併処理浄化槽の整備と普及を図る。
 - (2) 自動車排ガスの排出抑制に繋がる、エコドライブの普及を図る。
 - (3) 地下水の適正利用を促進、水源涵養林の保全や防災林の造成などを行う。

II 水と緑豊かな自然を守り育てるまち（自然環境）

優れた自然景観、豊かな森林、貴重な動植物など自然環境の保全と活用を図る施策を推進する。

- 主な施策
- (1) ホタルやかたかごなど貴重な動植物の保全活動を促進する。
 - (2) 里山交流センターなどを活用し、市民参加の森づくりやグリーンツーリズムなどを推進する。
 - (3) バイオマスの利活用、地産地消やエコファーマーの普及などを図り、環境への負荷の少ない農業を推進する。

III うるおいのある快適なまち（快適環境）

水や緑の空間の整備、高岡らしい都市景観の形成、歴史や文化とのふれあいなど、まちの快適性を高める施策を推進する。

- 主な施策
- (1) 市民等による身近な緑化の促進や、川沿いのプロムナード（遊歩道）など親水空間の整備を図る。
 - (2) 歴史と文化のまちづくりと併せて、伝統的な町並みの保存・活用や良好な都市景観の創出を図る。
 - (3) ものづくりの心に触れる産業観光など、環境を特色とした新しい観光都市づくりを推進する。

IV 地球環境への負荷の少ないまち（地球環境）

資源や廃棄物のリサイクル、エネルギーの効率的な利用や自然エネルギーの活用などにより、低炭素社会を目指す施策を推進する。

- 主な施策
- (1) 公共施設や住宅への太陽光発電の導入や、小水力などのローカルエネルギーの導入可能性調査や検討を行う。

- (2) 3Rなどのごみの発生抑制や、「もったいないの心」から始まるライフスタイルの普及を図る。
- (3) 公共交通機関の利用促進やLED照明を活用した魅力あるまちづくりを推進する。

V 全ての環境目標を達成するための手段（環境学習・協働）

事業者・市民等による自主的な環境活動を促進するため、環境に関する啓発・環境学習・環境を意識した企業経営（環境経営）の普及を図る施策を推進する。

- 主な施策
- (1) 学校などで、地球温暖化防止などの環境教育を推進する。
 - (2) 環境に配慮した製品の生産などの環境経営を促進する。
 - (3) 地産地消や食育の推進など様々な環境情報を提供する。

6 将来の高岡市と環境

市、事業者及び市民等が共に協力して環境の取り組みを進めることにより、家庭の暮らし、交通など、環境に配慮した住みよいまちとなり、さらに、農林水産業やものづくりなどの経済活動も環境と好循環したものになる。

7 施策の推進

施策・事業を効果的かつ重点的に行うため、

- (1) 地球温暖化防止対策など低炭素社会に向けた取り組み
- (2) 資源リサイクル(3R)など循環型社会に向けた取り組み
- (3) 美しいまちづくり運動の取り組み

をモデル事業・地区などを設定しながら一体的に推進する。

このほか、高岡ならではの歴史と文化を活かしたまちづくりや、市民参加による森づくりなどの施策を推進し、「環境共生のまち 高岡」を目指す。

また、市民・事業者の参加協働を促進し、施策・事業の取り組み状況を公表しながら、計画の推進と継続的な改善を図る。

第13章 環境(公害)行政の体制

第1節 行政機構

戦後の高度経済成長時代に我国の産業経済活動は急激に拡大した。その過程において自然環境及び生活環境の悪化がもたらされ、大きな社会問題となった。

本市では、このような社会情勢のなかで市民を公害から守るため、昭和39年、経済部工業振興課に公害係を設置し、その後の組織機構の見直しを経て現在に至っている。

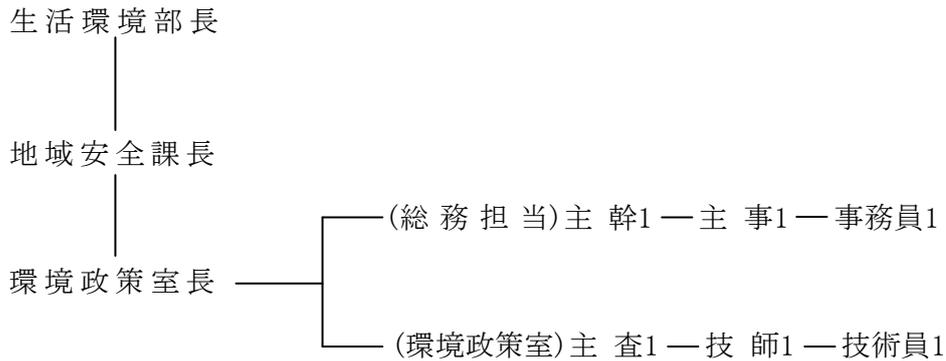
1 環境行政の沿革

昭和39年10月	経済部工業振興課に公害係を設置
昭和41年 7月	高岡市公害対策委員会を設置
昭和42年 4月	総合企画部企画課へ移管
7月	高岡市公害防止施設整備資金利子補給制度を発足
昭和43年 5月	高岡市大気汚染健康障害者医療審議会を設置
7月	高岡市公害対策委員会を高岡市公害対策審議会に改称
昭和45年 4月	企画課公害係を独立、衛生部公害課を設置、機構の強化と体制の整備
9月	高岡市議会公害対策特別委員会を設置
昭和46年 3月	高岡市公害防止条例を制定
昭和47年10月	衛生部を環境衛生部に改称
昭和47年11月	市独自の大気汚染常時観測局（波岡局）を高岡母子寮屋上に設置
昭和48年 7月	高岡地区公害センター組合設立（高岡市、氷見市、小矢部市、福岡町の3市1町）
昭和49年 4月	高岡地区公害センター分析業務開始
昭和51年 1月	大気汚染常時観測局（能町局）を能町小学校屋上に設置
昭和52年11月	大気汚染中央監視局を市庁舎に設置 大気汚染テレメーターシステム運用開始
昭和53年10月	高岡市大気汚染常時観測局（二塚局）を高岡消防団第12分団屯所屋上に設置
11月	高岡市大気汚染常時観測局（立野局）を五位中学校屋上に設置
昭和55年 4月	環境衛生部公害課を生活環境部公害対策課に改称
5月	市庁舎移転とともに大気汚染中央監視局を移転
昭和57年 9月	高岡市大気汚染常時観測局（波岡局）を高岡西部中学校屋上に移転
昭和60年 6月	高岡市議会公害対策特別委員会を廃止
昭和61年 3月	清水町水道公園に観測井戸（第1号）を設置
4月	公害対策課を環境保全課に改称
8月	成美小学校敷地内に観測井戸（第2号）を設置

昭和62年 9月	駅南1号公園内に観測井戸（第3号）を設置
昭和63年 4月	高岡市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を制定
平成 2年 9月	横田小学校敷地内に観測井戸（第4号）を設置
平成 3年10月	五位中学校敷地内に観測井戸（第5号）を設置
平成 4年10月	富山県大気汚染常時観測局適正配置計画により立野局を廃止
10月	佐野公民館敷地内に観測井戸（第6号）を設置
平成 5年 2月	大気汚染テレメーターシステムの県内のネットワーク化
2月	高岡地区公害センター組合を高岡地区広域圏事務組合公害センターに改組
平成 5年 4月	富山県大気汚染常時観測局適正配置計画により二塚局を廃止
平成10年 9月	大気汚染常時観測局（能町局）を能町小学校校庭に移設（地上局化）
平成11年 8月	大気汚染常時観測局（波岡局）を高岡西部中学校校庭に移設（ 〃 ）
平成12年10月	地球温暖化防止高岡市役所実行計画を策定
平成14年 2月	高岡市環境サービス課職員棟屋上に出力10kWの太陽光発電システムを設置
平成15年 2月	高岡市役所本庁舎を対象として環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001の認証を取得
平成15年 3月	戸出西部小学校敷地内に観測井戸（第7号）を設置
平成17年 4月	環境保全課を地域安全課（環境政策室）に改称
平成18年 2月	高岡市役所本庁舎を対象として環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001の認証の更新
平成18年 2月	地球温暖化防止高岡市役所実行計画Ⅱを策定
平成20年 3月	高岡市役所本庁舎及び福岡庁舎を対象として、高岡市独自の環境マネジメントマニュアルを策定
3月	環境行政の方向性を示す「環境指針」を策定
平成21年 3月	高岡市環境基本条例を制定
平成21年10月	高岡市住宅用太陽光発電システム設置補助金要綱制定
平成22年 3月	高岡市環境基本計画を策定
3月	本庁舎駐車場内に電気自動車急速充電器設置
	本庁舎玄関前カーポート及び福岡庁舎屋上の2か所に太陽光発電システムを設置
3月	大気汚染常時観測局（戸出局）を戸出中学校校庭に移設（地上局化）
8月	電気自動車の導入
平成23年 8月	電気自動車の導入（2台目）
平成24年 9月	環境騒音の面的評価の開始
平成25年 3月	PM2.5の注意喚起実施体制の開始

2 機 構 (地域安全課環境政策室関係)

平成26年4月1日 現在



第2節 環境審議会

平成21年3月に制定した高岡市環境基本条例に基づき公害対策審議会を環境審議会に改組した。

□ 高岡市環境審議会の構成

平成26年4月1日 現在

区 分	委 員
知識経験者 (15名)	富山大学名誉教授 富山県立大学工学部環境工学科教授 高岡医師会役員 高岡市民病院副院長 高岡商工会議所工業部会長 高岡市農業協同組合役員 連合富山高岡地域協議会役員 高岡市環境保健衛生協会会長 富山県地球温暖化防止活動推進員 高岡市食生活改善推進連絡協議会役員 地域女性ネット高岡役員 高岡市立牧野中学校長 高岡市立戸出西部小学校長 福岡町工場協会役員 小矢部川に学ぶ会代表
行政機関職員 (3名)	高岡労働基準監督署長 富山県高岡厚生センター所長 富山県工業技術センター企画管理部長

第14章 環境マネジメントシステムの推進

第1節 地球温暖化防止高岡市役所実行計画の取り組み

本市では「地球温暖化防止高岡市役所実行計画」に基づき、電灯・OA機器の節電、両面コピー・再生紙の利用拡大、冷暖房温度管理の徹底、公用車のアイドリングストップ運動など環境に配慮した取り組みを全庁的に実施し、温室効果ガスの排出削減に努めている。

1 取組実績

平成25年度の市の事務事業に関する温室効果ガス（二酸化炭素換算）排出量は、53,267t-CO₂で、基準年度（平成21年度）に比べて1,564t-CO₂減少した。温室効果ガスの削減に向けて、冷暖房燃料や照明等電気エネルギーの削減など省エネルギー対策を推進した。また、資源等である用紙類の使用量や可燃ごみの排出削減に努めている。

□ 温室効果ガス(二酸化炭素換算)排出量等の実績

取組項目	H21年度 基準年度	H23年度 実績	H24年度 実績	H25年度 実績	H28年度 目標
温室効果ガス総排出量 (t-CO ₂)	54,831	58,715	56,715	53,267	50,885
(1)電力使用	25,234	25,591	25,407	24,762	23,520
(2)冷暖房等燃料使用	9,109	9,424	9,324	8,944	8,490
(3)公用車燃料使用	960	950	882	880	935
(4)一般廃棄物に混入する 廃プラスチック類の焼却	16,769	19,930	18,403	16,101	15,260
(5)二酸化炭素以外の温室 効果ガスの量	2,759	2,820	2,699	2,580	2,680
用紙類使用量（千枚）	22,844	21,279	22,008	22,152	22,160
再生紙の使用割合（%）	94.6	94.6	96.6	96.4	95以上
水道使用量（千m ³ ）	658	594	574	541	638
可燃ごみの排出量（t）	598	602	569	576	580

※上記数値は市関係の全施設を対象としている。

※電力使用のCO₂排出係数は0.00055 t-CO₂/kWhとして集計。

第2節 環境マネジメントの取り組み

本市では、環境に配慮した取り組みの実効性を確保するとともに、より一層の充実を図るため、平成14年度より環境マネジメントシステムを構築し、事務事業における省資源・省エネ活動、環境に配慮した公共工事、環境保全事業を実践することによって、環境負荷の抑制に努め、持続可能で活力ある「環境共生のまち高岡」の実現を目指すものである。

1 本市システムの概要

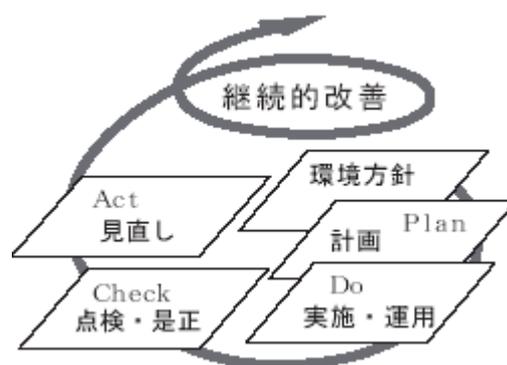
本市の環境マネジメントシステムでは、「高岡市の環境方針」に基づき市独自の環境マネジメントマニュアルを策定し、目的・目標・プログラム等を定めシステムを運用している。

環境マネジメントシステムの対象として、平成20年度より、従来の本庁舎に加え福岡庁舎も対象とする。

環境目標は、次の3つの柱で構成されている。

- (1) 省資源、省エネルギー、リサイクルの推進
- (2) 建築・土木工事に係る環境配慮
- (3) 環境保全対策の充実と緑化の効果的推進

環境マネジメントシステムの枠組み (PDCAサイクル)



2 実績

(1) 省資源、省エネルギー、リサイクルの推進

エコオフィス活動の実施状況は、庁舎の使用エネルギー、庁舎水道使用量、用紙使用量について目標を達成した。庁用車ガソリン量について目標を達成できなかったため、庁用車エコカー台数の増加に努めていく。ノーマイカーデーの推進等についても取り組みの促進を図っていく。

□ 省資源・省エネルギー等の実績

取組項目	H21年度 基準年度	H24年度 実績	H25年度 実績	目標
庁舎の使用エネルギー (本庁舎・福岡庁舎) 原油換算量(kℓ)	678	600	592	庁舎の使用エネルギーを基準年の1%減
主な内訳： 電力使用量(千kWh) 都市ガス量(千m ³)	電力 2,295 都市ガス 70	電力 1,975 都市ガス 77	電力 1,956 都市ガス 75	
庁用車ガソリン量 (本庁・出先)(千ℓ)	105	103	108	基準年の1%減
庁舎水道使用量(千m ³) (本庁舎・福岡庁舎)	16	18	15	基準年の1%減
用紙使用量(千枚) (本庁舎・福岡庁舎)	7,248	6,816	6,967	基準年の1%減
庁用車エコカー台数(台) ハイブリッド(HV)・電気・ハイブリッド(BDF)	9 HV乗用:5 HVごみ収集:2 BDFごみ収集:2	11 HV乗用:5 HVごみ収集:2 BDFごみ収集:2 電気:2	11 HV乗用:5 HVごみ収集:2 BDFごみ収集:2 電気:2	増加を目指す
ノーマイカーデー参加 (回/月・人)	1.0~2.3	1.1~1.6	1.1~1.6	増加を目指す

(2) 建築・土木工事に係る環境配慮

設計金額が3,000万円以上の工事について、排出ガスなど周辺環境に及ぼす影響の削減、及び節水型施設など環境配慮型の公共事業の推進に配慮した。

□ 環境に配慮した公共工事の推進について

①周辺環境に及ぼす影響の削減	
ア ばい煙発生設備の排ガス抑制	イ 周辺環境に配慮した工事の施工
ウ 排出ガス削減及び騒音・振動の削減	エ 建設廃材の適正管理
②環境配慮型の公共事業の推進	
ア 節水型施設の検討	イ 建物負荷の抑制
ウ 自然エネルギーの活用	エ オゾン層破壊物質の排出抑制
オ 熱帯雨林材の使用抑制	
カ リサイクル対策、建設廃棄物の少ない施工技術及び施工方法の採用	
キ 建設副産物のリサイクルの推進	
ク 建設副産物の再利用（再生資材の使用） など	

□ 年度毎の対象工事

平成23年度	平成24年度	平成25年度
計26件 下水道工事（2件）、防災無線施設工事（1件）、河川工事（2件）、道路工事（5件）、橋梁工事（3件）、学校工事（8件戸出東部小校舎・グラウンド、横田小、万葉小、古府小、能町小、西条小、福岡小）、スポーツ施設工事（2件B&G海洋センタープール）、公園工事（2件新駅南側駅前公園）、施設解体工事（1件）	計67件 下水道工事（7件）、河川水路工事（2件）、道路工事（12件）、橋梁工事（8件）、駅周辺工事（11件）、公共建築工事（6件戸出地区コミュニティ等）、学校校舎工事（4件平米、西条、野村小耐震工事）、体育館工事（6件福岡、千鳥、成美、牧野、南条）、生涯学習施設（1件西条公民館）、スポーツ施設（8件市民交流スポーツ広場、西部総合公園）、保育園工事（1件川原保育園）、公園工事（1件遊具更新）	計40件 河川水路工事（1件）、道路工事（11件）、橋梁工事（2件）、駅周辺工事（8件）、公共建築工事（5件戸出地区コミュニティ、御車山会館新築工事他）、学校校舎工事（4件戸出中他）、体育館工事（4件五位中他）、生涯学習施設（1件西部公民館）、公園工事（2件新駅南側駅前公園）、スポーツ施設（2件西部総合公園他）

(3) 環境保全対策の充実と緑化の効果的推進

高岡市環境基本計画に基づき、環境関連事業のマネジメントを行った。実施結果については、概ね計画どおり事業が推進された。

□ 環境保全対策の推進

環境目的	環境目標 プログラム	主な実績				
I 健康で 安心して暮らす をめざす	i 良好な生活環境の確保 ①大気環境の保全 ②水環境の保全 ③水資源・土壌環境・地盤環境の保全 ④騒音・振動の防止 ⑤有害化学物質対策の推進	○ 環境監視や、事業所等への調査・指導など、良好な環境の形成に努めた。				
			H23年度	H24年度	H25年度	
		大気汚染	SO ₂	全て適合	全て適合	全て適合
			SPM	全て適合	全て適合	全て適合
			NO ₂	全て適合	全て適合	全て適合
			PM2.5	—	不適 注意喚起発令なし	不適 注意喚起発令2回
			OX	96%の時間帯で適合	96%の時間帯で適合	96%の時間帯で適合
			大気汚染注意報	発令なし	発令なし	発令なし
		河川水質	全て適合	全て適合	全て適合	
		地下水水質	全て適合	全て適合	全て適合	
		騒音	自動車騒音(地点評価)	全時間帯適合 地点は75%	全時間帯適合 地点は80%	全時間帯適合 地点は85%
			自動車騒音(面的評価)	—	昼夜とも適合 地点は95.5%	昼夜とも適合 地点は94.7%
		ダイオキシン	大気,河川,地下水とも適合	大気,河川,地下水とも適合	大気,河川,地下水とも適合	
		○ 公共用水域の水質向上のため、下水道の整備に努めた。				
			H23年度	H24年度	H25年度	目標
下水道処理人口普及率	88.4%	89.0%	89.6%	普及率の向上を図る		
水洗化率	92.1%	92.4%	92.9%	水洗化率の向上		
○ 下水道が整備されない地域での農業集落排水事業の推進や、合併処理浄化槽設置の支援を行った						
	H23年度	H24年度	H25年度			
合併処理浄化槽補助件数	20	22	5			
II 水と緑豊かな自然と共生する をめざす	i 生物多様性の確保など貴重な自然の保全 ①貴重な動物・植物・生態系の保全 ②貴重な地形地質の保全	○ 自然に配慮した環境創造型用水路を整備した。				
		H23年度	H24年度	H25年度		
		該当工事なし	該当工事なし	該当工事なし		
	ii 森林や農地などの保全 ①地域の特性に応じた森づくり ②森林資源を有効に活用できる森づくり	①②③里山整備事業を実施し、森林整備、管理、市民組織の支援に努めた。				
			H23年度	H24年度	H25年度	目標
		広葉樹の面積	4,027ha	3,996ha	3,995ha	森林の保全を図る。

III うるおのあなま いのあなま 快適なま ちをめぐ す	③ 市民参加による森づくり ④ 農地の保全	④ 農村における景観形成・生活環境保全活動を促進した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地・水・環境保全活動団体の数</td> <td>56団体</td> <td>73団体</td> <td>77団体</td> </tr> </tbody> </table> ⑤ 環境に配慮した農業の振興や、農業の担い手の育成・確保に努めた。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地産地消に係る農産物販売額</td> <td>526 百万円</td> <td>563 百万円</td> <td>584 百万円</td> <td>環境に配慮した農業を進め、増加を図る。H28まで608百万円</td> </tr> </tbody> </table>		H23年度	H24年度	H25年度	農地・水・環境保全活動団体の数	56団体	73団体	77団体		H23年度	H24年度	H25年度	目標	地産地消に係る農産物販売額	526 百万円	563 百万円	584 百万円	環境に配慮した農業を進め、増加を図る。H28まで608百万円																							
		H23年度	H24年度	H25年度																																							
	農地・水・環境保全活動団体の数	56団体	73団体	77団体																																							
		H23年度	H24年度	H25年度	目標																																						
	地産地消に係る農産物販売額	526 百万円	563 百万円	584 百万円	環境に配慮した農業を進め、増加を図る。H28まで608百万円																																						
	iii 自然とのふれあいの推進 ① 自然とのふれあいの場の整備 ② 自然とのふれあいの機会の提供	○ 自然とのふれあいの場の整備や、グリーンツーリズムの推進など、自然とのふれあいの機会の提供に努めた。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グリーンツーリズムなど交流事業参加数</td> <td>18,384人</td> <td>15,559人</td> <td>15,287人</td> <td>都市農村交流を推進し参加者数の増加を図る。</td> </tr> </tbody> </table>		H23年度	H24年度	H25年度	目標	グリーンツーリズムなど交流事業参加数	18,384人	15,559人	15,287人	都市農村交流を推進し参加者数の増加を図る。																															
		H23年度	H24年度	H25年度	目標																																						
	グリーンツーリズムなど交流事業参加数	18,384人	15,559人	15,287人	都市農村交流を推進し参加者数の増加を図る。																																						
	i 豊かな緑の創造 ① 公園などの緑空間の整備 ② 市民による身近な緑の確保	○ 身近な緑を活かした美しいまちづくりに努めた。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園の箇所数</td> <td>267か所</td> <td>269か所</td> <td>269か所</td> <td>適正配置を図る</td> </tr> <tr> <td>花づくりグループ数</td> <td>343団体</td> <td>343団体</td> <td>386団体</td> <td>増加を図る</td> </tr> <tr> <td>市民一人あたりの都市公園面積</td> <td>8.56m²</td> <td>8.51m²</td> <td>8.57m²</td> <td>公園整備の充実を図る</td> </tr> <tr> <td>市街地の緑地率</td> <td>3.20%</td> <td>3.20%</td> <td>3.17%</td> <td>緑化の推進を図る</td> </tr> </tbody> </table> ○ 緑化施策の実施状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>花壇整備事業 (新規事業) 2箇所 (改良事業) 6箇所</td> <td>花壇整備事業 (新規事業) 3箇所 (改良事業) 5箇所</td> <td>花壇整備事業 (新規事業) 4箇所 (改良事業) 1箇所</td> <td>花壇整備事業 (新規事業) 4箇所 (改良事業) 1箇所</td> </tr> <tr> <td>地域緑化推進事業 34団体</td> <td>地域緑化推進事業 34団体</td> <td>地域緑化推進事業 34団体</td> <td>地域緑化推進事業 34団体</td> </tr> <tr> <td>生垣補助件数1件</td> <td>生垣補助件数2件</td> <td>生垣補助件数3件</td> <td>生垣補助件数3件</td> </tr> </tbody> </table>		H23年度	H24年度	H25年度	目標	公園の箇所数	267か所	269か所	269か所	適正配置を図る	花づくりグループ数	343団体	343団体	386団体	増加を図る	市民一人あたりの都市公園面積	8.56m ²	8.51m ²	8.57m ²	公園整備の充実を図る	市街地の緑地率	3.20%	3.20%	3.17%	緑化の推進を図る		H23年度	H24年度	H25年度	花壇整備事業 (新規事業) 2箇所 (改良事業) 6箇所	花壇整備事業 (新規事業) 3箇所 (改良事業) 5箇所	花壇整備事業 (新規事業) 4箇所 (改良事業) 1箇所	花壇整備事業 (新規事業) 4箇所 (改良事業) 1箇所	地域緑化推進事業 34団体	地域緑化推進事業 34団体	地域緑化推進事業 34団体	地域緑化推進事業 34団体	生垣補助件数1件	生垣補助件数2件	生垣補助件数3件	生垣補助件数3件
		H23年度	H24年度	H25年度	目標																																						
公園の箇所数	267か所	269か所	269か所	適正配置を図る																																							
花づくりグループ数	343団体	343団体	386団体	増加を図る																																							
市民一人あたりの都市公園面積	8.56m ²	8.51m ²	8.57m ²	公園整備の充実を図る																																							
市街地の緑地率	3.20%	3.20%	3.17%	緑化の推進を図る																																							
	H23年度	H24年度	H25年度																																								
花壇整備事業 (新規事業) 2箇所 (改良事業) 6箇所	花壇整備事業 (新規事業) 3箇所 (改良事業) 5箇所	花壇整備事業 (新規事業) 4箇所 (改良事業) 1箇所	花壇整備事業 (新規事業) 4箇所 (改良事業) 1箇所																																								
地域緑化推進事業 34団体	地域緑化推進事業 34団体	地域緑化推進事業 34団体	地域緑化推進事業 34団体																																								
生垣補助件数1件	生垣補助件数2件	生垣補助件数3件	生垣補助件数3件																																								
ii 水辺空間の創造と活用 ① 水辺空間の整備 ② 親水の増進	水を活かした公園の整備や環境配慮型用水路整備のほか、とやまの名水についての周知に努めた。 とやまの名水箇所6箇所（うち、弓の清水が平成の名水に認定H20.7）																																										
iii 歴史的文化的資産の保存と活用 ① 歴史的文化的資産を活かしたまちづくり ② 環境を特色にした新しい観光都市づくり	○ 地域の歴史文化を活かした快適な環境を形成するため、山町筋重要伝統的建造物群保存地区対策事業を実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修理(累積数)</td> <td>(37)</td> <td>(40)</td> <td>(43)</td> </tr> <tr> <td>修景(累積数)</td> <td>(9)</td> <td>(9)</td> <td>(9)</td> </tr> </tbody> </table> ○ 歴史的な町並みや建造物の保全・活用についての啓発を図った。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土蔵造りのまち資料館入場者</td> <td>4,067人</td> <td>4,515人</td> <td>4,975</td> <td>年間 10,000人</td> </tr> <tr> <td>菅野家入館者数</td> <td>2,941人</td> <td>3,685人</td> <td>3,607</td> <td>年間 10,000人</td> </tr> </tbody> </table>		H23年度	H24年度	H25年度	修理(累積数)	(37)	(40)	(43)	修景(累積数)	(9)	(9)	(9)		H23年度	H24年度	H25年度	目標	土蔵造りのまち資料館入場者	4,067人	4,515人	4,975	年間 10,000人	菅野家入館者数	2,941人	3,685人	3,607	年間 10,000人															
	H23年度	H24年度	H25年度																																								
修理(累積数)	(37)	(40)	(43)																																								
修景(累積数)	(9)	(9)	(9)																																								
	H23年度	H24年度	H25年度	目標																																							
土蔵造りのまち資料館入場者	4,067人	4,515人	4,975	年間 10,000人																																							
菅野家入館者数	2,941人	3,685人	3,607	年間 10,000人																																							

IV 地球環境への少ないまちをめざす	iv 美しいまちづくり ①美化運動	○美しいまちづくりを進めるため、美化実践運動、美化重点地区・美化協定の締結、美化ボランティア登録の促進などを行った。		H23年度	H24年度	H25年度	目標
			美化協定団体数	42団体	42団体	44団体	増加を図る。 H28までに55団体
			美しいまちづくり特別清掃	8回	8回	8回	増加を図る
	i 地球環境問題への対応	○二酸化炭素排出削減に努めた。		H23年度	H24年度	H25年度	目標
	①地球温暖化防止対策の推進		市事業の温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	58,715	56,715	53,267	H21から毎年1%削減
	②オゾン層保護対策の推進	○公共施設への太陽光発電システムの導入や住宅用太陽光発電システムの設置補助を実施した。		H23年度	H24年度	H25年度	目標
	③酸性雨対策の推進		公共施設への太陽光発電の導入(kW) 【発電能力の累計】	41.1	41.1	70.4	増加を図る
	④地球規模の森林保護対策の推進		住宅用太陽光発電の設置補助(kW) 【発電能力の累計】	2,320	2,993	3,781	H28までに5,000kW
	⑤海洋汚染防止対策の推進	○酸性雨調査等を実施した。		H23年度	H24年度	H25年度	
			酸性雨のpH	5.0	4.9	5.1	
	ii 循環型まちづくりの推進	○循環型まちづくりの推進のため、省資源・リサイクル対策の推進や、廃棄物適正処理の推進に努めた		H23年度	H24年度	H25年度	目標
	①省資源・リサイクル対策の推進		ごみ排出量(t)	70,015	71,725	70,433	H28までに63,300t以下
②エネルギーの有効利用		ごみのリサイクル率(%)	25.1	25.8	25.3	増加を図る	
③廃棄物適正処理の推進		ごみの最終処分量(t)	7,776	8,184	8,593	H28までに7,980t以下	
iii 歩いて楽しい魅力あるまちづくり	○歩いて楽しい魅力あるまちづくりを進めるため、中心市街地の活性化、環境に配慮したイベントの実施、自転車の利用促進、快適な公共トイレの充実、公共交通機関の利用促進などに努めた。		H23年度	H24年度	H25年度	目標	
①歩いて楽しい魅力あるまちづくりの推進		公共交通利用者数	1,229	1,245	1,248	利用者の増加を図る。	
		万葉線利用者数(千人)					
		コミュニティバス利用者数(千人)	162	152	149		
		環境に配慮したイベント参加者数(万葉集朗唱者数)	2,221	2,327	2,244	参加を促進する	

V 全ての目標を達成するための手段	i 自主的な環境学習の促進 ii 環境経営の推進 iii 環境情報の提供支援	○環境教育・環境学習の取り組みを支援した				
			H23年度	H24年度	H25年度	目標
		こどもエコクラブ数	8クラブ 191人	16クラブ 398人	22クラブ 565人	増加を図る
		○市内のエコ・ストアの取り組みを推奨した※				
			H23年度	H24年度	H25年度	目標
		県認定エコショップ登録数	11	11		増加を図る
		県認定エコ事業所登録数	2	2		
		県認定エコ・ストア登録数			32社 173店舗	
		※H25より県の制度変更により移行				
		○環境に配慮した消費者教育の充実に努めた				
	H23年度	H24年度	H25年度			
◎消費者グループ連絡会の支援（消費生活向上と省資源の実践）	◎消費者グループ連絡会の支援（消費生活向上と省資源の実践）	◎消費者グループ連絡会の支援（消費生活向上と省資源の実践）	◎消費者グループ連絡会の支援（消費生活向上と省資源の実践）			
◎くらしの講座（知って得する贈与税）	◎くらしの講座（知って得する贈与税）	◎くらしの講座（知って得する贈与税）	◎「エコ活動を進める市民の会」（限られた資源を有効利用し循環型社会をめざす活動）			
◎「エコ活動を進める市民の会」（限られた資源を有効利用し循環型社会をめざす活動） 「エコ活動推進」キャンペーン	◎「エコ活動を進める市民の会」（限られた資源を有効利用し循環型社会をめざす活動） 「エコ活動推進」キャンペーン	◎「エコ活動を進める市民の会」（限られた資源を有効利用し循環型社会をめざす活動） 「エコ活動推進」キャンペーン	◎「エコ活動を進める市民の会」（限られた資源を有効利用し循環型社会をめざす活動） 「エコ活動推進」キャンペーン			
◎出前講座（消費者啓発講座）			◎出前講座（消費者啓発講座）			

3 継続的な取り組み

環境マネジメントシステムに定める手順に従い、環境負荷の抑制に努めるとともに、持続可能で活力ある「環境共生のまち高岡」の実現に向けて、職員一人ひとりが自覚を持って実践・点検などを行い、環境の継続的改善に向けて一歩ずつ前進していくことが大切である。また、市のこのような取り組みが市民や事業者の環境に配慮した取り組みを促進し、環境負荷の少ない循環型社会の形成と地球環境の保全に大きく貢献することを期待するものである。

高岡市の環境方針

1 基本理念

高岡市は、庄川と小矢部川によって生じた平野部及び二上山や西部丘陵地帯からなり、清らかな水、きれいな空気や緑など豊かな自然環境に恵まれ、多彩な産業と薫り高い文化をもつ県西部の中核都市として発展しています。

本市では、これまで市民の皆様や企業など各方面のご協力をいただき、この良好な環境の保全に努めてきています。

今日の環境問題は、地域の生活環境に影響を及ぼしたかつての公害問題から、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模に広がり、その影響が将来の世代に及ぶという深刻な状況になっており、その要因も複雑化しています。とりわけ、地球環境問題の解決には、大量生産・大量消費・大量廃棄という今日の社会経済システムやライフスタイルを見直すとともに、市民・事業者・行政がそれぞれの立場に応じた役割を果たすための活動が重要であると考えます。

高岡市では、温室効果ガスの削減に繋がる地球温暖化防止高岡市役所実行計画を策定し、省資源・省エネルギーに向けた取り組みを推進しています。この計画の実効性を確保し、環境に配慮した行動を実践するため、環境マネジメントシステムを構築し、継続的に改善を図っていきます。また、具体的な環境目的・目標を明確にし、これらを定期的に見直すことにより、環境負荷の抑制に努めるとともに、高岡市環境基本計画に掲げる持続可能で活力ある「環境共生のまち高岡」の実現を目指します。

2 基本方針

高岡市役所は、自ら行う事務事業について、継続的に環境の保全に配慮して取り組みます。

- (1) 高岡市役所（本庁舎及び福岡庁舎）における日常業務活動については、地球温暖化防止高岡市役所実行計画に掲げる省資源、省エネルギー、リサイクルなどの取り組みを徹底します。
- (2) 環境に配慮した公共工事の推進に努めます。
- (3) 高岡市環境基本計画に基づき、環境保全施策をより効果的に推進します。
- (4) 本市に適用される環境関連法令等は、これを順守します。
- (5) 環境方針及び環境マネジメントシステムを全ての職員に周知します。

第 3 編 関 係 資 料

関係資料目次

高岡地区広域圏事務組合公害センターの概要	87
総務関係資料	
(総務) - 1 平成26年度 公害対策及び環境施策に関する予算の内訳	90
(総務) - 2 機器等整備状況	90
法令届出関係資料	
(届出) - 1 高岡市公害防止条例に基づく届出状況(大気関係)	91
(届出) - 2 高岡市公害防止条例に基づく届出状況(水質関係)	91
(届出) - 3 騒音規制法に基づく特定施設届出状況	94
(届出) - 4 振動規制法に基づく特定施設届出状況	94
(届出) - 5 富山県公害防止条例(騒音)に基づく特定施設届出状況	95
大気関係資料	
(大気) - 1 二酸化硫黄濃度の年度別推移(年平均値)	96
(大気) - 2 浮遊粒子状物質濃度の年度別推移(年平均値)	96
(大気) - 3 微小粒子状物質(PM2.5)濃度の年度別推移(年平均値)	96
(大気) - 4 二酸化窒素濃度の年度別推移(年平均値)	96
(大気) - 5 光化学オキシダント濃度の年度別推移(年平均値)	96
(大気) - 6 二酸化硫黄測定結果(常時観測局における月間値)	97
(大気) - 7 浮遊粒子状物質測定結果(常時観測局における月間値)	97
(大気) - 8 一酸化窒素測定結果(常時観測局における月間値)	98
(大気) - 9 窒素酸化物測定結果(常時観測局における月間値)	98
(大気) - 10 二酸化窒素測定結果(常時観測局における月間値)	98
(大気) - 11 光化学オキシダント(常時観測局における月間値)	99
(大気) - 12 大気汚染に係る環境基準	100
(大気) - 13 緊急時の発令基準	101
(大気) - 14 雨水のpHの年度別推移	101
(大気) - 15 雨水中のイオン成分降下量調査結果	101
(大気) - 16 平成24年度 全国のダイオキシン類に係る環境調査結果	102
(大気) - 17 ダイオキシン類の環境基準等	102
水質関係資料	
(水質) - 1 pH測定結果(市測定分)	103
(水質) - 2 SS測定結果(市測定分)	104
(水質) - 3 DO測定結果(市測定分)	105
(水質) - 4 BOD測定結果(市測定分)	106
(水質) - 5 BOD年度別推移(75%水質値)	106
(水質) - 6 人の健康の保護に係る項目調査結果	107
(水質) - 7 河川の全窒素、全燐測定結果	107
(水質) - 8 地下水定期モニタリング調査(環境監視調査)結果	107

(水質) - 9	ゴルフ場周辺水域の農薬調査結果	108
----------	-----------------	-----

騒音・振動関係資料

(騒音) - 1	自動車交通騒音(地点評価)調査結果	109
(騒音) - 2	3車種分類による自動車走行台数調査結果	111
(騒音) - 3	自動車交通騒音(面的評価)の環境基準達成状況	112
(振動) - 1	道路交通振動調査結果	113

悪臭関係資料

(悪臭) - 1	悪臭測定結果	114
(悪臭) - 2	悪臭物質定量限界値一覧	115

高岡地区広域圏事務組合公害センターの概要

昭和46年9月25日、旧高岡市、氷見市、小矢部市、福岡町の3市1町による高岡地区広域市町村圏協議会を設立し、翌年2月に「広域市町村圏振興整備措置要綱」に基づき高岡地区広域圏市町村圏振興整備計画を策定した。昭和48年7月20日に広域行政の重要施策の一環として、速やかに公害に対処し、かつ行政経費の効率運用を図るため、圏域構成市町が採択した公害試料の分析に関する事務を共同処理することを目的とした「高岡地区公害センター組合」が発足した。

その後、昭和49年5月15日に公害センター庁舎が完成し、分析業務を開始した。

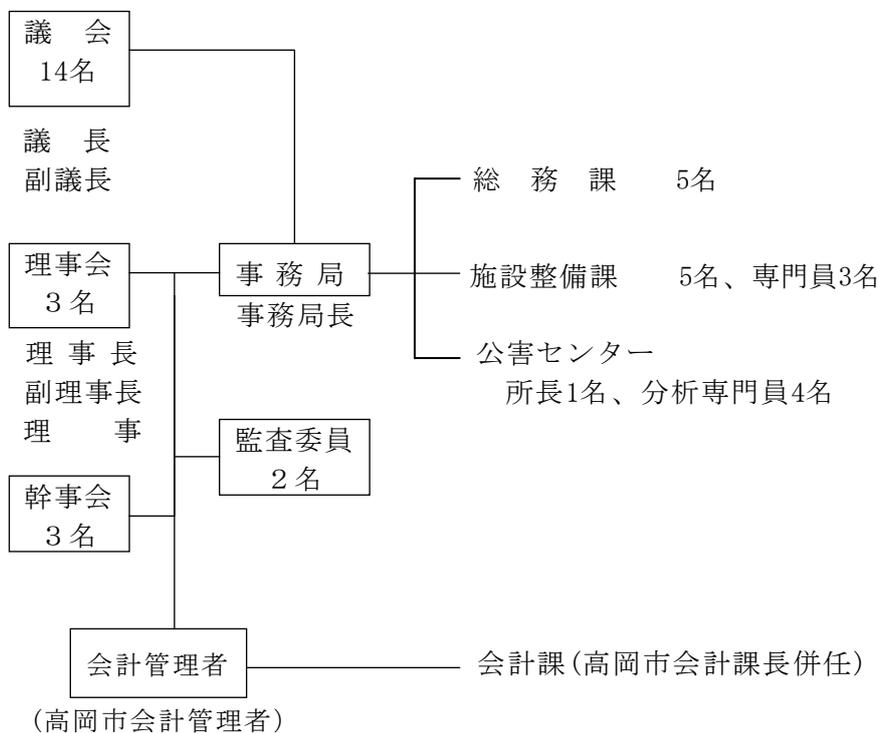
現在、所長1名と分析専門員4名で、分析業務を行っている。

組合の機構は、次のとおりである。

名 称 高岡地区広域圏事務組合
事務局所在地 高岡市広小路7番50号（H26年10月より氷見市上田子字笹谷内50番地）
議 決 機 関 高岡地区広域圏事務組合議会
 議員定数 14名

高岡市選出議員7名、氷見市選出議員4名
 小矢部市選出議員3名

組 織



公害センター所在地 高岡市長慶寺400番地（H26年10月より氷見市上田子字笹谷内50番地）

敷地面積 571 m²

建物延面積 337.05 m²

大気・水質分析室、恒温恒湿室、悪臭・農薬分析室
 事務室、湯沸室、機械室、雑庫

構 造 鉄筋コンクリート2階建

業 務 内 容

大気関係分析

項 目 : 降下ばいじん、窒素酸化物、ふっ素化合物、重油中硫黄分、酸性雨等

水質関係分析

生活環境項目 : 水素イオン濃度、溶存酸素量、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量
浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質、フェノール、銅、亜鉛、鉄、
マンガン、クロム、全窒素、全燐等

健 康 項 目 : カドミウム、全シアン、ふっ素、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、PCB、
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、
農薬等

そ の 他 : 塩化物イオン、過マンガン酸消費量、硬度、ニッケル等

ゴルフ場農薬分析

項 目 : イソキサチオン、イソプロチオラン、アシュラム等31項目

悪臭関係分析

項 目 : アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、
トリメチルアミン、アルデヒド類、低級脂肪酸類等22物質

□ 分析実績状況（平成25年度）

	高岡市	2市	計 (比率)
水質汚濁関係	3,955	2,406	6,361 (73.1%)
大気汚染関係	616	79	695 (8.0%)
農 薬	274	966	1,240 (14.2%)
悪 臭 関 係	309	68	377 (4.3%)
そ の 他	32	0	32 (0.4%)
計 (比率)	5,186 (59.6%)	3,519 (40.4%)	8,705 (100%) (100%)

□ 公害センター 機器整備状況

平成26年3月31日現在

名 称	数量	性 能 ・ 仕 様
硫黄分試験装置	1	燃焼管式空気法
蒸留水製造装置	1	アドバンティック東洋 RFD-240NA
超純水製造装置	1	ミリポア社 EQG-3S
電子天秤	1	ザルトリウス ME215P 精度0.01mg
電子上皿天秤	1	エー・アンド・ディ FA-200 精度1mg
上皿天秤	1	秤量範囲 4~200g
〃	2	秤量範囲 1~60g
台秤	1	秤量範囲 5kg
原子吸光度計	1	パーキンエルマー(AAnalyst300)
分光光度計	1	島津UV-1200
〃	1	島津UV-1800
イオンクロマトグラフ	1	東ソーIC-2001
ガスクロマトグラフ	1	J. サイエンス. ラボGC7100EN (ECD付)
〃	1	島津 GC2014AF (FID, FPD付)
〃	1	島津 GC-14BPF (FTD付)
pHメーター	2	日立堀場
イオンメーター	1	オリオン720A
電導度計	1	5×10 ² ~ 5×10 ⁴
溶存酸素計	1	YSI MODEL5000
顕微鏡	1	オリンパス CHC-S
風向風速計	2	ポータブル式
湿式ガス流量計	1	5~300L/H
振とう機	3	250mL 10ヶ掛、1L3ヶ掛
産廃振とう機	1	振幅42mm、210rpm
恒温水槽	2	冷却加熱反転制御式
遠心分離機	1	250W 4000rpm
超音波洗浄機	1	150W
電気マッフル炉	1	2.5kW 15×13×30cm
定温乾燥器	3	1.4kW 40×45×40
ケトルダニッシュ濃縮器	1	1000mL 容量
赤外分光光度計	1	日本分光A-100
高圧蒸気滅菌器	1	サンヨーMLS-2420
ガスクロマトグラフ質量分析計	1	島津 GCMS-QP2010
高速液体クロマトグラフ	1	東ソー CCP&8010シリーズ
還元気化水銀測定装置	1	日本インスツルメンツ マーキュリーRA-3110

□（総務）－ 1 平成26年度 公害対策及び環境施策に関する予算の内訳

単位：千円

区 分	金額(予算現計額)
環 境 審 議 会 委 員 報 酬	180
環 境 保 全 対 策 事 業 費	16,423
合 併 処 理 浄 化 槽 設 置 整 備 事 業 補 助 金	8,539
高岡地区広域圏事務組合（公害センター）分担金	11,774
低炭素化社会まちづくり事業費	10,145
計	47,061
平成26年度高岡市一般会計予算	68,591,292

□（総務）－ 2 機器等整備状況

平成26年3月31日現在

種 別	品 名	数 量	型 式
大気汚染 悪 臭	環境情報受信システム	1台	NEC VY14M/EF-W
	大気汚染測定装置 (SO ₂ ・SPM)	1台	電気化学計器 GFS
	大気汚染測定装置 (SPM)	1台	〃 DUB
	窒素酸化物測定装置	2台	〃 GLN
	微風向風速測定装置	2台	C-W175、N-800-6
	ハイボリュームエア－サンプラー	2台	紀本電子工業
騒 音 振	普通騒音計・精密騒音計	4台	リオン NL-04、NL-06、NL-15
	振動レベル計	2台	リオン VM-51、VM-52A
	騒音振動レベル処理器	2台	リオン SV-73、SV-76
	高速レベルレコーダー	2台	リオン LR-04、LR-06
	1/3オクターブ周波数分析器	2台	リオン SA-59、SA-59A
地 下 水	地下水位観測井	7井	清水町、京町、駅南、宮田町、立野、佐野、戸出
	地下水用自記水位計	7台	横河ウエザック
	井戸用水位測定器	2台	ヤマヨ測定機器 ミリオン水位計
そ の 他	大気汚染常時観測局	2局	本丸局 戸出局
	公害パトロール車	2台	プリウス 1,500cc (低公害車)
	現場撮影用カメラ	1台	カローラ 1,500cc バン ニコン クールピクスAW100

□ (届出) - 1 高岡市公害防止条例に基づく届出状況 (大気関係)

平成26年3月31日現在

区分	施設名	届出事業所数	届出施設数
ばい煙発生施設	1 ボイラー	128	268
	2 ガス発生炉及び加熱炉	1	1
	3 焙焼炉・焼結炉・か焼炉	3	3
	4 溶鉱炉、転炉、平炉	1	3
	5 金属溶解炉	29	56
	6 金属加熱炉	8	32
	9 窯業製品焼成炉、熔融炉	1	3
	10 反応炉、直火炉	1	14
	11 乾燥炉	5	7
	12 電気炉	1	1
	13 廃棄物焼却炉	8	13
	19 塩素・塩化水素反応施設等	2	31
		計	173
粉じん発生施設	2 堆積場	18	25
	3 ベルトコンベア・バケットコンベア	5	28
	4 粉砕機・摩砕機	9	18
	5 ふるい	3	4
		計	24

注 届出事業所数の合計値は実数である。

□ (届出) - 2 高岡市公害防止条例に基づく届出状況 (水質関係)

平成26年3月31日現在

特定施設名	届出事業所数	届出施設数
1の2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設		
イ 豚房施設	1	2
ロ 牛房施設	3	6
3 水産食料品製造業の用に供する施設		
イ 水産動物原料処理施設	3	10
ロ 洗浄施設	3	9
ホ 湯煮施設	7	37
4 保存食料品製造業の用に供する施設		
イ 原料処理施設	1	1
ロ 洗浄施設	1	1
ハ 湯煮施設	1	2
5 みそ、しょうゆ等の製造業の用に供する施設		
ロ 洗浄施設	3	3
ハ 湯煮施設	5	6
ニ 濃縮施設	1	1
8 菓子製造業等の用に供する粗製あんの沈でんそう	2	3
9 米菓製造業等 洗米機	1	1
10 飲料製造業の用に供する施設		
ロ 洗浄施設	3	3
ニ ろ過施設	3	3
16 めん類製造業の用に供する施設		
湯煮施設	1	4

17 豆腐又は煮豆製造業の用に供する施設		
湯 煮 施 設	6	6
18の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設		
イ 原 料 処 理 施 設	1	3
21の3 合板製造業の用に供する施設		
接 着 機 洗 淨 施 設	2	8
22 木材薬品処理製造業の用に供する施設		
ロ 薬 液 浸 透 施 設	10	19
23 パルプ、紙又は紙加工品製造業の用に供する施設		
イ 原 料 浸 せ き 施 設	3	8
ハ 碎 木 機	1	4
ニ 蒸 解 施 設	3	5
ホ 蒸 解 廃 液 濃 縮 施 設	2	3
ヘ チップ洗淨施設及びパルプ洗淨施設	2	36
ト 漂 白 施 設	4	24
チ 抄 紙 施 設	4	13
ル 廃 ガ ス 洗 淨 施 設	2	5
23の2 新聞業、出版業、印刷業、又は製版業の用に供する施設		
イ 自 動 式 フ ィ ル ム 現 像 洗 淨 施 設	2	2
27 無機化学製品製造業の用に供する施設		
イ ろ 過 施 設	3	21
ロ 遠 心 分 離 機	1	1
ヌ 廃 ガ ス 洗 淨 施 設	5	46
ル 湿 式 集 じん 施 設	1	3
33 合成樹脂製造業の用に供する施設		
イ 縮 合 反 応 施 設	2	5
ロ 水 洗 施 設	1	5
ハ 遠 心 分 離 機	1	13
ヌ 湿 式 集 じん 施 設	1	2
34 合成ゴム製造業の用に供する施設		
ロ 脱 水 施 設	1	6
ハ 水 洗 施 設	1	1
37 石油化学工業の用に供する施設		
ハ ろ 過 施 設	1	3
ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設等	1	3
タ 廃 ガ ス 洗 淨 施 設	1	5
38 石けん製造業の用に供する施設		
イ 原 料 精 製 施 設	1	1
ロ 塩 析 施 設	1	1
46 有機化学製品製造業の用に供する施設		
イ 水 洗 施 設	2	24
ロ ろ 過 施 設	2	35
ハ 濃 縮 施 設	1	2
ニ 廃 ガ ス 洗 淨 施 設	5	87
47 医薬品製造業の用に供する施設		
ロ ろ 過 施 設	3	56
ハ 分 離 施 設	2	74
ニ 混 合 施 設	1	53
ホ 廃 ガ ス 洗 淨 施 設	2	64
49 農薬製造業の用に供する施設		
混 合 施 設	1	3

53	ガラス又はガラス製品製造業の用に供する施設		
	イ 研 磨 洗 浄 施 設	4	28
	ロ 磨 ガ ス 洗 浄 施 設	1	1
54	セメント製品製造業の用に供する施設		
	ロ 成 型 機	1	2
	ハ 水 養 生 施 設	3	12
55	生コンクリート製造業の用に供する施設		
	バ ッ チ ャ ー プ ラ ン ト	9	9
60	砂利採取業の用に供する施設		
	水 洗 式 分 別 施 設	8	12
61	鉄鋼業の用に供する施設		
	ハ 分 離 施 設	1	2
	ホ 混 合 施 設	2	2
62	非鉄金属製造業の用に供する施設		
	ロ 電 解 施 設	2	3
	ホ 磨 ガ ス 洗 浄 施 設	3	8
	へ 湿 式 集 じん 施 設	5	6
63	金属製品又は機械器具製造業の用に供する施設		
	イ 焼 入 れ 施 設	2	3
	ロ 電 解 式 洗 浄 施 設	1	1
	ハ 磨 ガ ス 洗 浄 施 設	24	80
64の2	水道施設又は自家用工業用水道の施設		
	イ 沈 で ん 施 設	2	9
	ロ ろ 過 施 設	2	5
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	45	141
66	電 気 メ ッ キ 施 設	13	75
66の2	旅館業の用に供する施設		
	イ ち ゅ う 房 施 設	46	58
	ロ 洗 た く 施 設	28	30
	ハ 入 浴 施 設	48	168
66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業に供するちゅう房施設	4	5
66の5	飲食店に設置されるちゅう房施設	3	3
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	16	43
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	3	4
69の3	地方卸売市場に設置される施設		
	イ 卸 売 場	1	1
70の2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	3	8
71	自 動 式 車 両 洗 浄 施 設	58	65
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査等を行う事業場		
	イ 洗 浄 施 設	10	127
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	7
71の4	産業廃棄物処理施設	2	5
71の5	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設	3	4
71の6	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンの蒸留施設	3	24
72	し 尿 処 理 施 設	8	8
73	下 水 道 処 理 施 設	4	4
74	特定事業場から排出される水の処理施設	10	30
	合 計	307	1,735

注 届出事業所数の合計値は実数である。

□ (届出) - 3 騒音規制法に基づく特定施設届出状況

平成26年3月31日現在

特定施設の種類	事業所数	届出施設数
1 金属加工機械	143	691
2 空気圧縮機及び送風機	182	1,612
3 土石用又は鉱物用の機械 (破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機)	9	72
4 織機	4	645
5 建設用資材製造機械	4	7
7 木材加工機械	62	253
8 抄紙機	1	2
9 印刷機械	35	108
10 合成樹脂射出成形機	7	94
11 鋳造型機	9	68
合計	456	3,552

注 事業所数の合計値は実数である。

□ (届出) - 4 振動規制法に基づく特定施設届出状況

平成26年3月31日現在

特定施設の種類	事業所数	届出施設数
1 金属加工機械	106	861
2 圧縮機	126	788
3 土石用又は鉱物用の機械 (破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機)	13	73
4 織機	4	539
5 建設用資材製造機械	1	11
6 木材加工機械	17	35
7 印刷機械	12	25
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	1	2
9 合成樹脂射出成形機	8	90
10 鋳造型機	18	77
合計	306	2,501

注 事業所数の合計値は実数である。

□（届出）－ 5 富山県公害防止条例（騒音）に基づく特定施設届出状況

平成26年3月31日現在

特定施設の種類	事業所数	届出施設数
1 金 属 加 工 機 械	96	718
2 圧縮機及び送風機及び蒸気タービン	176	768
3 粉 碎 機	43	104
4 織 維 機 械	16	379
5 建 設 用 資 材 製 造 機 械	8	9
6 木 材 加 工 機 械	14	48
7 抄 紙 機	2	6
8 印 刷 機 械	10	22
9 合 成 樹 脂 射 出 成 形 機	16	140
10 鋳 型 造 型 機	5	12
11 電 気 炉	2	3
13 集 じん 装 置	158	379
14 ディゼルエンジン及びガソリンエンジン	61	67
15 走 行 ク レ ー ン	17	41
合 計	434	2,696

注 事業所数の合計値は実数である。

大気関係資料

□ (大気) - 1 二酸化硫黄濃度の年度別推移 (年平均値)

単位：ppm

年度 観測局名	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
伏 木	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
本 丸	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

□ (大気) - 2 浮遊粒子状物質濃度の年度別推移 (年平均値)

単位：mg/m³

年度 観測局名	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
伏 木	0.021	0.022	0.020	0.018	0.017	0.015	0.020	0.018	0.018	0.019
本 丸	0.022	0.022	0.020	0.015	0.021	0.018	0.018	0.017	0.017	0.017
戸 出	0.026	0.025	0.022	0.017	0.015	0.013	0.012	0.014	0.013	0.017

□ (大気) - 3 微小粒子状物質 (PM2.5) 濃度の年度別推移 (年平均値)

単位：μg/m³

年度 観測局名	24	25
伏 木	15.6	15.0

※H24年度より測定開始

□ (大気) - 4 二酸化窒素濃度の年度別推移 (年平均値)

単位：ppm

年度 観測局名	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
伏 木	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005
本 丸	0.014	0.014	0.013	0.012	0.011	0.011	0.011	0.010	0.009	0.008

□ (大気) - 5 光化学オキシダント濃度の年度別推移 (年平均値)

単位：ppm

年度 観測局名	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
伏 木	0.034	0.036	0.038	0.037	0.036	0.036	0.038	0.036	0.037	0.036
本 丸	0.030	0.032	0.030	0.031	0.029	0.027	0.032	0.031	0.033	0.033
戸 出	0.031	0.033	0.031	0.032	0.030	0.030	0.033	0.031	0.033	0.033
福 岡	0.031	0.033	0.030	0.032	0.029	0.030	0.031	0.030	0.030	0.026

□ (大気)－6 二酸化硫黄測定結果 (常時観測局における月間値)

項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値	
本 丸	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	29	31	28	31	363	
	測定時間 (時間)	711	735	711	736	735	711	736	709	714	738	666	740	8642	
	月平均値 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	
	1時間値が0.1ppmを超えた時間 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値の最高値 (ppm)	0.004	0.004	0.006	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.004	0.004	0.004	0.004	0.006
	日平均値の最高値 (ppm)	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002

□ (大気)－7 浮遊粒子状物質測定結果 (常時観測局における月間値)

項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
本 丸	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	28	28	28	31	359
	測定時間 (時間)	716	742	719	743	743	719	744	718	707	678	670	743	8642
	月平均値 (mg/m ³)	0.015	0.012	0.014	0.027	0.031	0.021	0.017	0.013	0.010	0.011	0.016	0.017	0.017
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間 (時間)	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.093	0.137	0.049	0.126	0.113	0.102	0.146	0.066	0.043	0.064	0.115	0.101	0.146
	日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.034	0.033	0.026	0.081	0.070	0.059	0.057	0.032	0.017	0.020	0.066	0.041	0.081
戸 出	有効測定日数 (日)	29	31	23	31	31	30	31	30	31	31	24	31	353
	測定時間 (時間)	714	743	562	743	742	719	744	719	743	743	588	743	8503
	月平均値 (mg/m ³)	0.017	0.021	0.017	0.023	0.029	0.020	0.017	0.014	0.009	0.010	0.013	0.016	0.017
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.055	0.106	0.051	0.101	0.085	0.086	0.078	0.070	0.062	0.042	0.100	0.094	0.106
	日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.035	0.075	0.029	0.075	0.064	0.053	0.034	0.036	0.022	0.017	0.053	0.044	0.075

□ (大気)－8 一酸化窒素測定結果 (常時観測局における月間値)

項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
本 丸	有効測定日数 (日)	29	31	30	31	31	28	31	30	31	31	28	28	359
	測定時間 (時間)	705	739	716	740	739	687	740	713	739	738	667	693	8616
	月平均値 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.003	0.004	0.002	0.003	0.002
	1時間値の最高値 (ppm)	0.023	0.014	0.021	0.016	0.008	0.009	0.021	0.034	0.052	0.108	0.042	0.047	0.108
	日平均値の最高値 (ppm)	0.005	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002	0.006	0.009	0.019	0.028	0.010	0.013	0.028

□ (大気)－9 窒素酸化物測定結果 (常時観測局における月間値)

項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
本 丸	有効測定日数 (日)	29	31	30	31	31	28	31	30	31	31	28	28	359
	測定時間 (時間)	705	739	716	740	739	686	740	713	739	738	667	692	8614
	月平均値 (ppm)	0.010	0.008	0.007	0.006	0.005	0.008	0.011	0.012	0.014	0.017	0.012	0.013	0.010
	1時間値の最高値 (ppm)	0.069	0.043	0.055	0.027	0.022	0.029	0.047	0.068	0.086	0.149	0.078	0.105	0.149
	日平均値の最高値 (ppm)	0.028	0.013	0.014	0.011	0.011	0.012	0.022	0.029	0.043	0.055	0.029	0.037	0.055
	月平均値 (NO2/NO+NO2) (%)	88.0	88.2	84.6	85.6	88.5	86.9	82.5	82.0	80.1	76.4	85.0	77.3	82.7

□ (大気)－10 二酸化窒素測定結果 (常時観測局における月間値)

項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
本 丸	有効測定日数 (日)	29	31	30	31	31	28	31	30	31	31	28	29	360
	測定時間 (時間)	705	739	716	740	739	687	740	713	739	738	667	698	8621
	月平均値 (ppm)	0.009	0.007	0.006	0.005	0.005	0.007	0.009	0.010	0.012	0.013	0.010	0.010	0.009
	1時間値の最高値 (ppm)	0.056	0.029	0.034	0.017	0.017	0.027	0.032	0.037	0.038	0.057	0.038	0.063	0.063
	日平均値の最高値 (ppm)	0.023	0.012	0.012	0.009	0.009	0.010	0.017	0.020	0.024	0.028	0.021	0.024	0.028
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

□ (大気)－11 光化学オキシダント測定結果 (常時観測局における月間値)

項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
本 丸	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	26	28	28	31	357
	測定時間 (時間)	713	739	713	740	736	716	736	715	631	676	668	737	8520
	1時間値の月平均値 (ppm)	0.048	0.050	0.044	0.034	0.037	0.038	0.028	0.027	0.023	0.025	0.030	0.036	0.035
	1時間値が0.06ppmを 超えた日数 (日)	9	20	10	6	6	6	0	0	0	0	0	1	58
	1時間値が0.06ppmを 超えた時間数 (時間)	49	132	47	26	22	30	0	0	0	0	0	3	309
	1時間値が0.12ppmを 超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.12ppmを 超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値 (ppm)	0.089	0.100	0.084	0.070	0.074	0.079	0.060	0.060	0.047	0.046	0.053	0.063	0.100
	日最高1時間値の 月平均値 (ppm)	0.059	0.063	0.057	0.047	0.049	0.053	0.042	0.040	0.034	0.036	0.039	0.045	0.047
戸 出	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
	測定時間 (時間)	713	739	712	740	735	716	737	715	737	739	668	737	8688
	1時間値の月平均値 (ppm)	0.050	0.052	0.045	0.035	0.037	0.038	0.029	0.028	0.029	0.029	0.032	0.038	0.037
	1時間値が0.06ppmを 超えた日数 (日)	11	19	10	8	5	10	0	0	0	0	0	2	65
	1時間値が0.06ppmを 超えた時間数 (時間)	66	149	51	29	20	42	0	0	0	0	0	2	359
	1時間値が0.12ppmを 超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.12ppmを 超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値 (ppm)	0.087	0.100	0.087	0.077	0.074	0.079	0.060	0.059	0.050	0.047	0.054	0.062	0.100
	日最高1時間値の 月平均値 (ppm)	0.061	0.065	0.058	0.049	0.051	0.055	0.043	0.040	0.039	0.039	0.041	0.047	0.049

口（大気）－12 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	達成期間	測定方法	告示年月日
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	維持され、又は原則として、5年以内において達成されるよう努めるものとする。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	昭和48年環告25 改正昭和48年環告35 改正平成8年環告73
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	維持され、又は早期に達成されるよう努めるものとする。	非分散型赤外線分析計を用いる方法	昭和48年環告25
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	同上	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天平法若しくはベータ線吸収法	昭和48年環告25 改正昭和56年環告47
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	同上	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	昭和48年環告25 改正平成8年環告73
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	① 1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。 ② 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることにならないよう努めるものとする。 ③ 環境基準を維持し、又は達成するため、個別発生源に対する排出規制の他、各種の施策を総合的かつ有効適切に講ずるものとする。	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法	昭和53年環告38 改正平成8年環告74
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、特にわたくしにわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	平成9年環告4
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	同上	同上	平成9年環告4
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	同上	同上	平成9年環告4
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	同上	同上	平成13年環告30
微小粒子状物質	1時間値の1年平均値が15µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35µg/m ³ 以下であること。	維持され、又は早期に達成されるよう努めるものとする。	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法	平成21年環告33
ダイオキシン類	1年間の平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	① 環境基準が達成されていない地域にあっては、可及的速やかに達成されるよう努めること。 ② 環境基準が現に達成されている地域又は環境基準が達成された地域にあっては、その維持に努めること。	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアースンプラーにより採取した試料を高分解能力ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	平成11年環告68

注 ダイオキシン類に係る環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づくもの。

□（大気）－13 緊急時の発令基準

対 象 物 質	発 令 基 準			
	情 報	注 意 報	警 報	重 大 警 報
硫 黄 酸 化 物	0.2ppm 2時間 0.3ppm	0.2ppm 3時間 0.3ppm 2時間 0.5ppm 48時間平均値 が0.15ppm以上	0.5ppm 2時間	0.5ppm 3時間 0.7ppm 2時間
光化学オキシダント	0.1ppm	0.12ppm	0.24ppm	0.4ppm
浮遊粒子状物質	2.0mg/m ³	2.0mg/m ³ 2時間	—	3.0mg/m ³ 3時間
二酸化窒素	0.4ppm	0.5ppm	—	1.0ppm

注 表中の時間は、当該濃度が継続した時間を表す。

□（大気）－14 雨水のpHの年度別推移

年 度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
最 大 値	6.8	6.5	5.6	5.7	7.2	6.4	6.2	6.5	6.9	7.2
最 小 値	4.3	4.1	3.8	3.9	3.8	3.5	4.0	4.0	4.1	4.1
平 均 値	4.9	4.6	4.4	4.4	4.5	4.6	5.0	5.0	4.9	5.1

注 平均値は降雨量を加味した加重平均値である。

□（大気）－15 雨水中のイオン成分降下量調査結果

項 目	SO ₄ ²⁻	Nss -SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻	Cl ⁻	NH ₄ ⁺	Ca ²⁺	Nss -Ca ²⁺	Mg ²⁺	K ⁺	Na ⁺
最大値 (mg/L)	14.0	12.8	11.0	18.0	5.5	4.3	4.1	1.7	0.9	9.6
最小値 (mg/L)	0.9	0.0	0.3	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
平均値 (mg/L)	3.3	2.6	2.3	5.0	1.5	0.6	0.5	0.4	0.2	2.9
降下量 (mg/m ² /年)	8,826	6,225	5,696	18,463	3,911	1,198	825	1,133	356	10,311

注1 平均値は、加重平均値である。

2 nss-SO₄²⁻・nss-Ca²⁺ (nssとはnon sea saltの略)は、海洋に由来しない成分、即ち陸上由来の硫酸イオン及びカルシウムイオン濃度である。

□（大気）－16 平成24年度 全国のダイオキシン類に係る環境調査結果

環境媒体	地点数	環境基準 超過地点	平均値	濃度範囲
大気	676	0	0.027pg-TEQ/m ³	0.0047～0.58 pg-TEQ/m ³
公共用水域水質	1,571	30	0.20 pg-TEQ/L	0.0084～2.6 pg-TEQ/L
公共用水域底質	1,296	5	6.8 pg-TEQ/g	0.042～700 pg-TEQ/g
地下水水質	546	2	0.049pg-TEQ/L	0.0084～1.6 pg-TEQ/L
土壌	917	0	2.6 pg-TEQ/g	0～150 pg-TEQ/g

（環境省全国調査）

□（大気）－17 ダイオキシン類の環境基準等

項目		内容	基準値
耐容一日摂取量(TDI)		人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない一日当たりの摂取量	4pg-TEQ/kg体重/日
環境基準	大気	人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準	0.6 pg-TEQ/m ³
	水質		1 pg-TEQ/L
	底質		150 pg-TEQ/g
	土壌		1,000pg-TEQ/g

注 土壌汚染の進行防止等の観点から調査を行う基準(調査基準)：250pg-TEQ/g

水質関係資料

□ (水質) - 1 pH 測定結果 (市測定分)

水域	小矢部川														庄川
河川名	小矢部川	祖父川	岸渡川	千保川				地久子川		葦川	荒又川	黒石川	亀川	西明寺川	庄川
調査地点	五位橋	新祖父川橋	岸渡川五位橋	春日橋	下島橋	市場橋	地子木橋	地久子橋	港東橋	上見橋	新荒又橋	黒石橋	福岡町江尻	福岡町西明寺	中田橋
類型	A	A	—	C				—	—	—	—	—	—	—	A
基準値	6.5 ~ 8.5	6.5 ~ 8.5	—	6.5 ~ 8.5				—	—	—	—	—	—	—	6.5 ~ 8.5
年月															
25. 4	7.4	7.4	7.3	7.8	7.4	7.3	7.3	7.5	7.3	7.3	7.1	7.4	6.9	7.5	7.6
25. 5	7.4	7.5	7.4	8.3	7.6	7.5	7.5	7.6	7.4	7.3	7.3	7.6	7.0	7.9	7.9
25. 6	7.5	7.4	7.4	7.9	7.4	7.5	7.5	7.5	7.3	7.2	7.2	7.4	6.8	7.6	7.8
25. 7	7.4	7.3	7.2	7.5	7.2	7.1	7.2	7.4	7.3	7.2	7.0	7.2	6.8	7.6	7.6
25. 8	7.2	7.0	7.0	7.4	7.1	7.2	7.1	7.3	7.2	7.3	7.2	7.8	6.9	7.8	7.5
25. 9	7.5	7.5	7.3	8.0	7.4	7.4	7.4	7.8	7.2	7.3	7.0	7.1	6.8	7.2	7.4
25. 10	7.4	7.4	7.3	7.9	7.4	7.4	7.4	7.7	7.2	7.2	7.0	7.2	6.9	7.6	7.4
25. 11	7.5	7.5	7.4	7.9	7.4	7.5	7.4	7.7	7.3	7.4	7.2	7.5	7.0	7.8	7.8
25. 12	7.4	7.4	7.2	7.7	7.3	7.4	7.3	7.5	7.2	7.1	7.0	7.1	6.8	7.4	8.2
26. 1	7.3	7.3	7.2	7.7	7.3	7.3	7.3	7.5	7.3	7.4	7.1	7.4	6.8	7.4	7.7
26. 2	7.3	7.4	7.3	7.7	7.2	7.3	7.3	7.6	7.5	7.2	7.0	7.4	6.8	7.4	7.5
26. 3	7.4	7.4	7.2	7.7	7.2	7.4	7.3	7.4	7.4	7.3	7.2	7.4	6.8	7.4	7.5
最高値	7.5	7.5	7.4	8.3	7.6	7.5	7.5	7.8	7.5	7.4	7.3	7.8	7.0	7.9	8.2
最低値	7.2	7.0	7.0	7.4	7.1	7.1	7.1	7.3	7.2	7.1	7.0	7.1	6.8	7.2	7.4

注 pHとは水素イオン濃度をいう。

□ (水質) - 2 SS 測定結果 (市測定分)

単位: mg/ℓ

水域	小矢部川														庄川
河川名	小矢部川	祖父川	岸渡川	千保川				地久子川	葦川	荒又川	黒石川	亀川	西明寺川	庄川	
調査地点	五位橋	新祖父川橋	岸渡川五位橋	春日橋	下島橋	市場橋	地子木橋	地久子橋	港東橋	上見橋	新荒又橋	黒石橋	福岡町江尻	福岡町西明寺	中田橋
類型	A	A	—	C				—	—	—	—	—	—	—	A
基準値	25以下	25以下	—	50以下				—	—	—	—	—	—	—	25以下
年月															
25. 4	11	8	5	12	9	5	5	8	5	11	5	6	4	3	5
25. 5	10	12	13	30	6	8	5	8	8	7	17	7	5	8	1未満
25. 6	5	8	5	18	2	5	4	2	4	6	3	4	5	7	2
25. 7	4	5	5	9	7	12	4	24	9	19	11	17	5	7	1未満
25. 8	9	8	10	7	3	9	5	7	3	2	6	2	3	2	3
25. 9	11	5	8	16	11	6	5	11	7	1	3	4	4	65	1未満
25. 10	6	5	6	15	9	5	5	7	7	2	8	9	6	13	1未満
25. 11	2	1未満	2	4	2	6	1	2	5	1未満	3	1	1未満	2	1未満
25. 12	4	1	1	4	2	3	2	4	6	2	2	1未満	2	3	1未満
26. 1	4	3	3	3	3	4	3	68	7	2	3	1未満	2	8	1
26. 2	3	1	4	6	4	4	4	14	4	1	1	1	7	2	2
26. 3	3	2	5	6	3	3	6	9	7	2	3	2	9	2	2
最高値	11	12	13	30	11	12	6	68	9	19	17	17	9	65	5
最低値	2	1未満	1	3	2	3	1	2	3	1未満	1	1未満	1未満	2	1未満
平均値	6	5	6	11	5	6	4	14	6	5	5	5	4	10	2

注 SS (浮遊物質—Suspended Solidの略)とは、粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質をいう。

□ (水質) - 3 DO 測定結果 (市測定分)

単位: mg/ℓ

水域	小矢部川														庄川
河川名	小矢部川	祖父川	岸渡川	千保川				地久子川		葦川	荒又川	黒石川	亀川	西明寺川	庄川
調査地点	五位橋	新祖父川橋	岸渡川五位橋	春日橋	下島橋	市場橋	地子木橋	地久子橋	港東橋	上見橋	新荒又橋	黒石橋	福岡町江尻	福岡町西明寺	中田橋
類型	A	A	—	C				—	—	—	—	—	—	—	A
基準値	7.5以上	7.5以上	—	5以上				—	—	—	—	—	—	—	7.5以上
年月															
25. 4	12	12	12	12	12	10	11	12	11	11	12	13	10	11	12
25. 5	12	12	12	11	12	11	12	12	10	11	11	13	10	11	12
25. 6	9.7	11	11	10	11	9.4	10	9.6	7.4	9.1	10	11	8.7	9.3	10
25. 7	8.6	8.7	8.2	9.1	8.5	7.8	8.1	7.8	6.8	8.4	9.2	8.9	8.1	8.6	9.1
25. 8	7.9	7.6	7.4	8.3	9.2	7.9	7.3	8.0	6.3	9.2	9.6	11	9.4	8.5	8.7
25. 9	9.0	11	11	9.6	9.9	8.7	9.5	9.7	4.1	8.9	9.0	8.9	8.6	9.1	8.7
25. 10	9.5	10	10	9.9	10	9.2	9.3	9.7	4.1	9.0	9.5	9.0	9.7	9.1	9.5
25. 11	11	11	11	11	11	10	9.9	11	5.9	9.6	10	11	9.0	10	11
25. 12	11	11	11	12	11	10	10	11	6.0	10	10	11	8.5	11	12
26. 1	12	11	11	13	13	11	11	12	11	12	12	14	9.9	13	13
26. 2	14	13	12	14	13	12	12	13	12	12	13	14	10	14	13
26. 3	12	11	11	13	12	11	11	12	11	10	12	14	10	13	13
最高値	14	13	12	14	13	12	12	13	12	12	13	14	10	14	13
最低値	7.9	7.6	7.4	8.3	8.5	7.8	7.3	7.8	4.1	8.4	9.0	8.9	8.1	8.5	8.7
平均値	11	11	11	11	11	10	10	11	8.0	10	11	12	9.3	11	11

注 DO(溶存酸素量-Dissolved Oxygenの略)とは、水に溶けこんでいる酸素の濃度をいう。

□ (水質) - 4 BOD 測定結果 (市測定分)

単位: mg/l

水域	小矢部川														庄川
	小矢部川	祖父川	岸渡川	千保川				地久子川		蓑川	荒又川	黒石川	亀川	西明寺川	
河川名	小矢部川	祖父川	岸渡川	春日橋	下島橋	市場橋	地子木橋	地久子橋	港東橋	上見橋	新荒又橋	黒石橋	福岡町江尻	福岡町西明寺	中田橋
調査地点	五位橋	新祖父川橋	岸渡川五位橋												
類型	A	A	—	C				—		—	—	—	—	—	A
基準値	2	2	—	5				—		—	—	—	—	—	2
年月	以下	以下	—	以下				—		—	—	—	—	—	以下
25. 4	0.6	0.5未満	0.5未満	0.6	0.6	1.8	0.8	0.8	1.0	1.0	0.8	1.3	0.9	0.6	0.5未満
25. 5	1.4	1.1	1.0	1.2	0.9	1.2	0.8	1.3	1.7	1.1	1.1	1.2	1.0	1.5	0.6
25. 6	1.1	0.6	0.5未満	1.0	0.7	1.9	0.8	1.0	4.1	1.2	0.6	1.9	1.3	1.1	0.5
25. 7	0.8	0.8	0.6	1.6	1.9	2.8	1.6	2.0	3.4	1.1	0.9	0.9	0.9	1.1	0.5未満
25. 8	2.5	1.4	1.5	2.2	1.6	1.9	2.3	1.9	2.0	1.1	0.9	1.1	1.3	1.0	0.6
25. 9	0.5	0.5未満	0.5未満	1.2	0.5未満	1.7	0.9	0.8	18.0	1.1	1.4	1.7	1.3	0.7	0.5未満
25. 10	0.6	0.5未満	0.5	0.7	0.5	1.4	0.8	0.9	12.0	1.5	1.5	2.8	2.6	2.6	0.5未満
25. 11	0.6	0.6	0.6	0.8	0.5	1.5	0.8	0.8	7.9	0.5未満	0.5未満	0.7	0.8	1.2	0.5
25. 12	0.7	0.6	0.7	1.1	0.8	2.0	1.4	1.4	4.1	0.6	0.6	0.8	0.6	1.0	0.6
26. 1	0.8	0.7	0.7	0.8	0.9	1.9	1.6	1.3	2.0	1.4	1.4	1.6	1.5	1.5	0.5
26. 2	0.6	0.5未満	0.5未満	0.7	0.5未満	1.1	1.6	0.7	0.7	0.5未満	0.5未満	0.7	0.5未満	0.5未満	0.5未満
26. 3	0.8	0.8	0.9	1.4	0.8	1.5	1.8	1.4	2.7	1.4	1.1	1.2	1.0	0.6	0.5未満
最高値	2.5	1.4	1.5	2.2	1.9	2.8	2.3	2.0	18.0	1.5	1.5	2.8	2.6	2.6	0.6
最低値	0.5	0.5未満	0.5未満	0.6	0.5未満	1.1	0.8	0.7	0.7	0.5未満	0.5未満	0.7	0.5未満	0.5未満	0.5未満
平均値	0.9	0.7	0.7	1.1	0.9	1.7	1.3	1.2	5.0	1.0	0.9	1.3	1.1	1.1	0.5
75%水質値	0.8	0.8	0.7	1.2	0.9	1.9	1.6	1.4	4.1	1.2	1.1	1.6	1.3	1.2	0.5

注1 BOD(生物化学的酸素要求量-Biochemical Oxygen Demandoの略)とは、水中の汚濁物質(有機物)が微生物によって酸化分解され、無機化、ガス化するときに必要とされる酸素量をもって表している。

2 「75%水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、0.75×n番目(nはデータ数)の値である。

□ (水質) - 5 BOD 年度別推移 (75%水質値)

単位: mg/l

水域	河川名	調査地点	類型	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小矢部川	小矢部川	五位橋	A	1.0	1.4	1.1	0.6	0.8	0.8
		国条橋		1.2	1.2	1.0	1.1	0.9	1.2
		城光寺橋	B	1.6	1.9	1.5	1.3	1.2	1.2
		河口	C	2.2	1.7	1.5	1.1	1.1	1.5
	祖父川	新祖父川橋	A	0.7	0.8	0.7	0.5未満	0.6	0.8
	岸渡川	岸渡川五位橋	—	0.7	0.9	0.7	0.5未満	0.6	0.7
	千保川	春日橋	C	1.1	1.5	1.2	1.1	1.0	1.2
		下島橋		0.9	1.2	0.8	0.6	0.7	0.9
		市場橋		2.0	2.0	1.9	1.3	1.1	1.9
		地子木橋		1.3	1.6	1.4	0.8	0.8	1.6
	地久子川	地久子橋	—	1.4	1.3	1.4	1.0	1.1	1.4
		港東橋		2.3	2.1	1.8	1.4	1.2	4.1
	蓑川	上見橋	—	0.9	0.9	0.8	0.8	1.0	1.2
	荒又川	新荒又橋	—	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	1.1
黒石川	黒石橋	—	1.4	1.0	1.0	0.9	1.1	1.6	
亀川	福岡町江尻	—	1.1	1.0	0.9	1.0	1.0	1.3	
西明寺川	福岡町西明寺	—	1.1	1.1	0.9	0.8	0.8	1.2	
庄川	庄川	中田橋	A	0.5未満	0.6	0.5	0.5未満	0.5未満	0.5

□ (水質) - 6 人の健康の保護に関する項目調査結果

単位: mg/l

項目	河川名		調査地点		地久子川		庄川	環境基準	定量限界
	小矢部川	祖父川	城光寺橋	新祖父川橋	五位橋	地子木橋	地久子橋		
トリクロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.03	0.002
テトラクロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.0005
1, 1, 1-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1	0.0005

注 ND (検出されず) とは、定量限界未満をいう。

□ (水質) - 7 河川の全窒素、全燐調査結果

単位: mg/l

項目	河川名		調査地点		地久子川		庄川	定量限界
	小矢部川	祖父川	城光寺橋	新祖父川橋	五位橋	地子木橋	地久子橋	
全窒素	0.8 ~1.3	0.7 ~1.5	0.7 ~0.9	0.6 ~0.8	0.5 ~0.9	0.9 ~2.8	0.2 ~0.4	0.2
全燐	0.05 ~0.09	0.04 ~0.05	0.02 ~0.05	0.02 ~0.06	0.04 ~0.12	0.06 ~0.11	0.01未満 ~0.01	0.01

□ (水質) - 8 地下水定期モニタリング調査 (環境監視調査) 結果

単位: mg/l

調査項目	調査地点数	測定結果	環境基準を超えた地点数	環境基準	定量限界
カドミウム	35	ND	0	0.01	0.001
シアン	35	ND	0	検出されないこと	0.1
鉛	35	ND	0	0.01	0.005
六価クロム	35	ND	0	0.05	0.04
砒素	35	ND	0	0.01	0.005
総水銀	35	ND	0	0.0005	0.0005
ジクロロメタン	17	ND	0	0.02	0.002
四塩化炭素	35	ND	0	0.002	0.0002
塩化ビニルモノマー	17	ND	0	0.002	0.0002
1, 2-ジクロロエタン	17	ND	0	0.004	0.0004
1, 1-ジクロロエチレン	17	ND	0	0.02	0.002
1, 2-ジクロロエチレン	17	ND	0	0.04	0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン	35	ND	0	1	0.0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	17	ND	0	0.006	0.0006
トリクロロエチレン	35	ND	0	0.03	0.002
テトラクロロエチレン	35	ND	0	0.01	0.0005
1, 3-ジクロロプロパン	17	ND	0	0.002	0.0002
チウラム	8	ND	0	0.006	0.0006
シマジン	8	ND	0	0.003	0.0003
チオベンカルブ	8	ND	0	0.02	0.002
ベンゼン	17	ND	0	0.01	0.001
セレン	17	ND	0	0.01	0.002
硝酸性・亜硝酸性窒素	35	ND~1.5	0	10	0.1
ふっ素	35	ND~0.3	0	0.8	0.08
ほう素	17	ND	0	1	0.1
1, 4-ジシロキサン	17	ND	0	0.05	0.005

注 ND (検出されず) とは、定量限界未満をいう。

□ (水質) - 9 ゴルフ場周辺水域の農薬調査結果

単位：mg/ℓ

種類	農薬名	測定結果		県指導値
		A ゴルフ場	B ゴルフ場	
殺虫剤	イソキサチオン	ND	ND	0.008
	イソフェンホス	ND	ND	0.001
	クロルピリホス	ND	ND	0.004
	ダイアジノン	ND	ND	0.005
	トリクロルホン (DEP)	ND	ND	0.03
	ピリダフェンチオン	ND	ND	0.002
	フェニトロチオン (MEP)	ND	ND	0.003
殺菌剤	イソプロチオラン	ND	ND	0.04
	イプロジオン	ND	ND	0.3
	エトリジアゾール (エクロメゾール)	ND	ND	0.004
	オキシ銅 (有機銅)	ND	ND	0.04
	キャプタン	ND	ND	0.3
	クロロタロニル (TPN)	ND	ND	0.04
	クロロネブ	ND	ND	0.05
	チウラム (チラム)	ND	ND	0.006
	トルクロホスメチル	ND	ND	0.08
	フルトラニル	ND~0.001	ND	0.2
	ペンシクロン	ND	ND	0.04
	メプロニル	ND	ND	0.1
除草剤	アシュラム	ND	ND	0.2
	ジチオピル	ND	ND	0.008
	シマジン (CAT)	ND	ND	0.003
	テルブカルブ (MBPMC)	ND	ND	0.02
	ナプロパミド	ND	ND	0.03
	ブタミホス	ND	ND	0.004
	プロピザミド	ND	ND	0.008
	ベンスリド (SAP)	ND	ND	0.1
	ベンフルラリン (ベスロジン)	ND	ND	0.08
	ペンディメタリン	ND	ND	0.05
	メコプロップ (MCP)	ND	ND	0.005
メチルダイムロン	ND	ND	0.03	

注 ND (検出されず) とは、定量限界 (0.001mg/ℓ) 未満をいう。

騒音振動関係資料

□ (騒音) - 1 自動車交通騒音(地点評価、要請限度)調査結果

単位：デシベル (A)

測定地点				L _{Aeq}						
道路 路線名	地区名	測定 年月	時間 区分	要請 限度値	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
国道8号	能町南 一丁目	25. 9	昼間	75	68	69	67	69	68	68
			夜間	70	65	64	63	65	64	64
	木 町	25. 9	昼間	75	70	71	72	71	70	70
			夜間	70	66	67	68	66	65	65
	本 郷 一丁目	25. 12	昼間	75	70	71	71	72	70	70
			夜間	70	67	68	68	68	66	66
	北 島	25. 10	昼間	75	71	74	75	74	73	72
			夜間	70	68	70	70	70	70	68
	上 渡	26. 2	昼間	75	71	72	72	71	71	65
			夜間	70	70	69	69	69	68	63
	福岡町 下 蓑	25. 10	昼間	75	68	68	68	70	69	69
			夜間	70	67	67	66	68	68	68
国道156号	四 屋	25. 9	昼間	75	67	67	66	66	66	67
			夜間	70	61	60	59	59	59	61
	丸の内	25. 10	昼間	75	62	62	61	63	62	64
			夜間	70	56	55	55	57	61	59
	鐘紡町	25. 10	昼間	75	65	65	65	67	68	67
			夜間	70	58	59	60	60	60	61
	戸出町 四丁目	26. 1	昼間	75	66	66	64	67	68	67
			夜間	70	59	60	57	60	64	61
国道160号	長慶寺	25. 12	昼間	75	70	70	71	71	71	70
			夜間	70	64	66	65	65	64	62
国道415号	伏木一宮 二丁目	25. 12	昼間	75	62	62	63	61	62	62
			夜間	70	55	55	55	55	55	55
主要地方道富山 戸出小矢部線	下麻生	24. 12	昼間	75	66	67	—	65	—	67
			夜間	70	61	62	—	60	—	62
主要地方道 新湊庄川線	中曾根	—	昼間	75	67	67	68	—	68	—
			夜間	70	61	60	61	—	60	—
主要地方道 伏木港線	伏 木 二丁目	25. 9	昼間	75	67	68	—	64	—	68
			夜間	70	59	60	—	55	—	58
	荻布	—	昼間	75	67	66	66	—	65	—
			夜間	70	60	59	58	—	58	—
主要地方道 富山高岡線	野 村 第 二	25. 9	昼間	75	66	67	66	67	67	67
			夜間	70	61	63	61	62	62	62
主要地方道 高岡環状線	能 町	25. 9	昼間	75	68	68	68	66	65	65
			夜間	70	59	59	59	58	57	58
	二上町	25. 10	昼間	75	66	66	64	65	65	66
			夜間	70	60	60	57	59	58	58
主要地方道 高岡小杉線	赤祖父	25. 9	昼間	75	69	67	67	67	68	69
			夜間	70	62	59	59	60	61	62

単位：デシベル（A）

測定地点				LAeq						
道路 路線名	地区名	測定 年月	時間 区分	要請限 度値	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
主要地方道 高岡氷見線	昭和町 一丁目	25. 9	昼間	75	66	67	66	67	68	66
			夜間	70	60	60	58	61	59	59
市道羽広二丁目 南幸町線	羽 広 二丁目	25. 9	昼間	75	65	62	63	58	70	64
			夜間	70	60	56	56	50	65	58
市道清水町二丁 目駅南一丁目線	駅 南 四丁目	26. 1	昼間	75	62	62	62	63	70	62
			夜間	70	55	56	55	58	66	57

注1 LAeqは等価騒音レベルのことである。

2 国道8号沿い（5地点）の騒音レベル値は、3日間の時間区分ごとのパワー平均値である。その他の地点は、24時間の時間区分ごとのパワー平均値である。

□ (騒音) - 2 3車種分類による自動車走行台数調査結果

調査地点		昼 間								夜 間							
		午前10:00~10:10				午後3:00~3:10				午後10:00~10:10				午前 3:00~3:10			
地区名	調査年月	大型 %	小型 %	二輪 %	計	大型 %	小型 %	二輪 %	計	大型 %	小型 %	二輪 %	計	大型 %	小型 %	二輪 %	計
能町南一丁目	25. 9	63 22.9%	208 75.6%	4 1.5%	275	41 16.7%	203 82.5%	2 0.8%	246	7 7.6%	85 92.4%	0 0.0%	92	11 45.8%	13 54.2%	0 0.0%	24
木 町	25. 9	40 18.2%	179 81.4%	1 0.5%	220	32 12.5%	222 87.1%	1 0.4%	255	14 17.9%	64 82.1%	0 0.0%	78	7 46.7%	8 53.3%	0 0.0%	15
本 郷一丁目	25.12	32 15.0%	182 85.0%	0 0.0%	214	31 16.2%	159 83.2%	1 0.5%	191	7 7.1%	91 92.9%	0 0.0%	98	6 42.9%	7 50.0%	1 7.1%	14
北 島	25.10	28 16.8%	139 83.2%	0 0.0%	167	26 14.7%	151 85.3%	0 0.0%	177	10 19.2%	42 80.8%	0 0.0%	52	5 50.0%	5 50.0%	0 0.0%	10
上 渡	26. 2	37 27.2%	99 72.8%	0 0.0%	136	22 21.2%	82 78.8%	0 0.0%	104	4 9.5%	38 90.5%	0 0.0%	42	4 50.0%	4 50.0%	0 0.0%	8

注 各欄の下段の数値は、各調査毎の当該車種の占有比率を示す。

□ (騒音) - 3 自動車交通騒音(面的評価)の環境基準達成状況

評価地点				環境基準達成状況						
道路 路線名	地区名	区間 番号	距離 (km)	評価 対象 戸数 (戸)	昼・夜共 に達成 した戸 数(戸)	昼間の み達成 した戸 数(戸)	夜間の み達成 した戸 数(戸)	昼・夜共 に超過 した戸 数(戸)	平成25年 度環境基 準達成率 (%)	平成24年 度環境基 準達成率 (%)
北陸自動車道	小泉新	120	1.7	18	18	0	0	0	100	100
国道8号	能町南一丁目	10200	1.8	271	261	0	0	10	77.2	77.4
	木町	10210	1.5	184	149	0	0	35		
	本郷2丁目	10230	0.8	34	23	1	0	10		
	宮田町	10240	3.2	253	187	12	0	54		
	福岡町下蓑	10250	7.1	349	222	94	0	33		
国道156号	鐘紡町	10470	7.4	397	394	1	0	2	99.8	99.8
	泉町	10480	2.1	352	352	0	0	0		
	清水町1丁目	10490	1.1	428	428	0	0	0		
	丸の内	10500	1.2	257	257	0	0	0		
	京町	10510	1.8	202	202	0	0	0		
国道415号	米島	10780	1.6	56	56	0	0	0	95.0	95.0
	姫野	10800	2.7	325	306	19	0	0		
(主)新湊庄川線	中曽根	40410	0.9	72	72	0	0	0	100	100
(主)伏木港線	荻布	40700	3.0	405	405	0	0	0	100	100
(一)中川南町線	中川本町	46201	1.4	417	416	0	0	1	99.8	99.8
(主)富山高岡線	本丸町	41170	2.4	367	367	0	0	0	100	100
(主)高岡環状線	能町	41430	1.6	154	154	0	0	0	100	100
	野村	41440	1.8	296	296	0	0	0		
	双葉町	41450	1.2	204	204	0	0	0		
	蓮花寺	41460	3.1	156	156	0	0	0		
	二上町	41500	2.4	73	73	0	0	0		
(主)高岡小杉線	赤祖父	41520	3.5	446	445	0	0	1	99.8	99.8
(主)高岡氷見線	昭和町1丁目	41690	6.5	938	831	2	49	56	88.6	93.8
(主)高岡青井谷線	大野	42070	1.1	176	176	0	0	0	100	100
(主)富山戸出小矢部線	下麻生	40360	6.6	442	441	0	0	1	99.8	99.8

- 注1 区間番号はH22年度道路交通センサスより引用。
 2 全評価戸数とは、調査区間における住居等の戸数である。
 3 環境基準達成率(%)とは、評価対象戸数のうち昼間および夜間ともに環境基準を達成している住居等の割合を把握して面的評価したものである。
 4 表の太字は平成25年度に測定した地点における面的評価結果である。

□ (振動) - 1 道路交通振動調査結果

単位: デシベル

測定地点				L10						
道路 路線名	地区名	測定 年月	時間 区分	要請 限度値	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
国道8号	能町南 一丁目	25. 9	昼間	70	43	43	42	43	42	42
			夜間	65	40	39	39	39	38	38
	木 町	25. 9	昼間	70	53	52	51	51	50	49
			夜間	65	47	48	46	47	45	44
	本 郷 一丁目	25. 12	昼間	70	46	45	46	47	47	47
			夜間	65	43	43	44	46	46	43
	北 島	25. 10	昼間	70	53	53	54	54	53	53
			夜間	65	51	50	52	51	48	47
	上 渡	26. 2	昼間	70	43	40	39	41	40	40
			夜間	65	40	38	37	38	38	35
	福岡町 下 蓑	25. 10	昼間	70	44	42	45	44	45	39
			夜間	65	44	42	44	42	41	36
国道156号	四 屋	25. 9	昼間	70	39	40	42	40	41	39
			夜間	65	35	35	35	32	34	33
	丸の内	25. 10	昼間	70	38	38	39	39	39	39
			夜間	65	29	30	31	29	31	29
	鐘紡町	25. 10	昼間	70	38	33	35	33	31	32
			夜間	65	30	26	30	28	27	26
	戸出町 四丁目	26. 1	昼間	65	31	33	34	32	33	34
			夜間	60	28	28	29	26	28	26
国道415号	伏木一宮 二丁目	25. 12	昼間	65	28	28	28	28	28	27
			夜間	60	26	21	22	19	22	19
主要地方道富山 戸出小矢部線	下麻生 ^(注2)	25. 12	昼間	65	—	—	—	42	—	40
			夜間	60	—	—	—	31	—	29
主要地方道 新湊庄川線	中曽根 ^(注2)	—	昼間	65	42	41	42	—	45	—
			夜間	60	30	30	31	—	31	—
主要地方道 伏木港線	伏木 ^(注2) 二丁目	25. 9	昼間	70	—	—	—	42	—	46
			夜間	65	—	—	—	30	—	30
	荻布 ^(注2)	—	昼間	70	38	37	40	—	38	—
			夜間	65	33	29	32	—	29	—
主要地方道 富山高岡線	野 村 第 二	25. 9	昼間	70	38	40	40	38	40	39
			夜間	65	29	33	35	30	33	31
主要地方道 高岡環状線	能 町	25. 9	昼間	70	45	44	46	45	43	45
			夜間	65	32	30	32	32	28	30
	二上町	25. 10	昼間	65	40	39	40	40	41	40
			夜間	60	29	27	28	28	27	26
主要地方道 高岡小杉線	赤祖父	25. 9	昼間	65	38	40	38	38	38	37
			夜間	60	32	31	33	27	28	27
主要地方道 高岡氷見線	昭和町 一丁目	25. 9	昼間	70	42	41	45	42	41	39
			夜間	65	34	33	34	33	30	30
市道羽広二丁目 南幸町線	羽 広 二丁目	25. 9	昼間	65	45	45	45	41	42	40
			夜間	60	39	39	39	34	36	34
市道清水町二丁 目駅南一丁目線	駅 南 四丁目	25. 2	昼間	70	40	39	40	40	38	39
			夜間	65	32	30	32	29	29	30

注1 L10は、5秒間隔、100個の測定値の80パーセントレンジの上端の数値を、時間区分について算術平均した数値

注2 下麻生(地点17)及び伏木二丁目(地点19)並びに中曽根(地点18)及び荻布(地点20)は平成23年度から隔年で測定を実施している。

悪臭関係資料

□ (悪臭) - 1 悪臭測定結果

(公害防止協定工場分は協定工場立入調査結果資料に記載)

< 四 屋 浄 化 セ ン タ - >

単位：ppm

悪臭物質 測定地点	アンモニア	メチルメル カプタン	硫化 水素	硫化 メチル	二硫化 メチル	トリメチル アミン	プロピオン 酸	ノルマル 酪酸	ノルマル 吉草酸	イソ 吉草酸
敷地境界3地点	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
規 制 値	1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005	0.03	0.001	0.0009	0.001

< 二 上 浄 化 セ ン タ - >

単位：ppm

悪臭物質 測定地点	アンモニア	メチルメル カプタン	硫化 水素	硫化 メチル	二硫化 メチル	トリメチル アミン	プロピオン 酸	ノルマル 酪酸	ノルマル 吉草酸	イソ 吉草酸
敷地境界3地点	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
規 制 値	1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005	0.03	0.001	0.0009	0.001

< 松 太 枝 浜 浄 化 セ ン タ - > *悪臭防止法規制地域外

単位：ppm

悪臭物質 測定地点	アンモニア	メチルメル カプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル	トリメチル アミン
敷地境界3地点	ND	ND	ND	ND	ND	ND
規 制 値	1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005

< 環 境 ク リ ー ン 工 場 > *悪臭防止法規制地域外

単位：ppm

悪臭物質 測定地点	アンモニア	メチルメル カプタン	硫化 水素	硫化 メチル	二硫化 メチル	トリメチル アミン	プロピオン 酸	ノルマル 酪酸	ノルマル 吉草酸	イソ 吉草酸
敷地境界3地点	ND~ 0.1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
規 制 値	1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005	0.03	0.001	0.0009	0.001

単位：ppm

悪臭物質 測定地点	アセト アルデヒド	プロピオン アルデヒド	ノルマルブチル アルデヒド	イソブチル アルデヒド	ノルマルペンチル アルデヒド	イソペンチル アルデヒド
敷地境界3地点	ND	ND	ND	ND	ND	ND
規 制 値	0.05	0.05	0.009	0.02	0.009	0.003

注 ND(検出されず)とは、定量限界未満をいう。

< クリーンシステムとなみ（砺波地方衛生施設組合） > *悪臭防止法規制地域外
 単位：ppm

悪臭物質 測定地点	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル
敷地境界	ND	ND	ND	ND	ND
規制値	1	0.002	0.02	0.01	0.009

注 ND(検出されず)とは、定量限界未満をいう。

□ (悪臭) - 2 悪臭物質定量限界値一覧

単位：ppm

項目	定量限界値	項目	定量限界値
アンモニア	0.1	メチルイソブチルケトン	0.05
メチルメルカプタン	0.001	トルエン	0.05
硫化水素	0.001	スチレン	0.05
硫化メチル	0.001	キシレン	0.05
二硫化メチル	0.001	プロピオン酸	0.001
トリメチルアミン	0.001	ノルマル酪酸	0.0001
アルデヒド類	0.003	ノルマル吉草酸	0.0001
イソブタノール	0.05	イソ吉草酸	0.0001
酢酸エチル	0.05		

たかおかの環境（平成25年度）

平成26年（2014年） 9月 発行

編集 高岡市生活環境部地域安全課

高岡市広小路 7番50号

電話 0766(20)1353

印刷部数 130部

